

第3章 姫路城の概要

第1節 姫路城の概要

第1項 姫路城の位置

姫路城は、市域南部に広がる播磨平野に位置し、播磨灘の沿岸から北に約7キロメートル内陸に所在する。市の玄関口である姫路駅から北に約1.4キロメートルの位置にある姫山、鷺山を中心に、内堀、中堀、外堀で囲まれた三重の曲輪で構成され、曲輪外にあたる北の野里地区や西の船場地区などにも城下町が広がっていた。これら姫路駅の北側に広がる旧城下を中心に、市の中心市街地が形成されている。

第2項 姫路城の歴史

1. 姫路城築城以前

姫路城周辺の平野は、概ね縄文時代後期から晩期にかけて形成され、平野部には弥生時代前期以降の遺構が確認できるようになる。江戸時代の城下町に重なる範囲には弥生時代前期の溝や弥生時代後期、古墳時代初頭の建物跡が確認できるが、その密度は濃いものではなく、拠点となる集落が形成されていたような状況ではない。姫路城内の石垣には多くの石棺材の転用が認められ、鷺山では6世紀中頃～7世紀の装飾付須恵器や玉類等が出土しており、姫山を含む丘陵部に古墳が存在していた可能性は高い。その後、7世紀後半以降になると総柱建物跡や溝が確認できるようになってくる。8世紀以降には正方位の主軸をもつ特徴的な遺構が広い範囲で確認できるようになり、平野部の状況はそれまでと大きく様相を異にする。

播磨国府の所在は、平安時代の『和名類聚抄』に記された「播磨国府在飾磨郡」を手掛かりにして、明治時代以降、多くの研究者によりその所在について様々な説が提示されてきた。そうした中、昭和51年（1976）、総社本町にある姫路郵便局増築等に伴って本町遺跡の発掘調査が実施された。奈良時代の正方位に主軸を持つ建物群と飾磨郡条里（N - 20° - E前後）に主軸を持つ建物群が確認され、その整然とした配置から播磨国総社射楯兵主神社（「総社」）付近に播磨国府が存在する可能性が高まった。近年の城下町下層の発掘調査成果から国府の範囲は「総社」周辺のみではなく、JR姫路駅付近まで広がっていると考えられる。平安時代以後も播磨国府あるいは国衙として維持されており、国衙在庁官人等の活動を文献から知ることができる。発掘調査では、「総社」周辺に当該時期の遺構が点的に確認できるものの、奈良時代に比べるとその範囲は縮小したと考えられる。

2. 姫路城の成立

姫路城の内曲輪に含まれる姫山及び鷺山における城郭の出現は中世にさかのぼる。「播磨鑑」など近世に成立した史料では、元弘の争乱（1331～1333）において播磨の豪族赤松則村（円心）が姫路に縄張を定め、小寺氏に守備させたという記述がある。その後、則村の次男貞範が貞和2年（1346）に姫山に居館を構え、これが築城の最初とされている。ただし、これら南北朝期の状況は当時の史料からは確認できず、詳細は不明である。

応仁の乱後になると、文明6年（1474）の「浦上則宗奉書」（正明寺文書）に「符（府）中守護屋敷」との記述がある。さらに、文明12年（1480）には府中に守護赤松政則の「太守居」（蔭涼軒日録）が存在し、「ひめじ山」で守護の沙汰が行われている（山科家礼記）ことから、守護の拠点的施設が姫路に設けられていたことが確認できる。

姫山に城郭が存在していたことを示す最も古い史料としては、戦国期に入った永禄4年（1561）の「助

大夫畠地売券」(正明寺文書)に「姫道御構東門之口」との記述である。また、天正4年(1576)の伊予丸串城主西園寺宣久の伊勢参宮の記録「伊勢参宮海陸之記」によれば、「姫路の用(要)害小寺官兵衛尉城主なり」とあり、黒田(小寺)官兵衛が要害の城主であったことがわかる。ただ、当時の姫路城は御着城の端城(黒田家譜)であり、府中内の他の拠点施設とともに並列的な位置づけであった可能性が高い。「黒田家譜」によれば官兵衛は二の丸に居住したとあり、複数の曲輪で構成される縄張であったとみられる。

3. 羽柴秀吉による築城

現在の姫路城の基礎は、羽柴秀吉が、天正9年(1581)に三重の天守を持つ姫路城を完成させたことに始まる。白国文書によると、秀吉は、天正8年(1580)閏3月に「取手(砦)普請道具」のため竹木切り取りを「すこう(菅生)谷」で禁止する制札を出すなど、入城と共に築城の準備に取り掛かったと見られる。同時に置塩城や御着城など播磨の主要城郭の城割りが命じられており(「羽柴秀吉播磨国中城割り覚」一柳文書)、播磨の拠点城郭へと機能を高めている。その後、天正11年(1583)には弟秀長が、天正13年(1585)には木下家定が城主となった。

4. 池田輝政、本多忠政による築城

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの功績により播磨へ入封した池田輝政は、慶長6年(1601)から慶長14年(1609)にかけて姫路城の大改修を実施した。新たに縄張が行われ、堀、石垣、土塁などを巡らし、内曲輪を中心に、中曲輪、外曲輪を配した三重の曲輪構成とした城域を整備した。内曲輪には、秀吉が築いた石垣などを流用しながら本丸や二の丸などを整え、三重の天守を解体し、新たに五重の大天守を中心とした「連立式天守」のほか、御殿、櫓、門、土塀などを築いた。また、城下町の整備も進められ、中曲輪、外曲輪の町割りは、ほぼこの時期に完成した。

池田氏に続き、元和3年(1617)に本多忠政が入封し、西の丸や三の丸の居館を中心に大規模な改築を進めた。これにより内曲輪については、今の姿がほぼ完成した。なお、本多時代には、城主の居館が備前丸(本丸)から三の丸西側高台へ移されている。

本多氏以後、松平(奥平)・松平(結城)・榊原氏などの親藩・譜代大名が1代から4代で頻繁に交代したが、寛延2年(1749)に酒井氏が城主となると、以後、廃藩までの約120年間、酒井氏10代の城主が続いた。

表：歴代城主一覧(城主になった年)

城主	和暦	西暦	城主	和暦	西暦	城主	和暦	西暦
羽柴秀吉	天正8年	1580	なおのり 直矩	慶安元年	1648	ともりのり 朝矩	寛延元年	1748
秀長	天正11年	1583	ただつぐ 榊原忠次	慶安2年	1649	ただすみ 酒井忠恭	寛延2年	1749
いささだ 木下家定	天正13年	1585	まさふさ 政房	寛文5年	1665	たださね 忠以	安永元年	1772
てるまさ 池田輝政	慶長5年	1600	まさみち (政倫)	寛文7年	1667	ただひろ 忠道	寛政2年	1790
としたか 利隆	慶長18年	1613	松平(結城)直矩	寛文7年	1667	ただみつ 忠実	文化11年	1814
みつまさ 光政	元和2年	1616	本多忠国	天和2年	1682	ただのり 忠学	天保6年	1835
ただまさ 本多忠政	元和3年	1617	ただたか 忠孝	宝永元年	1704	ただとし 忠宝	弘化元年	1844
まさとも 政朝	寛永8年	1631	まさくに 榊原政邦	宝永元年	1704	ただてる 忠顕	嘉永6年	1853
まさかつ 政勝	寛永15年	1638	まさすけ 政祐	享保11年	1726	ただしげ 忠績	万延元年	1860
ただあきら 松平(奥平)忠明	寛永16年	1639	まさみね 政岑	享保17年	1732	ただとし 忠惇	慶応3年	1867
ただひろ 忠弘	正保元年	1644	まさなが 政永	寛保元年	1741	ただくに 忠邦	明治元年	1868
なおもと 松平(結城)直基	慶安元年	1648	あきのり 松平(結城)明矩	寛保元年	1741			



図：池田家時代の絵図（姫路城内家臣用屋敷割図：慶長 18 年（1613）～元和 3 年（1617））

（岡山大学附属図書館蔵）

表：姫路城の歴史

年代	事項
天正 9 年（1581）	羽柴秀吉が三重といわれる天守を築き、近世城郭「姫路城」の基礎が成立する
慶長 14 年（1609）	池田輝政が曲輪や五重の大天守などを築造し、現在の姫路城の大部分を整える
元和 3 年（1617）	本多忠政が西の丸の増築や三の丸の改修などを行い、現在の姫路城の姿を完成させる
明暦 2 年（1656）	大天守東・西大柱の根元部分を根継する大補強を行う
	江戸時代に行われた大天守の修理は、軸部の補強 19 回、軒廻り修理 17 回を数える
明治 4 年（1871）	廃藩置県に伴い姫路城は兵部省の管轄下に置かれる
明治 6 年（1873）	陸軍省により全国の城郭が存城と廃城に区分されるが、姫路城は全国に 56 ヲ所認められた存城の 1 つに選ばれる
明治 7 年（1874）	歩兵第十連隊の一中隊が仮営する
明治 9 年（1876）	姫路営舎の完成により歩兵第十連隊が転営する
明治 10 年（1877）	姫路城天守修繕の予算（金 381 円 60 銭）が裁可される これ以降、陸軍省により修繕工事が行われたが、本格的な修理には至らず
明治 11 年（1878）	陸軍省の中村重遠大佐が陸軍卿山県有朋に名古屋、姫路両城の保存についての陸軍から太政官への上申書の伺書を提出する
明治 15 年（1882）	失火により、2 月にりの櫓、12 月には備前丸の御殿、石垣上の櫓や渡櫓などを焼失する
明治 31 年（1898）	第十師団司令部が設置される

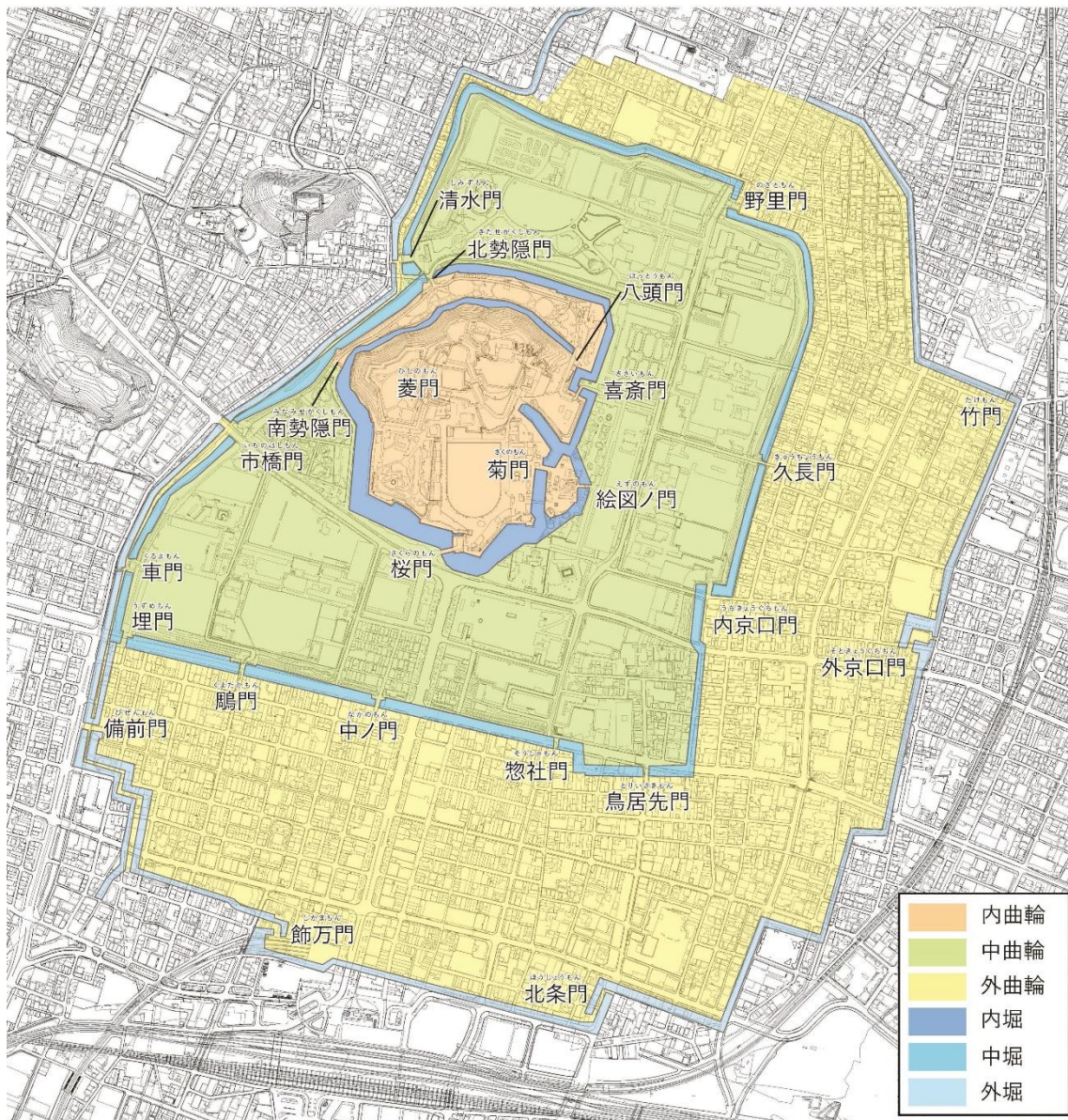
年代	事項
	明治7年以降、兵舎建設に伴う三の丸の本城や向屋敷、旧侍屋敷や多くの門、櫓が取り壊され、中曲輪以内の大部分を軍用施設が占めることとなった
明治41年(1908)	白鷺城保存期成同盟会が結成される
明治43年(1910)	陸軍省により本格的な保存修理が行われる(翌44年まで。西の丸を除く)
大正8年(1919)	陸軍省により西の丸の建造物や石垣の修理が行われる(翌9年まで)
昭和3年(1928)	「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき「史蹟」に指定される
昭和5年(1930)	姫路市が、「史蹟姫路城」の管理者に指定される
昭和6年(1931)	「国宝保存法」に基づき天守ほか82棟が「国宝(旧国宝)」に指定される 文部省の援助を得て、姫路市が西の丸の修理を行う(翌7年まで)
昭和9年(1934)	西の丸のタの渡櫓からヲの櫓にかけての石垣が櫓もろとも崩壊
昭和10年(1935)	昭和39年まで続く文部省直営による修理事業「昭和の大修理」が開始される(9年度より) まずは崩落個所の修理に取り掛かったが、ルの櫓の石垣が再び崩れ落ちたため、西の丸全体の修理工事を実施することとなった
昭和11年(1936)	文部省保存課が大天守を含めた全建造物の破損調査(翌12年まで)を実施し、併せて詳細な現状記録を作成
昭和12年(1937)	姫路市が、前年の調査結果をまとめた「姫路城破損調査記録」、「国宝姫路城」を刊行
昭和19年(1944)	第2次世界大戦の戦局の悪化により保存修理工事を中断
昭和24年(1949)	姫路市長らが、姫路城補修、保護施設建設の陳情書を作成し、署名運動を起こすとともに、白鷺城修築期成同盟を結成する 姫路城補修、保護施設費国庫補助請願を行い、衆議院本会議において採択される
昭和25年(1950)	「文化財保護法」が制定され、文化財保護委員会が発足する。 文部省が「昭和の大修理」を再開する 第一次六ヵ年計画により菱の門などの解体修理を開始(昭和30年度まで)
昭和26年(1951)	大天守、東・西・乾小天守、イ・ロ・ハ・ニの渡櫓が「国宝」に指定される
昭和31年(1956)	文部省が第二次八ヵ年計画で大天守などの解体修理を開始(昭和39年度まで) 姫路城跡が「特別史跡」に指定される
昭和39年(1964)	姫路市が、姫路城の国宝及び重要文化財建造物の管理団体に指定される
昭和44年(1969)	特別史跡姫路城跡整備管理方針(四者協定)策定
昭和48年(1973)	姫路市単独で、大天守ほか2棟の「昭和の大修理」後の小修理を開始(昭和49年度まで)
昭和50年(1977)	国補助事業による「昭和の大修理」後の建造物の保存修理工事開始(平成5年度まで)
昭和61年(1986)	特別史跡姫路城跡整備基本構想(旧基本構想)策定
昭和62年(1987)	姫路市都市景観条例を制定
昭和63年(1988)	姫路市都市景観形成基本計画を策定
平成元年(1989)	姫路城周辺地区景観ガイドプランを策定
平成2年(1990)	埋門石垣が崩落。翌年から文化財石垣として保存修理工事を開始
平成5年(1993)	姫路城が「世界遺産」に登録される
平成6年(1994)	「姫路城平成中期保存修理計画」に基づく建造物の保存修理事業(国補助)開始(令和5年度まで)
平成7年(1995)	北部・西部中堀浚渫、護岸石積工事を実施(平成18年度まで)
平成15年(2003)	特別史跡姫路城跡石垣総合調査を実施し、石垣総合評価を基に「特別史跡姫路城跡石垣修理計画」を作成(平成19年度まで)
平成16年(2004)	「景観法」制定
平成17年(2005)	姫路城周辺地区景観ガイドプランを改定
平成19年(2007)	姫路市都市景観形成基本計画を改定
平成20年(2008)	特別史跡姫路城跡整備基本構想(基本構想)改定、姫路市景観計画策定
平成21年(2009)	「国宝姫路城大天守保存修理事業(国補助)」による保存修理工事開始(平成26年度完了)
平成23年(2011)	特別史跡姫路城跡整備基本計画(整備基本計画)策定
平成24年(2012)	姫路市歴史文化基本構想策定
平成25年(2013)	姫路城重要文化財建造物等保存活用計画(建造物等保存活用計画)策定
令和3年(2021)	大手前通りにおける建築物等の高さ規制等を変更
令和6年(2024)	「姫路城令和中期保存修理計画」に基づく建造物の保存修理工事(国補助事業)開始

第3項 姫路城の構造

1. 姫路城の縄張

姫路城は姫山（標高約 46 メートル）を中心として周囲の平地をとり入れた平山城で、市川から分流し、姫山西麓を南流する船場川を西端に、堀を三重に回して区画した、内、中、外の三重の曲輪で構成される。姫山北東から発した内堀は、左回りに巡って姫山を中心とする内曲輪を囲い込み、さらに延びて姫山北西で中堀に連なる。中堀はそのまま船場川に沿って南に延び、左回りに旋回して一巡し、中曲輪を区画する。外堀は、西の船場川を利用しつつ左旋し、野里門北方まで巡って外曲輪を区画する。

縄張の基本構造は、内堀を、中堀と外堀が取り囲んだ輪郭式の縄張と言えるが、西側は船場川が外縁となり、中曲輪西側の一部と外曲輪西辺に曲輪を設けることが出来ていないため、実際は梯郭式の縄張と言える。また、堀の巡り方から、らせん式（渦郭式）縄張にも類するとされ、江戸城の右渦に対して左渦の構成をみせる。各堀内際に石垣や土塁を設けて防衛線を築いて要所に虎口を設け、内曲輪南方を大手、東方を搦手とし、西国街道（山陽道）を東の外京口門から西の備前門に抜ける、城下の主要道路として配した。曲輪内には武家地などを配するほか、町屋などが建ち並ぶ町人地を取り込んだ総構えのつくりであった。



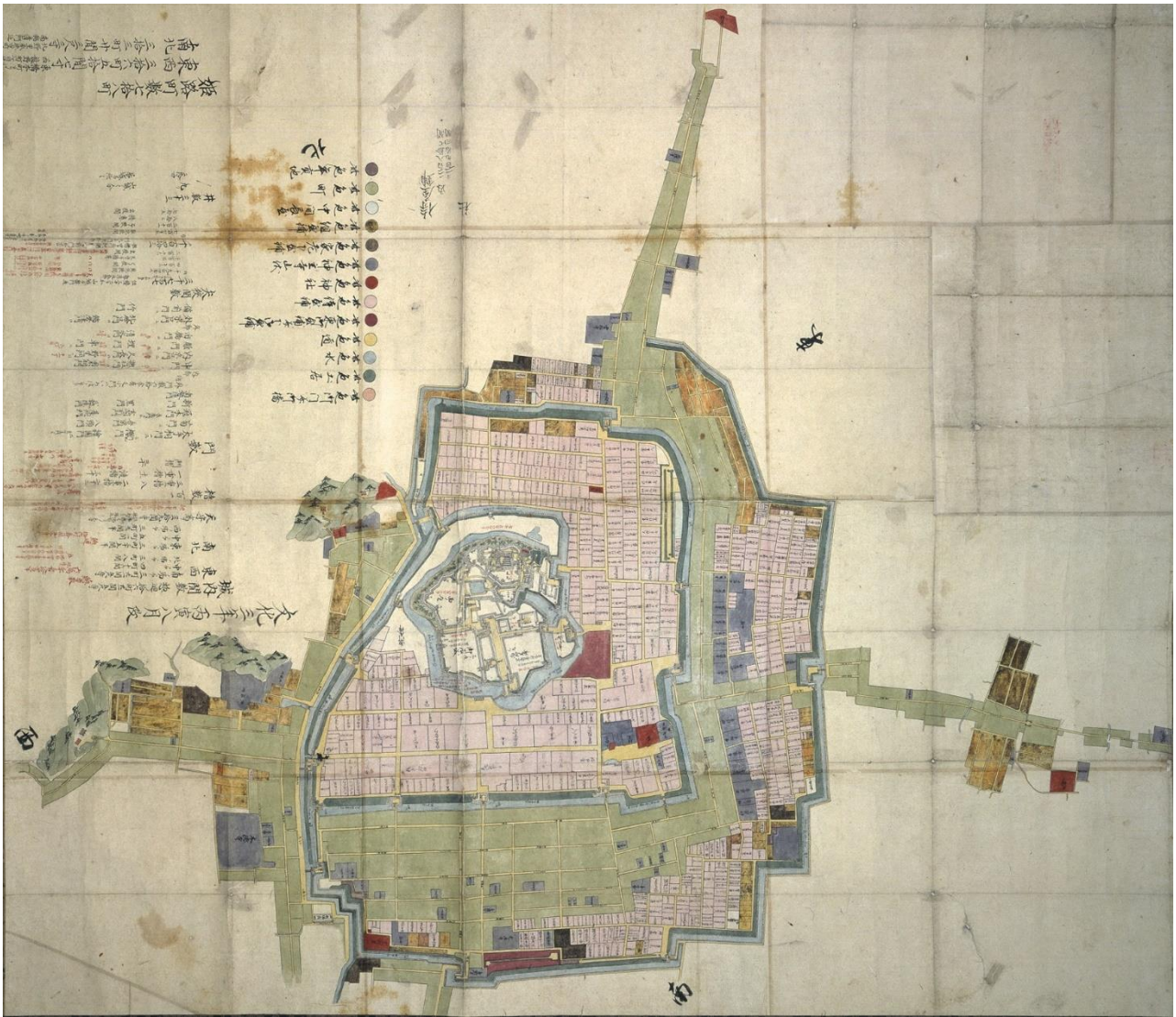
図：姫路城の縄張

2. 各曲輪の構成（普請、作事）

姫路城の曲輪構成について、酒井家時代の絵図を参考とし、概要を述べる。



図：酒井家時代の絵図（姫路侍屋敷図：寛延4年（1751）～宝暦4年（1754））



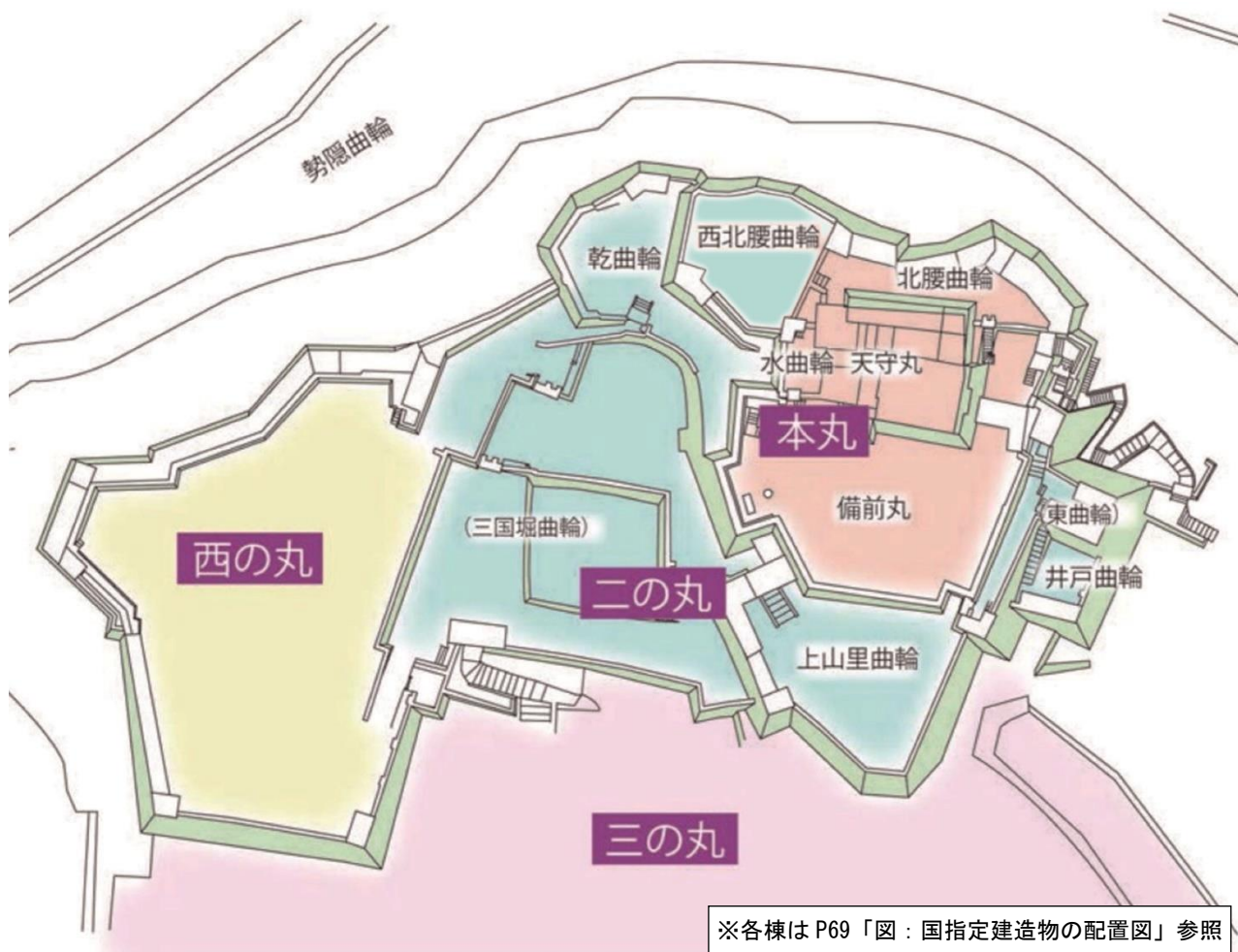
図：酒井家時代の絵図（姫路城下絵図：安永7年（1778）～文化7年（1810））（兵庫県立歴史博物館蔵）

（1）内曲輪

内曲輪は、内堀により区画された曲輪で、標高約46メートルの姫山を中心とし、やや低い西の鷺山と周辺の平地を取り込んだ姫路城の中核部で、平地には御殿などを配して政務の中核を担った。堀内際などに石垣を築いて櫓や土塀などを設け、要所の門には柵形を設けて防御を固めた。内曲輪はさらに、姫山を利用した本丸及び二の丸、鷺山を造成して築かれた西の丸、南側平地の三の丸、その東側の御作事所出丸、姫山東麓の東三の丸と北側の勢隠曲輪に分けられる。

内曲輪を区画する内堀は、姫山の北東を起点にして、「八頭門」から姫山及び鷺山の北麓、西麓を左旋しながら南下し、東に折れて三の丸南で大手に繋がる「桜門」を経て北に折れる。北進する途中で東西に分岐して三の丸東の「菊門」と御作事所出丸の「絵図ノ門」を北上して交差し、御作事所出丸を区画する。そこから一方は北西に延びて上山里曲輪東で止まって三の丸と東三の丸とを区画するが、他方はそのまま北進し、搦手の「喜斎門」まで一周したのち、さらに北上して左旋し、北側の勢隠曲輪の外周に沿って「北勢隠門」に至り、中堀に繋がる。勢隠曲輪は、西側の中堀と東側の1巡目の内堀に挟まれて南下し、「南勢隠門」で中曲輪と繋がる。

本丸及び二の丸は、姫山の自然地形を利用して、さらにいくつかの曲輪を配しており、ここだけを見ると階郭式縄張の様相をみせる。本丸の北辺、二の丸の北側や南辺には羽柴期の石垣が残り、池田氏はこの石垣を利用しながら、曲輪を拡張したことがわかる。



図：本丸、二の丸等の縄張

本丸は、姫山山頂の天守群が並び建つ天守丸を中心に、北に北腰曲輪、西に水曲輪を置き、南に備前丸を配する。天守丸は、南東の「大天守」を起点に、東・乾・西の3つの小天守をイ・ロ・ハ・ニの渡櫓でロの字型に連結した「連立式天守」を築き、中庭に台所を配して、入り口となる「二の渡櫓」の前は、「水の四門」で区画する。北腰曲輪は、北辺に「イの渡櫓」などの諸櫓を連れ、西辺の石垣中に「はの門」を穿ち、南東には「への門」を開く。水曲輪は、天守に至る道で、「水の一門」、「水の二門」、「水の三門」を開き、水の二門脇に「ニの櫓」を配す。備前丸には、東側に「御台所」などの御殿を配し、西、南、東に巡る石垣上には「二の櫓」、「御対面所」、「四の櫓」などが一連で接続して建ち、少し離れて「五の櫓」などが配されていたが、現在は北東隅の「備前門」、「折廻り櫓」が残るのみである。

二の丸は、本丸を取り囲むように築かれている。北腰曲輪の西に西北腰曲輪（『姫路市史 14 巻』では本丸としているが、本計画では二の丸に含む。）、乾曲輪と続き、備前丸西の三国堀周囲に三国堀曲輪を配す。天守丸東には搦手口を開き、備前丸東の東曲輪には井戸曲輪を、南には上山里曲輪を配す。西北腰曲輪は、南西に「にの門」を開くが、かつては西辺、北辺にも櫓が続き、北西に「ハの櫓」が配されていた。乾曲輪は、北西部の南に「はの門」を開き、北に「ロの櫓」を配す。かつては、「はの門」、「ロの櫓」の間にあたる西辺石垣上に「イの櫓」などが建っていた。三国堀曲輪は、南西に三の丸に至る「菱の門」を配し、三国堀北西に「いの門」、その北に「ろの門」を、三国堀東南の石垣中に穴門形式の「るの門」を穿つ。三国堀東北には、「リの櫓」、「をの門」を構えたが、現存しない。搦手口は、天守丸東に「トの櫓」を接続した「との一門」を開き、東に降って「との二門」、末端に「との四門」を開く。かつては、との二門、との四門の間に「との三門」、「焰硝蔵」などが建っていた。東曲輪は、南端に「りの

門」及び「太鼓櫓（への櫓）」、北端に「ちの門」及び「井郭櫓」を配し、中程で「帯の櫓」を東に突出させる。東曲輪の東下段の井戸曲輪は、北側の帯の櫓下の石垣中に穴門を穿ち、南辺に「帯郭櫓」を配す。上山里曲輪は、北西に「ぬの門」を開き、西辺の石垣上に「リの一渡櫓」などが建つ。かつては、南東から東辺にかけて「トの櫓」などが配されていた。

西の丸は本多時代に造成された曲輪で、北半の石垣は明治以降に修理が行われているが、南半には造成当時の石垣が残る。北辺から西辺にかけて「化粧櫓」や、いわゆる百間廊下と呼称される諸櫓を連ね、南東に「カの櫓」を配す。かつては、中央には「御殿」が、カの櫓北方には「西丸御門」、曲輪北東には「西の門」が設けられていた。

三の丸は、全体的に平坦な地形であるが、北側と西側は一段高い高台とし、北側高台には上山里曲輪の南下段となる下山里曲輪が張り出している。三の丸南辺中央の虎口に「大手門（桐一門、桐二門、桜門）」を開き、北に向かって大手前（三の丸大路）を通し、東の「菊門」から西側高台北東に向かって通路を通す。西側高台には、藩主の「御本城（御居城）」を配し、大路の西に「武蔵野御殿」「御厩」等、東に「向屋敷」が設けられていた。

（２）中曲輪

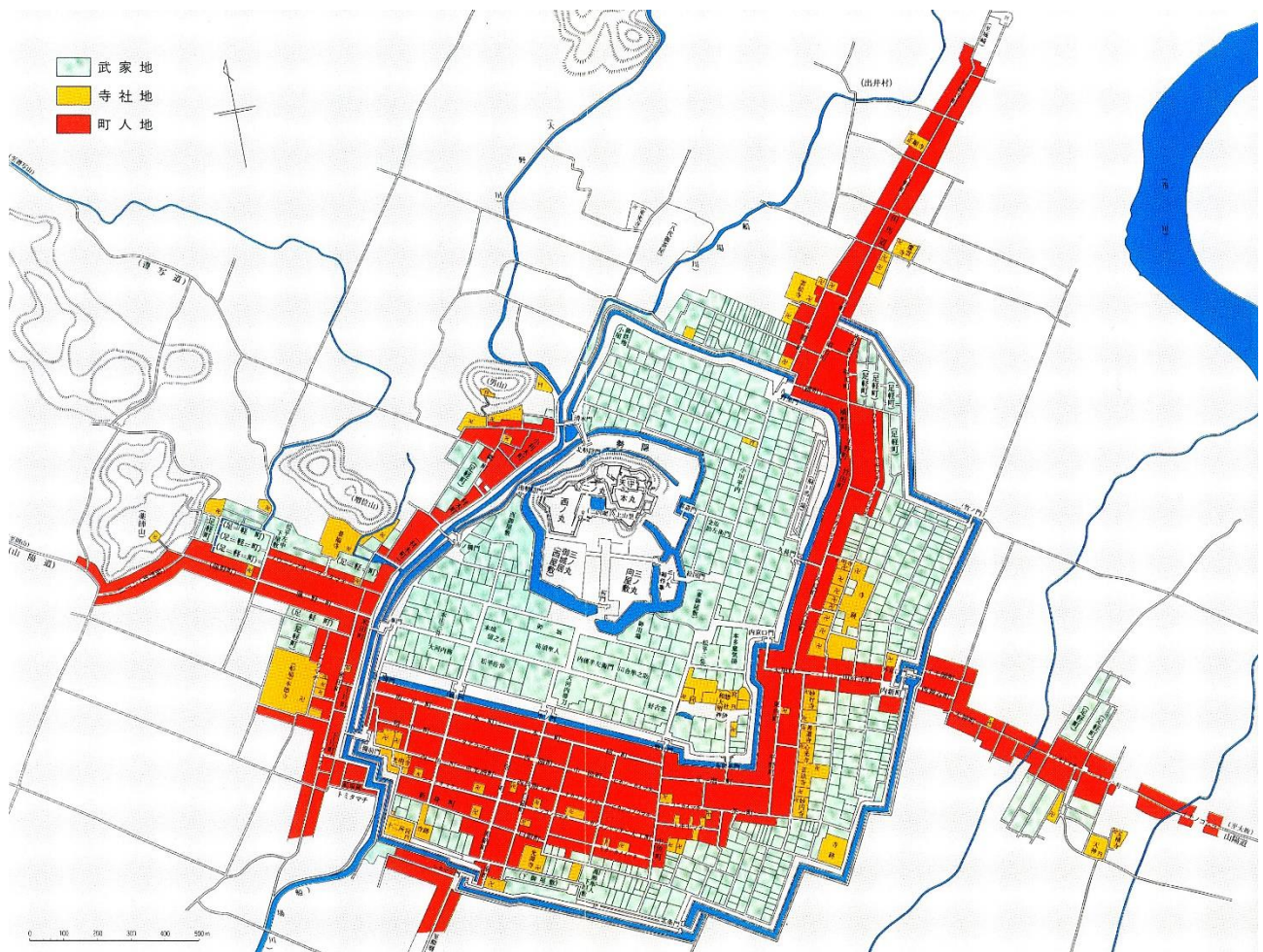
中曲輪は南勢隠門の南から、内堀と中堀にはさまれて左遷し、清水門に至る曲輪で、中堀で外曲輪と区分する。中堀は、「北勢隠門」から始まり船場川内側を南下し、「市橋門」、「車門」を経て「埋門」で東に向い、「鵬門」、「中ノ門」、「惣社門」と続いて「鳥居先門」の東を北上し「内京口門」、「久長門」を経たのち橋之町にて西に折れ、「野里門」を経て八代から船場川の東を南に下って「清水門」に至る。（各門の配置は、P33「図：姫路城の縄張」を参照）

中曲輪は主に武家地を配し、特に大手にあたる桜門の南側には大身の屋敷が並んでいた。その他、会所や細工所など藩の公的施設も設けられ、酒井家時代には藩校の好古堂が設置されている。また、中曲輪南東部の中堀がやや張り出た部分には、「総社」とその社家が存在した。

（３）外曲輪

外曲輪は、概ね中曲輪の南側と東側に位置し、らせんの3周目にあたる。城郭の外周部である外堀は、「清水門」から船場川を外堀として利用しながら南へ下り「埋門」からさらに南に向かい、「備前門」を過ぎて東へ向かう。「飾万門」を経て「北条門」で北上し、「外京口門」、「竹門」を経て、野里の鍛冶町付近で堀留となっている。なお、堀留で外堀が切れているが、有事の際には堀留から西へ延長させ、船場川まで掘削する予定もあったとされることから、船場川に至る区域を含めて外曲輪とする。（各門の配置は、P33「図：姫路城の縄張」を参照）

外曲輪は、外縁部に武家地（下級武家屋敷、組屋敷）を、西国街道（山陽道）沿いには町人地を配するほか、西国街道から中堀東辺で分岐して北進する野里街道（生野道）沿いにも町人地を配すと共に、寺町が南北に連なっていた。外曲輪外の街道沿いにも町人地が並ぶほか、武家屋敷地や寺社地も散見された。



図：酒井家時代の姫路城の土地利用状況

3. 作事（建造物）の特徴

（1）姫路城の建築的特徴

姫路城の内曲輪には、かつては城主の住まいや政務の場として御殿も築かれていたが、現存する建造物の形式は櫓、門、土塀に大別され、8棟が国宝、74棟が重要文化財に指定されている。これら国指定建造物の建築的特徴を総じると以下のとおりであるが、城郭建築の特徴をよく表していることがわかる。

①曲輪構成の真価を発揮させる巧みな配置

姫路城は、姫山を中心に階段状に曲輪を配置し、各曲輪の石垣上の要衝に櫓を建て、櫓に連なる渡櫓や土塀を廻して曲輪を囲繞し、門を築いて防御を固めている。曲輪の防御構造の真価を発揮する位置に建造物が配されており、防御能力の強化と共に、平山城らしい高低差のある建造物の連なりが、天守群の威容際立つ豊かな城郭景観を生み出している。



本丸・二の丸の建造物群



西の丸百間廊下

②漆喰を多用した防火的、美観的構造

姫路城の建造物は、柱などを漆喰で塗り籠めて一連の壁とした「大壁造り」の形式を成すが、軒裏の腕木、出桁、方杖とともに、垂木も波型に塗り籠める他、壁面の格子や屋根の破風、懸魚などの細部までも塗り籠めており、特に「白漆喰総塗籠造り」と称される。伝統的な土蔵などにも見られる形式であるが、姫路城の場合、本瓦葺き屋根の丸瓦の継ぎ目（目地）にも漆喰を施している点が特徴的である。防火、防水、そして防風に対応した機能的なつくりであるとともに、白鷺に例えられる白亜の城を印象付ける美観の形成にも繋がっている。

なお、内部の壁については、土壁中塗り仕上げ、漆喰塗り、板壁、鳥の子紙の張付壁が用いられており、倉庫部分は土壁、座敷は張付壁など、用途や格によって使い分けたとみられる。



壁・軒裏の漆喰塗り



屋根目地の漆喰塗り



破風・懸魚の漆喰塗り

③防御施設としての装いの充実

姫路城の建造物には、下方を攻撃・警戒するために櫓の四隅などに付された「石落とし（出狭間）」、弓矢や銃での攻撃用に壁面に開かれた「狭間（弓狭間・鉄砲狭間）」や、室内での発砲で生じた煙を排烟する「高窓」、敵の侵入を防ぐ漆喰塗り籠めの「格子」や分厚い「土戸」など、防御施設としての装いが備えられている。単調になりがちな白漆喰壁に、意匠的な変化を加える要素にもなっている。



石落とし（出狭間）



狭間（弓狭間・鉄砲狭間）



格子

④滴水瓦と様々な飾り瓦の使用

丸瓦と平瓦を使用した本瓦葺き屋根の軒先には、逆三角形の瓦当を付した「滴水瓦」と呼ばれる軒平瓦を用い、櫓や門などの重要な建造物の屋根を飾っている。姫路城の滴水瓦は、瓦当の縁取り（外区）の下端を欠き取り、雨落ちを良くする工夫が見られる。軒丸瓦や軒平瓦の瓦当の他、棟を飾る鬼瓦にも歴代城主の家紋が描かれており、また、姫路城では、鯰瓦を載せる建造物が多く、大天守だけでも11尾の鯰瓦が屋根を飾っている。



滴水瓦



鬼瓦



鯰瓦

（２）現存建造物の形式毎の概要

現存する国宝・重要文化財建造物（国指定建造物）の名称、配置等は、本章第4節「国宝・重要文化財（建造物）の指定状況」に明示するが、形式毎の概要を以下に示す。なお、各国指定建造物の名称は、官報告示に示された名称（指定名称）を用いているが、これらは近代の名称とみられる。江戸時代の絵図や幕末に成立した「^{そんのうや わしゅう}村翁夜話集」には、指定名称と同様の名称が付されているものがある一方、大半は「御櫓」「御多門」等のみで個別の名称が付されておらず、江戸期の名称は定かではない。

①天守

櫓のうち、最も重要なものを天守と呼称する。姫路城の天守は、本丸のうち、最も高く築かれた天守丸に位置し、4棟の天守を4棟の渡櫓で口の字形に連結した「連立式天守」と呼ばれる形式を成す。同形式の天守は伊予松山城や和歌山城などに見られるが、姫路城の天守が最大規模を誇る。

天守丸の南東に五重櫓の「大天守」を配し、南西に「西小天守」、北西に「乾小天守」、北東に「東小天守」といった三重櫓を配す。南辺の大天守と西小天守の間は、門上に二重の櫓を載せた、二重櫓

門の「ニの渡櫓」で繋いで天守群の出入り口とし、東、北、西には二重渡櫓の「イの渡櫓」、「ロの渡櫓」、「ハの渡櫓」を配し、それぞれ大小の天守と接続する。各櫓の接続は少しずつずらしてあり、天守群からの眺望点を増やすよう工夫が図られている。なお、ロの字型配置の中庭には、台所櫓が附属する。

天守群は、基本的に前述の建築的特徴と共通したつくりであるが、軒裏垂木の塗り籠めを波型ではなく角型（垂木形）とし、大天守最上階の大壁造りの外壁は、柱型や貫型を成型して「真壁造り」風につくるほか、西小天守、乾小天守の外壁には漆塗りの花灯窓を用いるなど、他の櫓よりも上等なつくりをみせる。また、内部には「武具掛け」や「武者隠し」などの防御の備えや、「流し」、「厠」といった籠城も意図した仕組みが付加されている。

天守群の中核を成す大天守は特異な構造を見せる。入母屋造りの大屋根をもつ二重櫓の上に、三重の望楼（物見部分）を載せた「後期望楼型」と称されるつくりで、五重の塔などにみられるように、二重櫓と望楼を心柱（東西二本の大柱）で貫いて構造的一体性を図っている。また、二重櫓の小屋裏階（屋根裏）である3階から上の望楼部分の階高を調整することで、外観は5階であるが、内部は地上6階地下1階建てという、外観の均整を保ちながら内部空間を最大限有効活用した構成を生み出している。随所に千鳥破風や軒唐破風といった飾り屋根を付して華やかに仕上げた、姫路城の象徴たる大型の櫓である。なお、平成の修理時に、6階四隅の板壁は、窓の敷居、鴨居に厚板を嵌め込んだつくりであることが判明した。これは、大天守の最上階は全面窓であった可能性を示すものであるが、四隅の敷居、鴨居には、窓として使用された痕跡がないことなどから、設計当初は全面窓とする計画であったが、地震への備え等の理由から、建築途中に壁とするよう設計変更したものと推定される。



天守丸に聳える連立式天守



後期望楼型の大天守



大天守の二本の大柱

②櫓・渡櫓

天守群を除く櫓は、二重櫓10棟、一重櫓6棟、二重渡櫓2棟、一重渡櫓9棟の計27棟が現存する。各城郭によって相違があるが、姫路城の櫓、渡櫓の指定名称は、片仮名のイロハ順に名付けられているほか、「化粧櫓」など、建物の特徴に応じて名称が付されている。

櫓は、城郭建築の主要を成す形式の建物で、防備の要である曲輪の隅部や屈折部、櫓形の要所に設けられる。また、石垣上に長く続く長屋状の櫓を「多門（多聞）櫓」と呼ぶが、本丸の周囲や重要な城門の付近に設けられる事例が多く、土塀と比較して有事の際は強固な防衛線となるほか、平時には様々な物資の貯蔵庫として活用された。「村翁夜話集」では「御多門」、「渡御櫓」、「長局」の記述がみられるが、姫路城の指定名称においては「渡櫓」で統一されている。なお、「化粧櫓」、「帯の櫓」、「帯郭櫓」などは、長屋状の多門櫓の形式であるものの、単独もしくは櫓群の端部に建つためか、指定名称では「櫓」と称している。

全櫓とも、基本的に前述の建築的特徴と共通したつくりであるが、「折廻り櫓」、「井郭櫓」附の旧番所、「帯の櫓」や「帯郭櫓」には、柱を現した「真壁造り」の部分も見られる。また、本多時代に築かれた西の丸西方に長大に連なる櫓群（「長局」もしくは「百間廊下」と呼ばれる）は、城外側は漆喰塗

り籠めの窓格子や狭間、石落し（出狭間）を備える一方で、御殿のあった城内側は、防御装置を備えず、窓格子も素木とするなど、城内外でつくりには差異をつけた部分も見られる。

なお、「折廻り櫓」は、「村翁夜話集」では個別の名称は付されていなかったが、江戸時代には大天守の石垣に沿ってさらに南に折れ曲がった形式であったことから、近代以降に「折廻り櫓」と名付けられたとみられる。また、現在の「太鼓櫓」は、「村翁夜話集」では「への櫓」と称されていたが、三の丸桐一門西方にあった本来の「太鼓櫓」の解体に伴い、この櫓にあった太鼓が現在の「太鼓櫓」に保管されていたことから、新たに名付けられたと言われている。また、水曲輪の建つ「二の櫓」（昭和6年の指定時は漢数字の「二の櫓」）は、「村翁夜話集」では「三ノ御櫓」と称されていた。



力の櫓



リの一渡櫓・リの一渡櫓



折廻り櫓（真壁造り）

③櫓門・高麗門・棟門

門については、二重櫓門1棟（天守群「二の渡櫓」も含めると2棟）、一重櫓門5棟、高麗門6棟、棟門3棟の計15棟が現存する。二の丸と三の丸境の虎口に建つ「菱の門」から、北に向かって時計回りに、ひらがなのいろは順に名称を付け、水曲輪から天守丸の「西小天守」の地下に至る門は、「水の一門」など、「水」を冠する名称としている。

指定名称にあげられた門のほか、土堀下の石垣を切り開いて門扉を設けた埋門形式の「ほの門」（イの渡櫓南方土堀下）、「水の三門」（二の櫓南方土堀下）、「水の四門」（水の五門南方土堀下）や、国指定建造物の一部として、天守群「二の渡櫓」には「水の五門」、西小天守地階には「水の六門」が設けられている。いの門東方土堀下にも石垣をくりぬいて門口を開いた、いわゆる「穴門形式」の「るの門」も現存する。るの門は門扉が失われているものの、名称の付く門は21棟が現存する。特段の名称や門扉はないが、帯の櫓下の石垣にも穴門状の出入り口が設けられている。なお、「にの門」や「ぬの門」は、石垣を切り開いた部分に門を開くことから、埋門形式ということもできるだろう。

櫓門は基本的に前述の建築的特徴と共通したつくりであるが、高麗門、棟門は、基本的に素木で構成され、柱の角や頂部、門扉の継ぎ目などに根巻金物や帯金物などを用い、要所を八双金物で固めた門扉を、柱に打たれた肘壺金物で釣る。「にの門」、「ほの門」、「ぬの門」、「水の五門」、「備前門」は、門部分全体を鉄板で覆っており、防御能力をさらに高めている。

一重櫓門である「菱の門」は他の櫓門とはやや異なり、軒裏の垂木形を角型に、外壁は真壁造り風に成型し、漆塗りの火灯窓を用いるなど、天守群と類似する意匠をみせる。内部には番人詰所、馬見所を設け、四半敷きの土間とするなど、二の丸と三の丸を画する門として機能的かつ華麗なつくりをみせる。また、「との一門」は、江戸中期頃に漆喰で塗り籠められたが、昭和の解体修理時に建設当初の姿が判明し、板壁の姿に復された。建具は突上板戸とし門扉も格子を組んだ形状とするなど、他の門と異なるつくりであることから、関ヶ原の戦い以前に建てられた可能性や城外からの移築の可能性も指摘されている。なお、「備前門」は、明治15年の火災で焼失した上層の櫓部分を、昭和の大修理時に復元的に整備したもので、「村翁夜話集」では「東入口御門」と記されている。



菱の門（櫓門）



との一門（櫓門、移築か）



ぬの門（二重櫓門）



いの門（高麗門）



ほの門（埋門）



るの門（穴門）

④土塀

櫓や門の他、各曲輪を圍繞する 32 棟の土塀が現存する。基本的に接続する櫓などの名称と接続する方角をもとに名付けられている。

土塀は、粘土を層ごとに叩き締める「版築」の技法で築くことが多いが、姫路城では、工期短縮のためか、木造の骨組みなども用いず、一抱えもある直方体の粘土塊を積み上げて築いている。控え柱なども設けず、ほぼ粘土塊の壁体のみで自立している点は特徴的である。「いの門東方土塀」、「帯郭櫓北方土塀」には、例外的に屋根付きの控壁が付加されている。また、壁面に穿たれた狭間は、「○」、「□」、「△」など多様な形状を見せ、変化に富んだ外観を形成している。

なお、「水の一門北方築地塀」は「油壁」とも呼ばれ、他の土塀と異なる木造の骨組みと版築により築かれていることから、城内最古の形式として池田輝政以前の築造と伝えられるが、その沿革は定かではない。また、「昭和の大修理」時に「築造当初は、壁に上塗り漆喰が施された痕跡を留めている。」と指摘されているが、漆喰塗りは復原されていない。また、「太鼓櫓南方土塀」は、「チの櫓」側の一部（狭間のある部分）が本来の部分であり、それ以东は、明治 43～44 年（1910～1911）の「上山里東多門」や「との御櫓」などの解体撤去に伴う築造であり、「いの門東方土塀」の三国堀東側の北端も、明治 15 年の「りの櫓」焼失後に築造されている。「はの門東方土塀」については、明治 15 年の備前丸の失火による櫓崩落に伴い一部を欠失したが、復元には至っていない。なお、「との四門東方土塀」の北側 9 メートルは、昭和の修理時に意匠を整えて築造されたものである。



井郭櫓南方土塀



水の一門北方築地塀



いの門東方土塀の控壁

第4項 姫路城保存の経緯

1. 築城から江戸期の保存

天正9年、羽柴秀吉の手により本格的な近世城郭が築かれた後、慶長14年に池田輝政が現在の天守群の築城などの大改修を行い、元和3年には本多忠政の入封により、西の丸などが増築され、姫路城の全容が整った。以降、歴代城主及び関係者によって保存修理や維持管理が行われ、その優雅な姿を脈々と受け継ぎ、現在に至っている。

その保存修理の歴史を振り返ると、築城後約50年が経過した頃には大天守東・西大柱の地階根元部分が腐食しはじめたため、明暦2年(1656)に大柱の根元部分を根継する大補強を行うなど、江戸時代に実施した大天守の補強・補修工事は、発見墨書などによると軸部の補強工事が19回、軒廻り修理が17回を数えた。また、石垣についても、江戸中期頃に備前丸西方の石垣に補強を加えるなど、姫路城の修理の痕跡から、様々な維持管理の努力を垣間見ることができる。

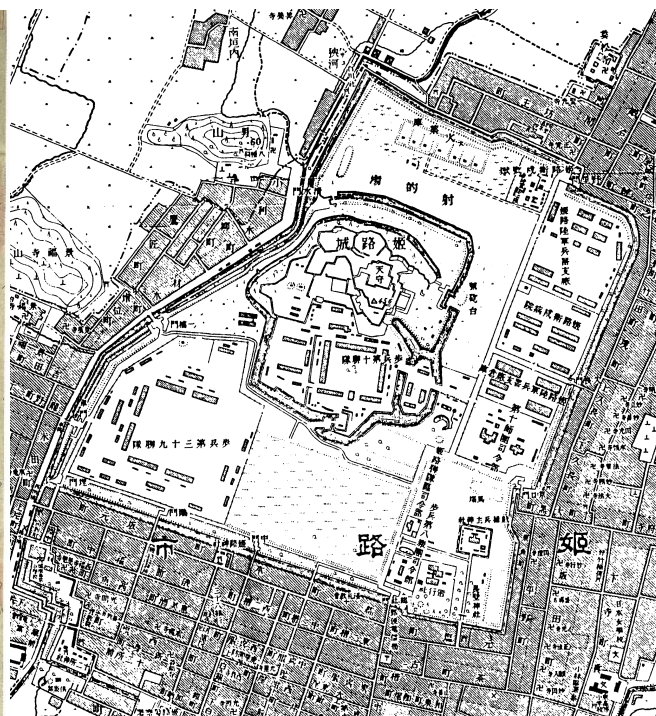
2. 取壊しの危機

明治期に入ると、明治維新により全国の城郭は本来の軍事的機能を失うとともに、明治4年(1871)の廃藩置県に伴い兵部省(翌年には兵部省の廃止に伴い陸軍省となる)の管轄下に置かれ、藩庁としての機能も失うこととなった。さらに全国の城郭は、明治6年(1873)の「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」に基づき、陸軍省により「存城」と「廃城」に区分される。しかし、存城とはいふものの城郭建造物の保存・維持を意味するものではなく、城郭内の曲輪を兵舎や練兵場などの軍用地とするため、軍の必要に応じて城郭内の建造物の取壊しも容認されるなど、全国的に取壊しの危機に直面していた。

姫路城は、名古屋城や熊本城などの全国に56ヵ所認められた「存城」の1つとなったものの、兵舎建設のため三の丸の御本城や向屋敷などの建物が取り払われるなど、武家屋敷や多くの門、櫓、石垣などが取り壊され、中曲輪以内の大部分を軍用施設が占めることとなる。



図：明治12～15年(1879～1882)頃の姫路城図



図：明治34年(1901)姫路市及其附近

明治7年(1874)以降、陸軍省により大阪鎮台部隊の姫路城内への一部移転が進められ、同9年(1876)には歩兵第十連隊が内曲輪内へ転営された。その後、同29年(1896)には姫路に第十師団の設置が決定し、管轄部隊のうち歩兵第三十九連隊が姫路城内で新設され、翌年には中曲輪南西部に兵舎の一部が建設されている。また、同年には姫路衛戍病院が三の丸から久長門内に移転拡張され、翌31年(1898)には内京口門内に第十師団司令部が設置されている。このほか城南及び姫山の練兵場、陸軍兵器庫などが建設されており、昭和20年(1945)までには、中曲輪以内の大部分をレンガ造や木造の洋風の軍用施設が占めることとなった。



城南練兵場（戦前絵はがき）

また、「存城」として陸軍省管轄となった姫路城の範囲は、旧藩士の居住する中曲輪までであり、町人地を含む外曲輪の城郭遺構は「存城」の範囲に含まれなかったとみられる。外曲輪の門、堀、土塁等は大蔵省の管轄となっており、外京口門や北条門などは払い下げられ、跡地に道路の新設などが行われている。その他、外曲輪では、姫路駅施設や公共・文教施設の建設、明治36年(1903)の陸軍大演習への行幸のための御幸通り開通、大正末期から昭和初期にかけての土地区画整理事業、昭和7年(1932)の中堀埋め立てによる国道2号整備など、都市開発が進められていく。

3. 明治期の保存の取り組み

姫路城内で軍用施設の建設等が進む一方で、取り壊されずに残った城郭建築は、幕末維新の動乱以来修繕されることもなく放置され、崩壊の危機にさらされていた。陸軍省でも修理の必要性は認識しており、記録によれば、明治10年(1877)に初めて姫路城天守の修繕のための予算が認められている。しかし、本格的な修理には多額の費用がかかり、修理着手の見通しも立たないことから、腐朽退廃が著しいものは除却する動きをみせた。

明治11年(1878)、これを憂いた陸軍省の中村重遠大佐が、陸軍卿山県有朋に対して、名古屋、姫路両城は全国に比類なき構造の城郭であり、永年保存すべきであるにもかかわらず、西南戦争に伴う予算の減少により修理もできない状況であることを訴え、両城の保存についての意見書を提出した。翌12年(1879)には両城とも保存との指令が発せられ、関係者の努力により、姫路城の保存への道が開かれることとなった。これにより、明治12年(1879)以降、陸軍省による幾度かの修繕工事が行われることとなるが、残念ながら本格的な修理までには至らず、さらに明治15年(1882)、失火により「リの櫓」や、備前丸の諸櫓が焼失してしまうなど、保存の方針は決まったものの、依然として退廃の危機に瀕していた。

このような状況の中、市民の間で姫路城の保存公開の機運が高まり、明治41年(1908)には「白鷺城保存期成同盟会」が設立されることとなった。同会の国等へ請願などの粘り強い要望が実を結び、ようやく明治43年から翌44年にかけて、陸軍省による本丸、二の丸、三の丸の修理工事、いわゆる「明治の大修理」が実施された。翌45年(1912)には、本丸、二の丸と三の丸の一部など、城郭の現存建造物と軍用地を除く土地建物について、陸軍省から姫路市へ無償貸下が許可されることとなる。



明治期のイの渡櫓

4. 一般公開のはじまり

明治の改元後となる大正元年（1912）8月には、天守をはじめとする建造物が築城以来、初めて一般市民に公開されることとなり、併せて北勢隠や喜斎門内など内曲輪北側一体に公園設備、「との四門」前に姫山公園事務所を整備し、姫山公園と称して公開を始めた。大正8年（1919）から翌年にかけて、「明治の大修理」では行われなかった西の丸の修理工事が実施された。



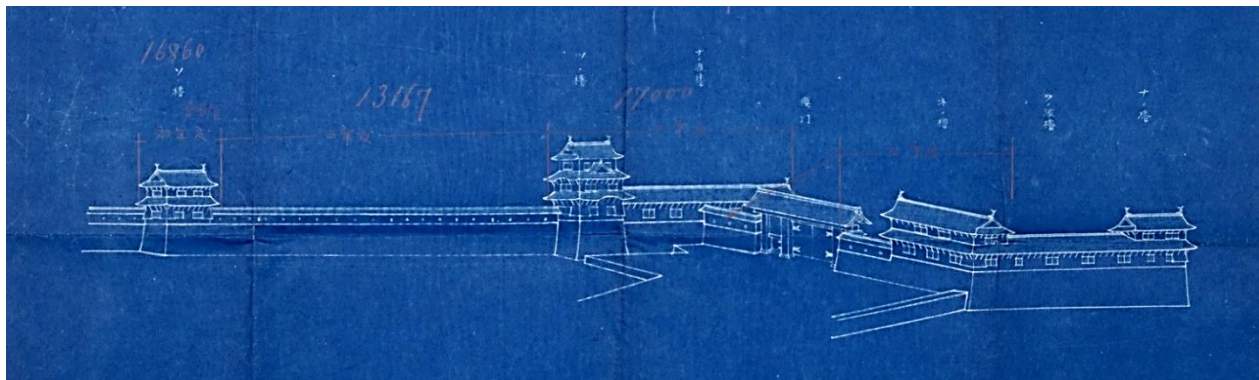
姫山公園入口（戦前の絵はがき）

大正11年（1922）には、国有財産の整理により、陸軍用地のみ陸軍省の管轄、直接陸軍に必要な地域は大蔵省の管轄となったが、大正14年（1925）の歩兵第十連隊の岡山移転（第2節「指定の経緯」参照。）を経て、中曲輪などの一部区域は、昭和3年（1928）の「史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年法律第44号）」による史蹟指定に伴い大蔵省から文部省へ移管され、昭和5年（1930）には姫路市は史蹟姫路城の管理を命じられることとなった。これにより、姫路市は、昭和7年に歩兵第十連隊跡地のうち、御本城跡及び西の丸を除いて公園区域に編入し、併せて一般公開を開始する。昭和8年（1933）には下山里下から喜斎門内に通じる道を設けて下山里を展望台とした。菱の門を新たな大手方面への入り口として、門前に史蹟姫路城管理事務所を置き、「との四門」前の事務所を分室に改めた。軍用地であった城南練兵場（現在の大手前公園など）は、イベント会場としても利用されており、中曲輪以内の地域は陸軍省の管轄下でありながら、市民の賑わいを生む場所という性格も有していた。

5. 西の丸の再修理と三の丸復興計画

西の丸は、大正8年（1919）に陸軍省による修理が行われたが、その後しばらく陸軍省の管轄のまま保存管理が十分に行われず、再び著しく退廃した。昭和3年の史蹟指定により、西の丸は文部省の管轄となり、市が管理を命じられたことから、昭和6年（1931）、姫路市は文部省に修理の予算を要望し、補助を得て西の丸の再修理を開始し、翌7年に完了した。

昭和6年は、史蹟指定に続いて、大天守等が「国宝保存法（昭和4年法律第17号）」に基づく「国宝（旧国宝）」に指定された年であり、二重の国家的保護を受けることとなったため、姫路城に対する国民の関心は、大いに高まることとなった。特に本市においては、西の丸の修理が終わると、現存建造物の修理に留まらず、過去に崩壊・撤去した建造物をも復興し、旧来の完全な城郭の姿を再現するべきとの意見が起こり、新たに「三の丸復興計画」が立案された。この計画は、西の丸から絵図門に至る、三の丸周辺のヨ〜ムの各櫓、渡櫓等を復興しようとするもので、文部省の指導の下、市の直営による数か年に及ぶ事業計画であった。



図：三の丸復興計画図

昭和8年(1933)には、復旧工事及び迎賓館建築工事の設計をほぼ完成させたが、しばらく工事実施に至らず、昭和10年(1935)にようやく「化粧櫓東方土塀」のみ復旧工事の竣工に至った。復興計画は施工順序を変更し、三の丸正面虎口の大手門として二重櫓形を形成する門の一つである「桐二門(桐外門)」から着手することとなり、昭和13年(1938)、元のイメージを踏襲しつつ大型化した現在の「大手門」が新たに整備された。引き続き櫓等の復旧計画も立てられたが、市の財政窮迫と戦争の悪化により中止となり、代わりに後年の実施に向けた資料調査が行われた。三の丸を復旧し、往時の姿を取り戻そうとする壮大な計画も、わずか2棟を実現したのみとなった。



現在の大手門

6. 「昭和の大修理」のはじまり

昭和7年に西の丸の再修理が完了し、三の丸復旧計画が進められる中、昭和9年(1934)6月20日の豪雨により、夕の渡櫓からヲの櫓にかけて、石垣もろとも櫓が崩壊する災害が起きてしまう。文部省の崩壊現場調査の結果、単なる崩壊箇所の問題ではなく、石垣の緩みと櫓建物全体にわたる破損が、極めて深刻な状況にまで進行していることが明らかとなった。これにより、昭和9年度から、戦局の悪化に伴う中断を挟みながら昭和39年度(1964)まで実施された、文部省直営による修理事業「昭和の大修理」が開始される。



西の丸石垣の崩落

昭和10年6月25日には修理に着工したが、工事中の同年8月29日の降雨により、ルの櫓の石垣が再び崩れ落ちたため、当初の修理計画を改め、西の丸全域にわたり修理工事を実施することとなった。また、西の丸の工事中に姫路城全体が甚だしく破損していることが判明したため、並行して昭和11年(1936)から翌年にかけて、文部省保存課により大天守をはじめとした全ての建造物の破損調査が実施され、併せて詳細な現状記録が作成された。なお、本市は、その結果をまとめた「姫路城破損調査記録」、「国宝姫路城」を昭和12年(1937)に刊行している。その後、この調査をもとに保存修理工事は、第2次世界大戦の戦局の悪化から昭和20年に中断するまでの間、西の丸から北腰曲輪の櫓群へと進められた。

7. 戦後の「昭和の大修理」

第2次世界大戦末期の昭和20年(1945)6月と7月の二度にわたる空襲で城下の多くは灰燼に帰したが、石垣、土塁や、大天守をはじめとする建造物などは焼失・破壊を免れた。

奇跡的に戦火を免れた姫路城を保存するため、昭和24年(1949)、市長らは、姫路城補修・保護施設の補助に関する陳情書を作成し、市民の署名運動を起こすとともに、白鷺城修築期成同盟を結成し、「姫路城補修、保護施設費国庫補助請願」を行い、衆議院本会議において採択された。このような姫路市民の願いのもと、昭和25年度(1950)から同30年度(1955)の第一次六ヵ年計画で、「菱の門」を皮切りに、「帯の櫓」、「帯郭櫓」などの解体修理が行われた。その後、昭和31年度(1956)から同39年度の第二次八ヵ年計画で、「大天守」のほか東・乾・西小天守とイ・ロ・ハ・ニの各渡櫓などが解体修理され、ここに約30年にわたる「昭和の大修理」が完了した。



焼け跡の姫路城(高橋秀吉コレクション)



昭和の大修理

8. 復興から姫路城にふさわしい地域へ

本丸、二の丸では、「昭和の大修理」により、近世から続く大天守等の建造物の姿が維持される一方で、終戦により軍都としての性格が失われたことで、中曲輪の旧城南練兵場は大手前公園に、城北、城東地域は官庁・文教地区へと、第2の変化を遂げることとなる。これらの変化は、都市の成長を促進したが、姫路城周辺にふさわしい地域として整備することが重要な課題となった。

これ以降の姫路城のあゆみは、第1章第2項「計画策定の沿革」に詳しいが、昭和44年（1969）に策定した「特別史跡姫路城跡整備管理方針」（「四者協定」）等により、中曲輪の官庁施設等の移転及び都市公園としての整備が進められることとなる。

その後、平成5年（1993）には世界遺産に登録され、市を代表する観光の中心としての役割を確立すると共に、現在は、三の丸や大手前公園等で定期的にイベントが開催されるなど、市民の憩いの場所として親しまれている。

9. 近年の保存修理等の動向

「四者協定」以降、姫路城にふさわしい環境の整備が進む中、本市では継続して姫路城の価値の維持・保存、継承に取り組んできた。

国指定建造物については、「昭和の大修理」以降、昭和50年度（1975）より国庫補助事業による保存修理工事を開始し、平成6年度（1994）からは、世界遺産登録を契機に策定した「姫路城平成中期保存修理計画」に基づいて工事を実施してきた。大天守については、「昭和の大修理」から約45年が経過した平成21年度（2009）より、漆喰壁の塗り直しや屋根瓦の葺き直し、構造補強を中心とした「平成の保存修理」を開始し、平成26年度（2014）に完了した。

石垣については、平成2年（1990）5月19日、埋門西部石垣の南面が全長12m、高さ3mにわたって突如崩落し、築石と土砂が国道2号の歩道を塞ぐという事態が発生した。直ちに安全確保のための応急的な復旧を行うとともに、姫路城石垣全体の緊急点検を実施した。これを基に平成3年（1991）以降、主に市民や来城者の安全確保を中心に、国・県補助事業により埋門、久長門、喜斎門などの保存修理工事を実施した。平成15年（2003）からは、全国に先駆けて姫路城跡石垣についての総合的な調査を行い、石垣カルテを作成するとともに、総合的な評価を行った「特別史跡姫路城跡石垣修理計画」を策定し、計画的な保全に努めている。

堀については、昭和61年（1986）から平成19年（2007）にかけて、中堀の水堀化、浚渫事業、護岸石積工事等を実施し、堀の保全と環境改善にも取り組んでいる。



保存修理中の屋根



大天守の「平成の保存修理」



石垣の保存修理

表：明治～昭和の大修理までの国指定建造物等の保存修理等の概要（姫路城史下巻より）

修理年	概 要
明治 10～42 (1877～1909)	陸軍省による応急修理が行われたようであるが、明治 23 年（1890）の大天守地階の支柱、筋違挿入以外は不詳。明治 15 年、リの櫓、備前丸の諸櫓焼失。
明治 43～44 (1910～1911)	陸軍省による大天守、西小天守(水の六門含む)、乾小天守、東小天守、イの渡櫓、ロの渡櫓、ハの渡櫓、ニの渡櫓(水の五門含む)、台所、水の四門の修理。
明治 44 年	陸軍省によるロの櫓、ニの櫓、ホの櫓、への櫓(現太鼓櫓)、チの櫓、帯櫓、帯郭櫓、井郭櫓、折廻櫓、折廻渡櫓(リの一・リのニ渡櫓)、多門長屋(北腰曲輪のイの渡櫓、ロの渡櫓、ハの渡櫓、ニの渡櫓)、旧番所(井郭櫓附の旧番所か)、菱の門、にの門、ほの門、への門、との一門・二門・四門、ちの門、りの門、水の一門・二門・三門、備前丸東門(現備前門)の修理、土堀の修理及び増設、喫煙所、便所、道路の新設。ヲの渡櫓、ハの櫓、への渡櫓（西北腰曲輪北西にあった3棟と見られる）を解体撤去。
大正 8～9 (1919～1920)	陸軍省による化粧櫓、ヌの櫓、ルの櫓、ワの櫓、カの櫓をはじめ、各渡櫓・多門長屋・長局(カの渡櫓、ヨの渡櫓、タの渡櫓、レの渡櫓を指す)の修理。ヲの櫓(レの渡櫓北端に接続していた旧ヲの櫓を指す。前年崩落。)、ルの櫓及びワの櫓間の多門長屋・渡櫓(現仮設廊下部分にあった建物)を解体撤去(現ヲの櫓は、解体で残存した多門長屋の2階建て部分)し、土堀(現ヲの櫓南方土堀)を築造。 本市(陸軍省からの貸下地域にあったため)によるロの櫓、いの門、ろの門、はの門の修理。
昭和 6～7 (1931～1932)	本市(陸軍省から文部省に移管し、本市が管理を命ぜられたため)による化粧櫓、ヌの櫓、ルの櫓、ワの櫓、カの櫓及び各櫓間の長局・多門長屋、土堀、菱の門の修理、排水溝の新設。
昭和 10(1935)	「三の丸復興計画」の一環で、本市による「化粧櫓東方土堀」の復旧(築造)。
昭和 13(1938)	「三の丸復興計画」の一環で、本市による桐二門(桐外門、現大手門)新築。

表：昭和9年度～39年度までの国指定建造物の保存修理（昭和の大修理）等の概要

修理年度	概 要
昭和 9～12 (1934～1937)	石垣、櫓崩落を受け、文部省直轄による「昭和の大修理開始」。 化粧櫓、化粧櫓南方土堀、カの渡櫓、ヌの櫓、ヨの渡櫓、ルの櫓、タの渡櫓、ヲの櫓、レの渡櫓、ワの櫓、ろの門東方土堀(同下石垣含む)、化粧櫓からレの渡櫓に至る石垣の修理。ヲの櫓南方土堀築造。
昭和 13(1938)	北腰曲輪のイ・ロ・ハ・ニの渡櫓・ホの櫓(同下石垣含む)、ろの門西南方土堀下石垣の修理。※一部工事が、昭和 14 年度まで延期。
昭和 14(1939)	ろの門西南方土堀、への渡櫓(同下石垣含む)の修理。
昭和 15(1940)	ロの櫓、ロの櫓東方・西方土堀、はの門、はの門南方・西方・東方土堀、ろの門西南方土堀(同下石垣含む。いの門寄りの一部のみ完了し、残りは昭和 28 年度に完了。)の修理。※大天守構造調査。
昭和 16(1941)	いの門、いの門東方土堀、ろの門、にの門(同下石垣含む)、にの門東方上・東方下土堀(同下石垣含む)の修理。※天守擬装網の効果テスト。
昭和 17(1942)	カの櫓(同下石垣(南、東)含む)、カの櫓北方土堀、ワの櫓東方土堀の修理。※天守擬装網取付け完了。
昭和 18(1943)	カの櫓、カの櫓北方土堀、ワの櫓東方土堀の修理。※天守以外の主要諸櫓及び土堀に擬装網取付。西の丸諸櫓の屋根目地漆喰に灰汁を塗る。防空退避壕、防火貯水池整備。
昭和 19(1944)	カの櫓の修理。カの櫓北方土堀は工事中断。本年度着手の菱の門、菱の門西方・南方土堀及び同下石垣も中止。ちの門及び旧番所(井郭櫓附)を解体格納。※天守群ロの渡櫓の屋根一部崩落。
昭和 20(1945)	天守群ロの渡櫓の屋根応急修理に着手したが、インフレのため中止。
昭和 21～23 (1946～48)	天守群ロの渡櫓、東小天守の屋根応急修理(昭和 21)。ぬの門屋根ほか各所の修繕(昭和 22～23)。
昭和 24(1949)	大天守南面唐破風屋根、備前丸東石垣の修繕。防火貯水池設置。
昭和 25(1950)	カの櫓北方土堀の修理。
昭和 26(1951)	菱の門、菱の門西方・南方土堀(同下石垣含む)の修理(昭和 25～)及び本年度着工の菱の門東方土堀(同下石垣含む)の修理完了。
昭和 27(1952)	チの櫓・リの一渡櫓(同下石垣含む)の修理(昭和 25～)完了。
昭和 28(1953)	リのニ渡櫓、ぬの門の修理(昭和 25～)、いの門東方土堀(同下石垣含む)の修理(昭和 26～)及び太鼓櫓、太鼓櫓南方土堀の修理(昭和 27～)完了。
昭和 29(1954)	帯郭櫓(同下石垣含む)の修理(昭和 27～)、との四門の修理(昭和 28～)及び本年度着工のとの二門、との二門東方土堀の修理完了。

修理年度	概 要
昭和 30(1955)	りの門、太鼓櫓北方土塀、帯の櫓(同下石垣含む)の修理(昭和 27～)、帯郭櫓北方土塀、との一門、トの櫓、との四門東方・西方土塀の修理(昭和 28～)及びトの櫓南方土塀、との一門東方土塀、ちの門附旧番所(同下石垣含む)、井郭櫓、井郭櫓南方土塀の修理(昭和 29～)完了。
昭和 31～38 (1956～1963)	天守群(大天守、西小天守、乾小天守、東小天守、イ・ロ・ハ・ニの渡櫓、附台所の修理。
昭和 37～38 (1962～1963)	折廻り櫓、備前門、水の一門、水の一門北方築地塀、水の一門西方土塀、イの渡櫓南方土塀、水の二門、ニの櫓、ニの櫓南方土塀、水の五門南方土塀(昭和 31 年度に一時解体)、への門、への門東方・西方土塀の修理。
昭和 39(1964)	修理工事完成記念式典を備前丸にて開催。大天守旧礎石の保存工事(「天守の庭」整備)。

表：昭和 48 年度～令和 5 年度までの国指定建造物の保存修理

修理年度	国庫補助	工事内容	市単費	工事内容
昭和 48(1973)			大天守	一重腰壁塗替
昭和 49(1974)			帯の櫓 ロの櫓東方土塀	壁一部塗替 目地塗替、壁塗替
第 1 期 2 ヶ年計画				
昭和 50(1975)	菱の門南方土塀	解体修理(石垣含む)[調査・解体]	リの一渡櫓	壁一部塗替
昭和 51(1976)	菱の門南方土塀	解体修理(石垣含む)[復旧]	化粧櫓東方土塀 (指定外)	目地塗替、壁塗替
第 2 期 2 ヶ年計画				
昭和 52(1977)	乾小天守 ホの櫓 への渡櫓	懸魚・破風塗替 目地塗替 北面瓦差替、目地塗替	ロの西方土塀	目地塗替、壁塗替
昭和 53(1978)	イの渡櫓(重文) ロの渡櫓(重文) イの渡櫓(国宝) 東小天守 にの門	丸瓦葺替、目地塗替、壁塗替 棟目地塗替 目地塗替 懸魚・破風塗替 瓦一部葺替(北面庇)、目地塗替、壁塗替(北)、土台取替(北)	リの一渡櫓 チの櫓 にの門北方土塀 (指定外)	壁一部塗替 壁一部塗替 屋根解体修理、壁塗替、狭間 8 ヶ所復元
第 3 期 2 ヶ年計画				
昭和 54(1979)	菱の門 菱の門東方土塀	瓦一部葺替(北)、目地塗替、野地板取替、垂木一部取替 東方瓦差替、目地塗替、垂木一部取替、壁塗替	ルの櫓 大天守	壁一部塗替 懸魚一部塗替
昭和 55(1980)	化粧櫓 カの渡櫓 ヌの櫓 ヨの渡櫓(東部、中央部)	目地塗替、懸魚・破風塗替 目地塗替 瓦葺替(唐破風)、目地塗替、懸魚・破風塗替 瓦差替(堀側)、目地塗替、野地板取替	西の丸 大天守	仮設廊下 最上階東南壁塗替
第 4 期 2 ヶ年計画				
昭和 56(1981)	ヨの渡櫓(西部) タの渡櫓 ヲの渡櫓 レの渡櫓	瓦葺替[堀側中～西部取合]、目地塗替、野地板取替 目地塗替 目地塗替 目地塗替、壁塗替(堀側)	塩櫓 大天守	壁一部塗替 堀側窓部分塗替
昭和 57(1982)	ワの櫓 カの櫓(半解体)	目地塗替、壁塗替(東、北) 屋根全面修理(梁上解体)、壁塗替	との四門	目地塗替
第 5 期 単年度計画				
昭和 58(1983)	いの門 いの門東方土塀 ろの門 ロの櫓 ロの櫓西方土塀	目地塗替、門鍔金具修理 目地塗替、壁塗替 目地塗替、門鍔金具修理 目地塗替、壁塗替 目地塗替、壁塗替	東小天守 塩櫓	壁塗替(東) 腰壁塗替
第 6 期 4 ヶ年計画				
昭和 59(1984)	大天守 水五門南方土塀 りの門 菱の門西方土塀 カの櫓北方土塀	一階壁一部塗替(南、西) 目地塗替、壁・軒一部塗替、水の四門鍔金具修理、木部一部補修 目地塗替、木部補修、門鍔金具修理 目地塗替、壁一部塗替、軒塗替 目地塗替、壁一部塗替、軒塗替		
昭和 60(1985)	乾小天守 太鼓櫓 ぬの門 りの二渡櫓	壁塗替(北)、火灯窓黒漆塗替 目地塗替、壁・軒一部塗替 目地塗替、壁一部塗替、門鍔金具修理 目地塗替、壁一部塗替		

修理年度	国庫補助	工事内容	市単費	工事内容
昭和 61 (1986)	帯郭櫓 太鼓櫓北方土塀 帯郭櫓北方土塀 井郭櫓南方土塀	目地塗替、壁一部塗替 目地塗替、壁塗替、排水溝 目地塗替、壁塗替、排水溝 目地塗替、壁塗替		
昭和 62 (1987)	帯の櫓 太鼓櫓南方土塀 乾小天守 口の渡櫓（国宝） への門西方土塀	目地塗替、壁一部塗替 目地塗替、壁塗替 軒一部塗替（北、東） 壁一部塗替 目地塗替、軒・壁一部塗替		
第 7 期 2ヶ年計画				
昭和 63 (1988)	井郭櫓 附 旧番所 トの櫓 トの櫓南方土塀 との一門 との一門東方土塀 との二門 との四門 との四門西方土塀	瓦差替、鬼瓦新調、目地塗替、野地板張替（西）、 軒色合せ、壁一部塗替・色合せ、土台木部補修（北西） 目地塗替、壁・軒一部塗替・上塗、軒木部一部補修（北）、柱根継 目地塗替、壁一部塗替・色合せ 目地塗替、壁一部塗替・色合せ 目地塗替、門鍔金具補修 目地塗替、壁一部塗替 目地塗替、柱根継、門鍔金具補修 木部補修、門鍔金具補修 軒一部塗替		
平成元 (1989)	ちの門 との二門東方土塀 にの門 にの門東方土塀 にの門東方下土塀	目地塗替、門鍔金具補修 目地塗替、壁・軒一部塗替 柱根継、門鍔金具補修 目地塗替、壁・軒一部塗替 目地塗替、壁・軒一部塗替		
第 8 期 4ヶ年計画				
平成 2 (1990)	ワの櫓東方土塀	目地塗替、壁・軒一部塗替	水の六門（西小天守） 水の五門（二の渡櫓） ろの門西南方土塀への渡櫓	下框補強金物取替、下地木部補修 下框補強金物取替、下地木部補修 瓦一部差替、壁一部塗替 壁一部塗替
平成 3 (1991)	菱の門 はの門南方土塀 イの渡櫓南方土塀	壁一部塗替、格子窓・火灯窓黒漆塗替、柱根継、 門鍔金具補修 目地塗替、軒一部塗替、壁塗替・荒壁補修 目地塗替、壁・軒一部塗替、門鍔金具補修	ろの門西南方土塀（東面北）	壁一部塗替
(災害復旧) (災害復旧) (災害復旧) (災害復旧) (災害復旧) (災害復旧) (災害復旧)	大天守 乾小天守 イの渡櫓 ハの渡櫓 ホの櫓 折廻り櫓 化粧櫓	瓦差替、目地塗替、壁一部塗替 目地塗替、軒先木部一部補修、壁・軒一部塗替 軒一部塗替 瓦差替、目地・軒一部塗替、軒先木部一部補修 壁一部塗替 瓦差替、目地一部塗替 壁一部塗替		
平成 4 (1992)	リの一渡櫓 チの櫓	瓦一部葺替・差替、目地塗替、軒先・下屋木部一部補修、軒一部塗替・色合せ、壁一部塗替・色合せ、荒壁補修 瓦差替、目地塗替、軒先木部一部補修、軒一部塗替・色合せ、壁一部塗替・色合せ、荒壁補修	ろの門西南方土塀（東面中央）	壁一部塗替
平成 5 (1993)	折廻り櫓 備前門	瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・色合せ、荒壁補修 門鍔金具補修	ろの門西南方土塀（南）	目地塗替、壁一部塗替

表：姫路城平成中期保存修理計画に基づく保存修理

修理年度	国庫補助	工事内容	市単費	工事内容
第 1 期 2 ヶ年計画				
平成 6 (1994)	はの門 はの門西方土堀 への門 への門東方土堀 水の一門 水の二門 化粧櫓	瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁塗替 瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁塗替・荒壁補修 瓦差替、目地塗替、門鍔金具修理 瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁塗替 門鍔金具修理・扉木部補修 門鍔金具修理・扉木部補修 瓦一部・土居葺葺替(下屋)、目地塗替、屋根下地木部 一部補修、軒一部塗替、土戸塗	ろの門西南方土堀 (西面中央)	軒色合せ、壁塗替・荒 壁補修
平成 7 (1995)	ニの櫓 ニの櫓南方土堀 (水 の三門) 水の一門西方土堀	棟一部積替、鬼瓦補修、目地塗替、壁・軒一部塗替、 軒色合せ 目地塗替、壁一部塗替、軒色合せ、門鍔金具補修、扉 木部補修 目地塗替、壁一部塗替、軒色合せ	ろの門西南方土堀	壁一部塗替
(災害復旧)	ヨの渡櫓	壁一部塗替		
第 2 期 3 ヶ年計画				
平成 8 (1996)	ハの渡櫓 ニの渡櫓	瓦差替、目地塗替、壁一部塗替、壁・軒色合せ 瓦差替、目地塗替、壁一部塗替、壁・軒色合せ	ろの門西南方土堀 (北) 大手門(指定外)	目地塗替、壁一部塗替 目地塗替
平成 9 (1997)	イの渡櫓 ロの渡櫓 水の一門北方築地堀	瓦差替、目地塗替、軒先木部一部補修(東)、軒先一部 塗替、軒裏色合せ、壁一部塗替 瓦差替、目地塗替、軒小舞・野地板取替(東)、壁・軒 一部塗替、壁・軒色合せ 目地塗替、壁・軒一部塗替	ろの門西南方土堀 (北)	目地塗替、壁一部塗替
平成 10 (1998)	ホの櫓 への渡櫓	瓦一部・土居葺葺替(北唐破風)、目地塗替、壁・軒一 部塗替、壁・軒色合せ、荒壁補修、唐破風木部補修 瓦一部差替、目地塗替、壁塗替、荒壁補修	ろの門西南方土堀 (中央北寄)	目地塗替、軒色合せ、 壁一部塗替・上塗
第 3 期 3 ヶ年計画				
平成 11 (1999)	イの渡櫓 (国宝) 附 台所 ロの渡櫓 (下屋) 乾小天守 (下屋) 中庭	瓦一部・土居葺葺替(西一階下屋)、瓦差替、目地塗 替、軒先木部一部補修、壁・軒一部塗替、壁・軒色合 せ、荒壁補修、内部土壁一部塗替(地階) 瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁塗替、木部(土台・ 柱根継)、内部土壁一部塗替(1 階) 瓦差替、目地塗替、壁塗替、軒色合せ 瓦差替、目地塗替、壁塗替、軒色合せ 三和土全面改修、雨掛り防護柵設置	ろの門西南方土堀 (南)	目地塗替
平成 12 (2000)	西小天守 ニの渡櫓 (国宝)	瓦差替、目地塗替、壁・軒一部塗替、壁・軒色合せ、 火灯窓漆塗替・同鍔金物鍍金 目地塗替、壁・軒一部塗替、壁・軒色合せ	ヨの渡櫓 ヲの櫓	壁塗替 (城内側) 腰壁塗替 (城内側)
平成 13 (2001)	乾小天守 ハの渡櫓 (国宝)	瓦差替、目地塗替、壁・軒一部塗替、壁・軒色合せ、 火灯窓漆塗替・同鍔金物鍍金 瓦差替、目地塗替、壁・軒一部塗替、壁・軒色合せ	ヨの渡櫓 ヲの櫓	壁塗替 (城外側) 壁塗替 (城外側)
第 4 期 3 ヶ年計画				
平成 14 (2002)	東小天守 ロの渡櫓 (国宝) (次 年度継続)	瓦差替、目地塗替、軒一部塗替・色合せ、壁一部塗 替・上塗、土戸塗 瓦差替、目地塗替、軒一部塗替・色合せ、壁一部塗 替・上塗	ハの渡櫓 ニの渡櫓	屋根破損調査 屋根破損調査
平成 15 (2003)	ロの渡櫓 (国宝) ハ・ニの渡櫓(継続)	瓦差替、目地塗替、軒一部塗替、壁一部塗替・上塗、 土戸塗 鯨新調、垂木・野地板取替、土居葺葺替、仮設柱新調	菱の門 菱の門東方土堀 西・乾小天守	漆塗替 目地塗替、軒色合せ、 壁一部塗替・上塗 拭き漆
平成 16 (2004)	ハ・ニの渡櫓(継続)	瓦葺替、鯨新調、目地塗替、壁・軒一部塗替、内部土 壁一部塗替、ハの渡櫓南西隅柱取替、土間三和土	菱の門東方土堀	目地・壁塗替 ※瓦釘 (以降：銅製)
第 5 期 4 ヶ年計画				
平成 17 (2005)	菱の門南方土堀 化粧櫓 化粧櫓南方土堀 カの渡櫓 ヨの渡櫓	目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗 瓦差替、目地塗替、軒先木部補修、軒一部塗替・色合 せ、壁一部塗替・上塗、土戸塗、建具調整 目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗 瓦一部葺替・差替、目地塗替、軒先木部補修、軒色合 せ、壁一部塗替・上塗、土戸塗、建具調整 壁塗下付け	化粧櫓仮設工事	仮設階段設置、靴履替 場改修、階段手摺 O P 塗替

修理年度	国庫補助	工事内容	市単費	工事内容
平成 18(2006)	菱の門東方土堀 ヌの櫓 ヨの渡櫓（東部）	瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、腰壁荒壁補修 ※瓦釘(以降：SUS 製) 軒先瓦葺替、瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、土戸塗、建具調整 軒先瓦葺替、瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、土戸塗、建具調整	化粧櫓出口改修 太鼓櫓南方土堀 菱の門潜戸	警備員詰所改修、仮設階段撤去 瓦差替、目地塗替、壁一部塗替・上塗 板・框取替、門鍔金具補修
平成 19(2007)	ヨの渡櫓（中央部、西部）	瓦差替、目地塗替、壁一部塗替・上塗、軒一部塗替・色合せ、荒壁補修、土戸塗、懸魚六葉取替、建具調整	太鼓櫓南方土堀	瓦差替、目地塗替、壁一部塗替・上塗、腰壁荒壁塗替
平成 20(2008)	ルの櫓 タの渡櫓 ヲの櫓	瓦差替、目地塗替、軒一部塗替・色合せ、壁一部塗替・上塗、懸魚六葉取替、建具調整 瓦差替、目地塗替、軒一部塗替・色合せ、壁一部塗替・上塗、懸魚六葉取替 瓦差替、目地塗替、軒一部塗替・色合せ、壁一部塗替・上塗、建具調整	太鼓櫓南方土堀	瓦差替、目地塗替、壁一部塗替・上塗、腰壁荒壁塗替
第 6 期	3ヵ年計画			
平成 21(2009)	レの渡櫓 ワの櫓	瓦解体、土居葺替、野地板一部張替、壁塗替、土戸塗、建具調整 瓦差替、目地塗替、壁一部塗替・上塗、土戸塗	レの渡櫓	内部壁上塗
平成 22(2010)	レの渡櫓（継続） ワの櫓（継続） カの櫓	瓦葺替、目地塗替、軒先小舞下地、軒先塗替、軒裏色合せ、壁上塗・色合せ 瓦差替、目地塗替、軒先小舞下地、軒先塗替、軒裏色合せ、壁色合せ 瓦差替、目地塗替、軒先小舞下地、軒先塗替、軒裏一部塗替・色合せ、壁一部塗替・上塗、木部補修	レの渡櫓	内部壁上塗
平成 23(2011)	ろの門 ろの門東方土堀 ロの櫓 ロの櫓東方土堀 ロの櫓西方土堀 いの門東方土堀	瓦差替、目地塗替 瓦差替、目地塗替、壁上塗 瓦差替、目地塗替、軒塗替、壁一部塗替・上塗、土戸塗替 瓦一部葺替、目地塗替、軒漆喰塗替、壁一部塗替・荒壁補修、軒先木部補修 瓦差替、目地塗替、壁一部塗替・荒壁補修 瓦差替、目地塗替、軒一部塗替、壁一部塗替・上塗、荒壁補修		
第 7 期	5ヵ年計画			
平成 24(2012)	カの櫓北方土堀 菱の門西方土堀	瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、荒壁補修(石垣側)、石落木部補修 瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、荒壁補修(石垣側)	いの門 にの門（災害復旧）	瓦一部葺替、西控野地板取替、目地塗替、金物補修 壁一部塗替・上塗、荒壁補修(南)
平成 25(2013)	ワの櫓東方土堀	瓦差替、目地塗替、軒漆喰塗替、壁一部塗替・上塗、荒壁補修、軒先木部補修	カの櫓北方土堀 菱の門西方土堀	壁一部塗替・上塗、荒壁補修、軒先木部補修(城内側) 壁一部塗替・上塗、荒壁補修(城内側)
平成 26(2014)	太鼓櫓 はの門東方土堀 りの門	瓦差替、鬼瓦新調、目地塗替、壁一部塗替・上塗、荒壁補修 瓦差替、目地塗替、軒漆喰塗替、壁一部塗替・上塗、荒壁補修、軒先木部補修 瓦差替、目地塗替、金物補修、軒先木部補修	菱の門西方土堀 太鼓櫓北方土堀	壁一部塗替・上塗、荒壁補修(城内側) 壁一部塗替・上塗、荒壁補修(城内側)
平成 27(2015)	への門西方土堀 トの櫓 トの櫓南方土堀 との一門 との一門東方土堀 との二門 との二門東方土堀 との四門 との四門東方土堀 との四門西方土堀 リの一渡櫓 リの二渡櫓	瓦差替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、荒壁補修 瓦差替、目地塗替、軒一部塗替・色合せ、壁一部塗替・上塗、荒壁補修 瓦一部葺替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、荒壁補修、軒先木部・屋根下地補修 瓦差替、目地塗替 瓦一部葺替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、荒壁補修 瓦一部葺替、目地塗替、軒先木部・屋根下地補修 瓦一部葺替、目地塗替、軒一部塗替・色合せ、軒先木部・屋根下地補修、壁塗替・荒壁補修 瓦差替、目地塗替 瓦一部葺替、目地塗替、軒一部塗替・色合せ、壁一部塗替・上塗、荒壁補修 瓦一部葺替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、荒壁補修 瓦解体、土居葺・木部補修 瓦解体、土居葺・木部補修		
平成 28(2016)	リの一渡櫓（継続） リの二渡櫓（継続）	瓦葺替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、荒壁補修 瓦葺替、目地塗替、軒色合せ、壁一部塗替・上塗、荒壁補修		

修理年度	国庫補助	工事内容	市単費	工事内容
第 8 期	6ヵ年計画			
平成 29 (2017)	帯の櫓	瓦差替、鬼・鯉瓦新調、目地塗替、壁一部塗替・上塗、荒壁補修	との四門	金物補修
	井郭櫓南方土堀	瓦差替、目地塗替、壁一部塗替・上塗、荒壁補修		
平成 30 (2018)	帯郭櫓	瓦差替、目地塗替、壁一部塗替・上塗、荒壁補修		
	太鼓櫓北方土堀	瓦差替、目地塗替、壁一部塗替・上塗、荒壁補修		
	帯郭櫓北方土堀	瓦差替、目地塗替、壁一部塗替・上塗、荒壁補修		
平成 31	ぬの門	瓦差替、鬼瓦新調、目地塗替、軒先木部補修、軒上塗、壁塗替・荒壁補修		
令和元	チの櫓	丸瓦葺替、瓦差替、鬼瓦新調、目地塗替、軒上塗、壁塗替・荒壁補修、土台木部補修(東)		
(2019)	水の五門南方土堀	瓦差替、目地塗替、軒上塗、壁塗替・荒壁補修、扉木部補修・金物補修		
令和 2 (2020)	井郭櫓附旧番所の門 にの門	瓦差替、鬼瓦新調、目地塗替、軒上塗、壁上塗 目地塗替 丸瓦葺替(下屋)、瓦差替、鬼瓦新調、目地塗替、軒上塗、壁一部塗替・上塗、荒壁補修、土居葺修理(下屋南)、懸魚取替、土戸塗		
	イの渡櫓南方土堀	瓦差替、目地塗替、軒上塗、壁上塗		
	ろの門西南方土堀 (北西)	壁上塗		
令和 3 (2021)	菱の門	丸瓦葺替(大屋根)、瓦差替、目地塗替、軒上塗、壁上塗、大扉木部補修・建付調整、金物補修、漆塗、土戸塗※瓦釘(以降：鉄製)		
令和 4 (2022)	折廻り櫓	瓦差替、目地塗替、軒上塗、壁上塗、金物補修、土戸塗		
	備前門 にの門東方上土堀	金物補修、扉木部補修 瓦差替、目地塗替、軒上塗、壁一部塗替・上塗、荒壁補修		
令和 5 (2023)	はの門南方土堀	棟積直、丸瓦葺替(南面)、瓦差替、目地塗替、軒上塗、壁一部塗替・上塗、荒壁補修		
	にの門東方下土堀	瓦差替、目地塗替、軒上塗、壁一部塗替・上塗、荒壁補修		

表：大天守の「平成の保存修理」

事業年度	国庫補助	事業内容	市単費	事業内容
平成 17 (2005)			調査	土質調査、不同沈下・柱傾斜測定、構造性能確認
平成 18 (2006)	調査	木材材料試験、建具・長押・床組強度試験、不陸調査、漆喰壁・屋根調査(北側部分解体)	調査	常時微動測定、CAD 図面作成
平成 19 (2007)	調査	屋根・外壁現況調査(ラジコンヘリ)、土壁強度実験、漆喰壁・屋根復旧(北側部分解体)		
平成 20 (2008)	調査 設計	土質調査(ボーリング調査)、模擬地震波作成、構造解析・補強案作成、工事設計		
平成 21 (2009)	工事	【仮設】喜斎門跡橋の仮設橋の設置、仮囲いの設置、現場事務所設置、備前丸への仮設構台設置		
平成 22 (2010)	工事	【仮設】素屋根建設 【解体】屋根解体調査		
平成 23 (2011)	工事	【解体】屋根・左官・木部の解体調査 【屋根】土居葺、補足瓦製作・据付 【左官】小舞掻き、荒壁付、斑直し、中塗り、各種漆喰塗 【補強】構造補強材検討		
平成 24 (2012)	工事	【木】補足木材・床・雑作組立 【屋根】本瓦葺、瓦目地漆喰塗 【左官】荒壁付、斑直し、中塗り、各種漆喰塗 【建具】土戸補修、漆喰塗 【補強】構造補強材決定 【雑】防災設備、避雷設備取外し		
平成 25 (2013)	工事	【木】雑作組立 【左官】斑直し、中塗り、各種漆喰塗、屋根漆喰塗 【建具】漆喰塗、建込み 【補強】構造補強材搬入・取付 【雑】防災設備、避雷設備復旧 【仮設】素屋根解体開始		
平成 26 (2014)	工事	【仮設】素屋根等仮設材解体完了		

表：明治～令和4年度までの石垣修理工事

年号	年(年度)月日	石垣修理工事関係事項
明治	43年～44年	陸軍省(第十師団)により、大天守をはじめ、本丸・二ノ丸・三の丸建物の補強・補修
大正	7年	西ノ丸のレの櫓の北に接する隅櫓(旧ヲの櫓)が石垣とともに崩壊
	8～9年	陸軍省により、西ノ丸諸櫓の修理が行われた。旧ヲの櫓付近の建物が一部解体撤去
昭和	6年	国宝指定前後に管理団体姫路市が西ノ丸諸櫓の応急修理
	9年6月20日	豪雨のため、西ノ丸のタの渡櫓からヲの櫓にかけての石垣が、その上の櫓もろとも崩壊
	10年～13年	西ノ丸の修理工事開始。化粧櫓からヲの櫓に至るまでの内外の石垣の全面的な積直しを実施平行して化粧櫓南方土堀石垣、ろの門東方土堀石垣も積直し
	10年8月29日	降雨により、ルの櫓下石垣が約40坪再び崩壊
	12年3月19日	ろの門東方土堀と石垣が、映画撮影の爆破事故で倒壊
	14年度	降雨により、ろの門西南方土堀下石垣(西ノ丸)の東の境界)約40坪、土堀もろとも崩壊
	15年度	はの門と、ロの櫓(乾曲輪)およびその周辺の土堀と石垣を修理
	16年度	い・ろ・にの各門とその周辺の土堀と石垣を修理
	17年度	西ノ丸の力の櫓の修理
	24年度	備前丸石垣一部補修に着手
	25年度	・菱の門西方および西南方土堀工事に伴う石垣修理 ・備前丸東面石垣積替工事。南半分(「リ」の門際隅角を含む)235.29㎡ ・石垣の内側に高さ1.8mの石壁の積み上げを検出(羽柴時代の石垣か)
	26年度	・菱の門東方土堀工事に伴う石垣修理。東方折曲りの出隅およびその南面石垣 ・「い」の門東方土堀工事に伴う石垣修理 石垣積替え工事中、三国濠の北辺石垣中程から輝政以前の空堀痕発見 ・「リ」の一渡櫓および「チ」の櫓工事に伴う石垣修理
	27年度	・「ぬ」の門および「リ」の二渡櫓基礎工事石垣補修 ・太鼓櫓南方土堀工事に伴う基礎および石垣修理
	28年度	帯櫓および帯郭櫓下石垣積替工事。計1,692㎡
	29年度	・「ち」の門・旧番所下基礎石垣積替(59.4㎡) ・「ト」の櫓工事に伴う商用石階段の積み直し
	33年度	大天守地盤調査孔(第2号調査孔)より、石垣、礎石群等の旧天守遺構の一部を発見
	38年度	大天守東南隅石垣の補修と平積み間詰石の脱落個所の補修、及び弛み部分を若干補修
	50～51年度	菱ノ門南方土堀工事に伴う石垣修理
平成	2年5月19日	埋門跡西部南面石垣が突然崩落
	3年度	久長門跡北部石垣、鷗門跡西部石垣、埋門跡東部石垣修理
	4年度	埋門跡西部石垣修理
	5年度	北勢隠門跡西部石垣修理
	6年度	北勢隠門跡西部石垣修理、北勢隠門跡東部石垣、喜斎門跡西部石垣修理
	7年度	喜斎門跡西部石垣、久長門跡南部石垣、車門跡西部石垣修理
	8年度	内京口門跡東部石垣
	9年度	三国堀南辺石垣修理
	15～16年度	旧太鼓櫓跡石垣修理
	17～18年度	喜斎門跡土橋石垣、喜斎門跡東方石垣修理
	19年度	石垣総合調査(平成15～19年度)
	20年度	清水門跡東部石垣修理
	22～23年度	清水門跡西部石垣修理
	24年度	車門跡石垣、内京口門跡石垣修理
	25年度	上山里曲輪下段石垣修理(間詰補修)
	26年度	水の三門から五門にかけての石垣修理(間詰補修)
	27年度	井戸曲輪石垣修理(間詰補修)
	28～29年度	内船場蔵跡南石垣修理
令和	元年度	車門跡石垣修理
	2年度	車門跡石垣、との四門石垣、喜斎門跡石垣修理
	3～4年度	折廻除米蔵跡石垣修理
	4年度	南勢隠門跡石垣修理(間詰補修)

第2節 指定等の経緯

姫路城の敷地は、大正11年の国有財産の整理により、陸軍省管轄の軍用地と、それ以外の大蔵省管轄の敷地に分かれていたが、大正14年歩兵第十連隊の岡山移転に伴い、財政問題解決のため、歩兵第十連隊跡地の売却計画が持ち上がった。跡地は、内曲輪や中曲輪などの姫路城の枢要な位置を占める土地であったため、これらの保存を求めて姫路城勝地保存期成同盟会が結成された。

このような動きを受け、昭和3年9月20日には「史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年法律第44号）」により、姫路城のうち歩兵第十連隊跡地の一部と中曲輪の堀、土塁など約22ヘクタールが史蹟に指定され、さらに昭和16年（1941）7月26日には先の指定でもれた北勢隠門より市橋門までの堀、土塁など約1ヘクタールが追加指定された。建造物については、史蹟指定に続いて、「国宝保存法（昭和4年法律第17号）」に基づき昭和6年1月19日に大天守など8棟（附台所）が、引き続き同年12月14日に諸櫓26棟、諸門15棟、土塀32棟が国宝（旧国宝）に指定された。

戦後、昭和25年にそれまでの「国宝保存法」、「史蹟名勝天然紀念物保存法」及び「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）」の3法律を一本に集大成した「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」が施行された。これまでの国宝（旧国宝）は、全て「重要文化財」に移行されたため、姫路城の建造物も重要文化財となったが、翌26年（1951）には、大天守、東・乾・西小天守とイ・ロ・ハ・ニの各渡櫓の8棟が新たに「国宝」の指定を受けた。

史蹟についても同法の施行により「史跡」に移行するが、昭和31年11月26日の「文化財保護委員会告示第70号」により昭和27年（1952）3月29日付をもって、先の指定区域以外の本町68番地が追加指定を受け、さらに同日の「文化財保護委員会告示第71号」により、いわゆる有形文化財の国宝にあたる「特別史跡」に指定されることとなった。昭和54年（1979）6月11日には指定区域が変更され、平成5年（1993）12月11日に世界遺産登録、さらに平成13年（2001）1月29日には中曲輪の野里門跡にあたる姫路市本町82番地1ほか6筆及び姫路市鍵町40番地1ほか7筆の861.47平方メートルが、平成24年（2012）1月24日には中曲輪の惣社門跡にあたる姫路市総社本町114番地、中堀の石垣が確認された元塩町の一部が追加指定を受けた。

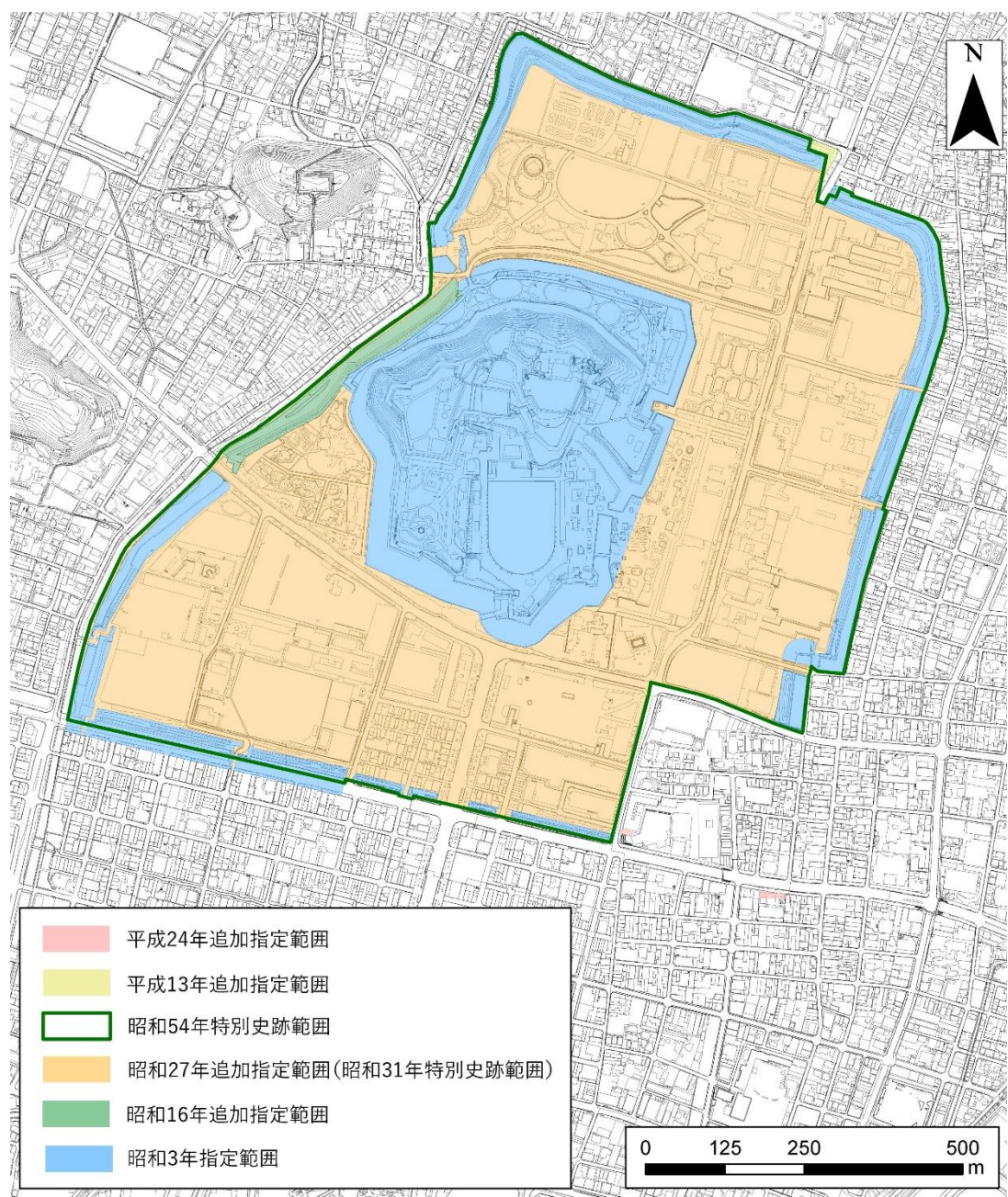
これらの経緯により、現在は、特別史跡として約107ヘクタールの区域が、国宝として8棟、重要文化財として74棟の建造物が指定されている。

第3節 特別史跡の指定状況

現在の特別史跡の指定状況を総じると下表のとおりである。

表：特別史跡の指定状況

種別	名称	数量	指定年月日	所有者 (管理団体)	所在地	時代
史跡	姫路城跡	1, 078, 543. 34 m ²	史跡指定 昭和 3. 9. 20 【追加】昭和 16. 7. 26 【追加】昭和 27. 3. 29 特別史跡 S31. 11. 26 【追加・一部解除】昭和 54. 6. 11 【追加】平成 13. 1. 29 【追加】平成 24. 1. 24	文部科学省他 (姫路市)	兵庫県姫路 市本町 68 他	桃山



図：指定範囲の変遷

第1項 指定告示

特別史跡の指定告示は以下のとおり。（原文はタテ書き）

1. 史蹟名勝天然紀念物保存法による指定

史蹟名勝天然紀念物保存法第一条の規定により、同法を適用すべき史蹟名勝天然紀念物を内務大臣が指定した。

（1）昭和3年9月20日（内務省告示第248号）

史蹟名勝天然紀念物保存法第1條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和3年9月20日 内務大臣 望月 圭介

第1類 史蹟

名 稱	地 名	地 域
姫路城	兵庫縣 姫路市本町	68番、69番、83番 歩兵第十聯隊跡地 45,182 坪の内實測 30,482 坪 姫山公園北東濠實測 23,118 坪 9 合 3 勺 清水門口ヨリ野里門口ニ至ル土壘實測 4,400 坪及濠實測 6,006 坪 野里門口ヨリ久長門口ニ至ル土壘實測 2,560 坪及濠實測 6,006 坪 久長門口ヨリ内京口門口ニ至ル土壘實測 1,206 坪及濠實測 2,002 坪 内京口門口北濠實測 104 坪 内京口門口南濠 460 坪 城南練兵場南土壘實測 1,768 坪 歩兵第三十九聯隊敷地南土壘實測 2,390 坪及濠實測 2,760 坪 同聯隊敷地西土壘實測 2,450 坪及濠實測 1,915 坪 西勢隱門口ヨリ清水門口ニ至ル濠實測 800 坪 清水門口西北池實測 212 坪

（2）昭和16年7月26日（文部省告示第742号）

史蹟名勝天然紀念物保存法第1條ニ依リ昭和3年内務省告示第248号ヲ以テ指定シタル史蹟姫路城ノ地域ニ左記地域ヲ追加ス

昭和16年7月26日 文部大臣 橋田 邦彦

名 稱	地 名	地 域
姫路城	兵庫縣 姫路市本町	68番、107番 南勢隱門口ヨリ市ノ橋門口ニ至ル土壘實測 1,085 坪 5 合 6 勺 5 才 北勢隱門口ヨリ南勢隱門口ニ至ル土壘實測 926 坪 9 合 9 勺 5 才 南勢隱門口ヨリ市ノ橋門口ニ至ル中濠實測 1,080 坪 5 合 2 勺 總社門趾實測 21 坪 2 合 5 勺

2. 文化財保護法による指定

文化財保護法第 109 条の規定により、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）として、史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物として文部科学大臣が指定する。

なお、文化財保護法の施行に伴い、史蹟名勝天然記念物保存法は廃止されたが、旧法による指定は、文化財保護法においての指定とみなされることとなった。

姫路城は、姫山を中心に内曲輪、中曲輪、外曲輪が配置され、それぞれの曲輪は左回りのらせん状に配された堀により区分している。そのうち、特別史跡に指定されている区域は、幾度かの追加指定を経て、中曲輪の大部分と内曲輪全域で、面積は約 107 ヘクタールとなっている。なお、市道幹第 5 号線（城南線）以南、県道砥堀本町線以東の中曲輪の東南部は、昭和 3 年の史蹟指定当初から指定区域には含まれていない。

（1）昭和 31 年 11 月 26 日（文化財保護委員会告示第 70 号）

文化財保護法の一部を改正する法律（昭和 29 年法律第 131 号）による改正前の文化財保護法第 69 条第 1 項の規定により、昭和 27 年 3 月 29 日付をもって、史跡姫路城跡（昭和 3 年文部省告示第 248 号及び昭和 16 年文部省告示第 742 号）の地域に次の地域を追加指定した。

昭和 31 年 11 月 26 日 文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

所在地	地 域
兵庫県姫路市本町	68 番（昭和 3 年内務省告示第 248 号及び昭和 16 年文部省告示第 742 号で告示した地域を除く。） 右地域内に介在する道路敷を含む

（2）昭和 31 年 11 月 26 日（文化財保護委員会告示第 71 号）

文化財保護法第 69 条第 2 項の規定により、兵庫県姫路市所在の史跡姫路城跡（昭和 3 年文部省告示第 248 号、昭和 16 年文部省告示第 742 号及び昭和 31 年文化財保護委員会告示第 70 号）を特別史跡に指定する。

昭和 31 年 11 月 26 日 文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

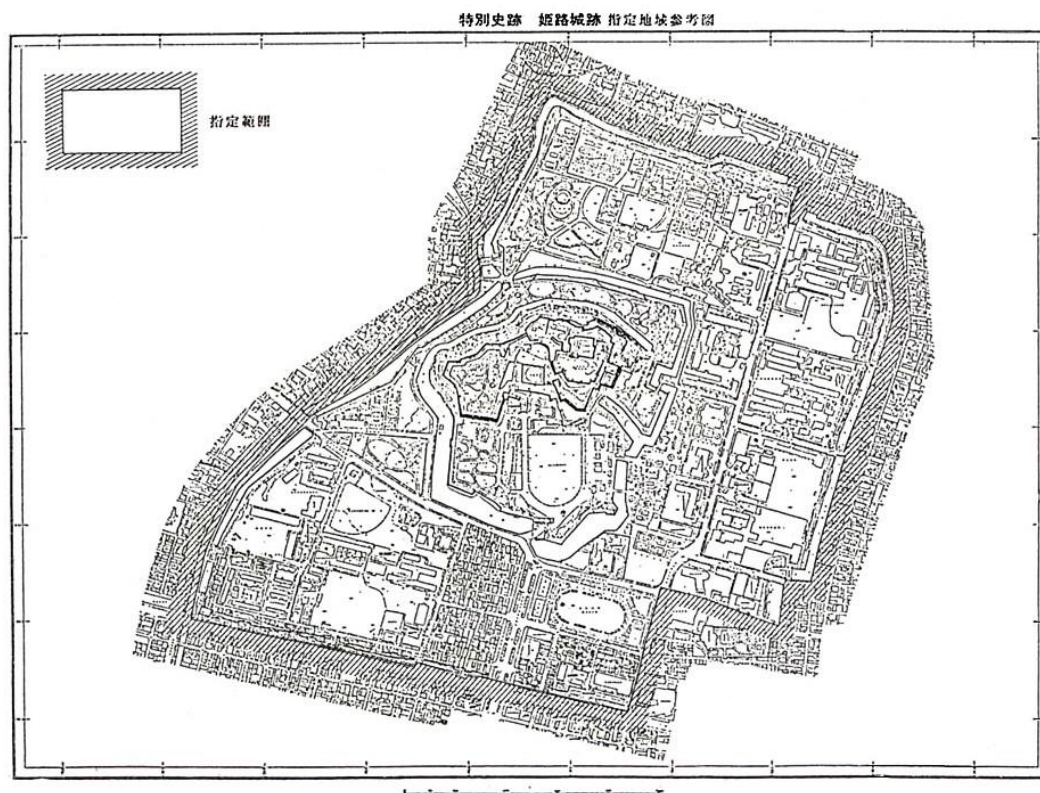
（3）昭和 54 年 6 月 11 日（文部省告示第 119 号）

文化財保護法第 69 条第 1 項、同条第 2 項及び第 71 条第 1 項の規定により、特別史跡姫路城跡（昭和 3 年文部省告示第 248 号、昭和 16 年文部省告示第 742 号、昭和 31 年文化財保護委員会告示第 70 号及び昭和 31 年文化財保護委員会告示第 71 号）について、地域を追加して史跡及び特別史跡に指定し、並びに指定地域の一部の史跡及び特別史跡の指定を解除して次の表に掲げるとおりとする。

昭和 54 年 6 月 1 日 文部大臣 内藤 誉三郎

所在地	地 域
兵庫県姫路市	別図のとおり

別図は省略し、その図面を兵庫県教育委員会及び姫路市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
（参考図参照）



図：参考図

(4) 平成 13 年 1 月 29 日（文部科学省告示第 12 号）

文化財保護法第 69 条第 1 項及び第 2 項に規定により、追加指定

所在地 兵庫県姫路市本町 82 番ノ 1、82 番ノ 2 のうち実測 10.23 m²、82 番ノ 4 のうち実測 1.41 m²、82 番ノ 5 のうち実測 1.56 m²、82 番ノ 6 のうち実測 28.01 m²、82 番ノ 7、82 番ノ 8、同鍵町 40 番ノ 1 のうち実測 6.64 m²、40 番ノ 2 のうち実測 14.35 m²、40 番ノ 3 のうち実測 19.53 m²、40 番ノ 4 のうち実測 26.57 m²、40 番ノ 6 のうち実測 41.41 m²、40 番ノ 7 のうち実測 51.45 m²、41 番ノ 1 のうち実測 5.28 m²

(5) 平成 24 年 1 月 24 日（文部科学省告示第 7 号）

文化財保護法第 109 条第 1 項及び第 2 項に規定により、追加指定

所在地 兵庫県姫路市元塩町国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による第 V 座標系を基準とする 602 地点（X＝マイナス 129525.900 メートル、Y＝33340.550 メートル）、624 地点（X＝マイナス 129531.671 メートル、Y＝33339.955 メートル）、623 地点（X＝マイナス 129528.405 メートル、Y＝33298.097 メートル）、613 地点（X＝マイナス 129519.969 メートル、Y＝33298.690 メートル）、614 地点（X＝マイナス 129521.208 メートル、33306.444 メートル）、615 地点（X＝マイナス 129521.839 メートル、Y＝33310.632 メートル）、616 地点（X＝マイナス 129522.697 メートル、Y＝33316.326 メートル）、617 地点（X＝マイナス 129522.745 メートル、Y＝33316.673 メートル）、618 地点（X＝マイナス 129523.867 メートル、Y＝33324.757 メートル）、619 地点（X＝マイナス 129524.206 メートル、Y＝33327.208 メートル）、620 地点（X＝マイナス 129524.568 メートル、Y＝33329.982 メートル）、621 地点（X＝マイナス 129525.370 メートル、Y＝33336.143 メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。同総社本町 114 番

第2項 指定説明文とその範囲

1. 指定説明

(1) 史蹟名勝天然紀念物保存法による指定説明

姫路城（指定理由）

所在地：兵庫縣姫路市本町

指定地積：國有 26 筆 86,907 坪 35

説明： 始め羽柴秀吉此ニ城郭ヲ修メシガ慶長5年池田輝政此ニ封セラレ同15年五重ノ天守ヲ起シ三重ノ濠ヲ圍シ又内外ヲ修理シテ姫路城ノ規模此際ニ成レリソノ後松平、榊原、本多、酒井ノ諸氏更替シテ明治ニ至ル天守閣、櫓門、濠壘及土塀等現存シク舊態ヲ保テリ、ソノ重ナル部分ハ現今姫山公園トナレリ

指定ノ事由：保存要目史蹟ノ部第4ニ依ル

保存ノ要件： 本指定地ハ區域廣大ニシテ而モ現ニ其ノ一部ハ姫路市ニ於イテ公園トシテ經營シツツアリ尚将来ニ於イテモ市ヲシテ之カ管理ヲ爲サシムル豫定ナルヲ以テ左記方針ノ下ニ知事ヲ通ジテ市長ト協議シ保存要件ノ細目ヲ定ムルモノトスル

- 1 城郭、濠壘、磴道等城ニ關係アル工作物ハ絶對ニ之ヲ保存シ其ノ修理ニ付テハ十分注意スルコト
- 2 家屋其ノ他工作物ノ建設並改築ニ付テハ其ノ地區、様式及色彩等ニ關シ一定ノ方針ヲ樹ツルコト
- 3 輕易ナル休息ノ設備及樹草ノ植栽並伐採等現状ニ變更ヲ及ボスベキ事項ニ對シテハ一定ノ方針ヲ樹ツルコト

(2) 国指定文化財等データベースによる説明

指定基準：二、都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

詳細解説： 始め羽柴秀吉がここに城郭を営んだが、慶長5年池田輝政、播磨国に封ぜられ、同6年修造の工を起し、14年に竣功、姫路城の規模はここに成った。以後、本多、松平、榊原、酒井等の諸氏が更替して明治維新に至ったが、その間本多忠政は西ノ丸の櫓又は多門を増築するところがあった。姫山と鷺山とからなる丘陵に據り、これに麓の低地をとり入れて、営まれた城で、北、東、西の三面は急崖をなし、南は稍々なだらかで、両山の間に浅く広い谷を開いている。南を大手、東を搦手とし、西麓に沿うて南流する船場川が城地の西辺を限っている。

姫山の頂上部に本丸を置き、その南から西にかけて低く二の丸を配し、その間、山腹に階段状に小郭を点綴せしめ、鷺山の高所には西ノ丸を設ける。この一帯は城の中心部であつて、谷をその入口にあてて菱の門を構え、内に三国堀を掘る。この中心部を守つて姫山の東麓から鷺山の南麓にかけて低く三ノ丸を、これにつづいて背部の山麓に沿うて帯状の勢隠を設けている。この内部を土塁又は石垣をめぐらした略々梯形状の広い中郭を以て包み、更にその外部に外郭を設けている。本丸の北東麓に始まる内堀は螺旋状にめぐり、内郭を囲み、ついで転じて中堀となつて中郭を一周し、その間外堀を派出する。その構想は巧妙である而して三棟の小天守を従える五重の大天守を始めとして数多の櫓、門、塀等は、三ノ丸を除いて略々旧態をその儘伝えて壯観であり、且つ星々なる石垣は、堅固な郭の配置巧妙な通路堀の布置と相俟つて、防備の嚴重さを示すに十分である。これと共に中郭の土塁、石垣、堀等もまた概ね、旧觀をとどめていて、車門、埋

門、雕（鵬）門等の如きは枡形の形態がよく保存されている。

即ち本城はその構成が優秀であるばかりでなく、近世における城郭の形態を伝える遺跡として稀有のものであり、その価値は極めて高い。

姫路城跡は、昭和3年9月20日史跡指定ののち、2度追加指定し、昭和31年11月26日特別史跡に指定。昭和54年、国道2号線改良工事の際発見された中ノ門枡形を形づくる若干の個所を追加指定し、土塁・門枡形部以南の中濠跡の部分を解除するとともに指定地域の境界を確定する。

出典：国指定文化財等データベース

(<http://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/401/1865>)

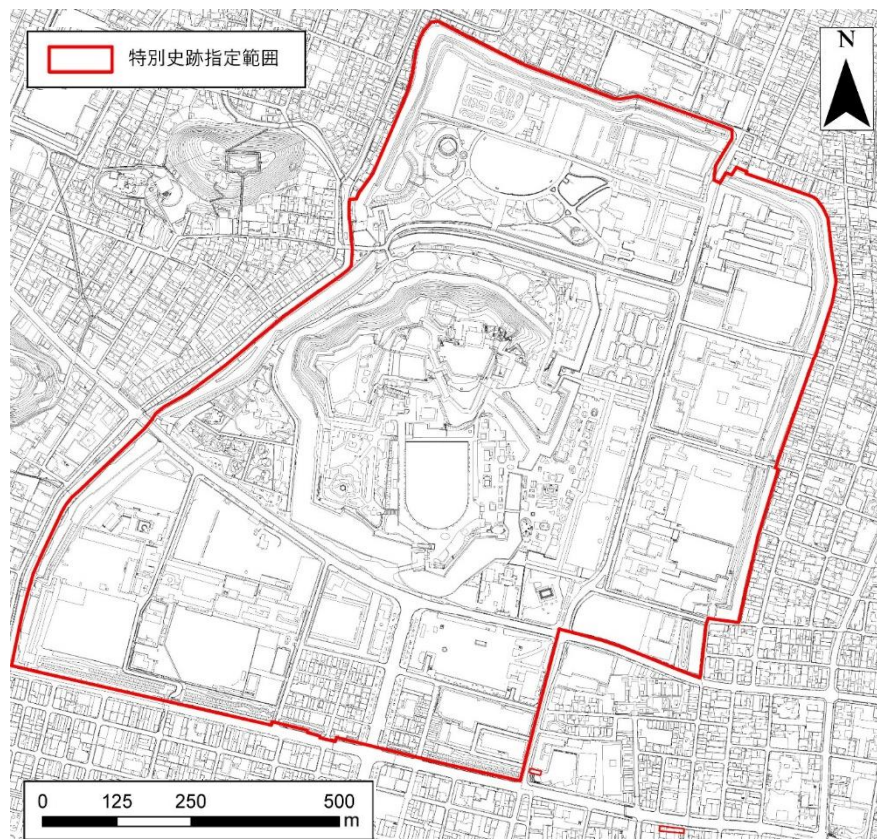
（３）指定通知文による説明

平成13年1月29日指定通知文 姫路城跡は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、播磨国の政治・経済・文化の中心として機能した。今回追加指定する野里門は指定地の北東部に位置し、但馬方面に通じる重要な枡形門であったが、明治30年代に陸軍によって石垣が撤去され、濠の一部が埋め立てられた。既指定地に接する中濠跡と野里門跡の一部を追加指定する。

平成24年1月24日指定通知文 播磨平野の中心の姫山に築かれた平山城で、羽柴秀吉がその基礎を築き、慶長5年（1600）に池田輝政が大改修した、天守建築が完存する日本を代表する城郭である。今回、中曲輪の南東張出部の中堀南岸石垣と、城門の一つである総社門の櫓台石積の一部を追加指定する。

2. 指定範囲

特別史跡姫路城跡の指定範囲は、下図のとおり。



図：特別史跡指定範囲

第4節 国宝・重要文化財（建造物）の指定状況

第1項 指定告示

姫路城の国宝・重要文化財（建造物）指定の状況は次のとおり。（原文はタテ書き）

1. 国宝保存法による指定

国宝保存法第1条の規定により、建造物、宝物その他の物件のうち、特に歴史の証徴又は美術の模範となるべきものを「国宝（旧国宝）」として主務大臣が指定した。

（1）昭和6年1月19日（文部省告示第八號）

國寶保存法第1條ニ依リ左記ノ建造物ヲ國寶ニ指定ス

昭和6年1月16日 文部大臣 田中 隆三

名 称	構造形式	所有者	所在地
姫路城天守	大天守、西小天守、乾小天守、東小天守、イノ渡櫓、ロノ渡櫓、ハノ渡櫓、ニノ渡櫓ヨリナ成ル、臺所附属 大天守五層（内部六層、地階一層）、西小天守（内部三層、地階二層）、乾小天守（内部四層、地階一層）、東小天守（内部三層、地階一層）、イ、ロ、ハノ渡櫓、何レモ二層（内部二層、地階一層）、ニノ渡櫓三層（下層門）、臺所單層（内部一部二層）、屋根總本瓦葺	國	兵庫縣姫路市本町

（2）昭和6年12月14日（文部省告示第331號）

國寶保存法第1條ニ依リ左記ノ建造物ヲ國寶ニ指定ス

昭和6年12月14日 文部大臣 鳩山 一郎

名 称	構造形式	所有者	所在地
姫路城	イノ渡櫓 單層渡櫓、屋根本瓦葺 ロノ渡櫓 單層渡櫓、屋根本瓦葺 ハノ渡櫓 單層渡櫓、屋根本瓦葺 ニノ渡櫓 單層渡櫓、屋根本瓦葺 ホノ櫓 二層櫓、屋根本瓦葺 ヘノ渡櫓 單層渡櫓、兩單磬折、屋根本瓦葺 トノ櫓 單層櫓、屋根本瓦葺 チノ櫓 二層隅櫓、屋根本瓦葺 リノ一渡櫓 二層渡櫓、屋根本瓦葺 リノ二渡櫓 二層渡櫓、西、北端矩折、屋根本瓦葺 折廻り櫓 二層櫓、屋根本瓦葺 井郭櫓 單層櫓、屋根本瓦葺 附舊番所 桁行二間、梁間一間、單層、屋根入母屋造、本瓦葺 帶 櫓 單層折曲櫓、屋根本瓦葺 帶郭櫓 二層櫓、屋根本瓦葺 太鼓櫓 單層矩折櫓、屋根本瓦葺 二ノ櫓 單層矩折櫓、屋根本瓦葺 ロノ櫓 單層磬折櫓、屋根本瓦葺 化粧櫓 一部單層櫓、一部重層櫓、屋根本瓦葺 カノ渡櫓 單層渡櫓、屋根本瓦葺 ヌノ櫓 二層櫓、屋根本瓦葺 ヨノ渡櫓 南北二棟ヨリ成り、一間廊下ヲ以テ連接ス、共ニ單層渡櫓、屋根本瓦葺 ルノ櫓 二層櫓、屋根本瓦葺 タノ渡櫓 單層渡櫓、屋根本瓦葺 ヲノ櫓 二層櫓、屋根本瓦葺	國	兵庫縣姫路市本町

名 称	構造形式	所有者	所在地
	レノ渡櫓 単層渡櫓、西北端一部二層、屋根本瓦葺 ワノ櫓 二層隅櫓、屋根本瓦葺 カノ櫓 二層隅櫓、屋根本瓦葺 菱ノ門 櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺 いノ門 脇戸附高麗門、屋根本瓦葺 ろノ門 脇戸附高麗門、屋根本瓦葺 はノ門 櫓門、屋根切妻造、本瓦葺 にノ門 隅櫓式櫓門、屋根本瓦葺 へノ門 高麗門、屋根本瓦葺 とノ一門 櫓門、屋根切妻造、本瓦葺 とノ二門 脇戸附高麗門、屋根本瓦葺 とノ四門 脇戸附高麗門、屋根本瓦葺 ちノ門 二間棟門、屋根本瓦葺 りノ門 脇戸附高麗門、屋根本瓦葺 ぬノ門 三層櫓門、屋根切妻造、本瓦葺 水ノ一門 一間棟門、屋根本瓦葺 水ノ二門 一間棟門、屋根本瓦葺 備前門 脇戸附門、屋根切妻造、本瓦葺（櫓門ノ上層ヲ失フ） とノ四門東方土堀 延長 4.55m（15 尺）、銃眼 2 所、屋根本瓦葺 同 門西方土堀 長 7.58m（25 尺）、銃眼 5 所、屋根本瓦葺 とノ二門東方土堀 延長 6.49m（21 尺 4 寸）、銃眼 2 所、屋根本瓦葺 とノ一門東方土堀 延長 20.12m（66 尺 4 寸）、銃眼 9 所、屋根本瓦葺 へノ門東方土堀 延長 18.18m（60 尺）、銃眼 7 所、屋根本瓦葺 同 門西方土堀 延長 4.00m（13 尺 2 寸）、銃眼 1 所、屋根本瓦葺 水ノ一門北方築地堀 延長 5.15m（17 尺）、屋根本瓦葺 水ノ一門西方土堀 延長 11.50m（38 尺）、銃眼 4 所、屋根本瓦葺 二ノ櫓南方土堀 延長 29.25m（96 尺 5 寸）、銃眼 4 所、屋根本瓦葺、水ノ三門附属 水ノ五門南方土堀 延長 36.00m（118 尺 8 寸）、銃眼 13 所、屋根本瓦葺、水ノ四門附属 イノ渡櫓南方土堀 延長 12.30m（40 尺 6 寸）、銃眼 9 所、屋根本瓦葺、ほノ門附属 にノ門東方上土堀 延長 25.65m（84 尺 6 寸）、銃眼 10 所、屋根本瓦葺 同 門東方下土堀 延長 26.06m（86 尺）、銃眼 6 所、屋根本瓦葺 ロノ櫓東方土堀 延長 7.55m（24 尺 9 寸）、銃眼 2 所、屋根本瓦葺 同 櫓西方土堀 延長 11.32m（37 尺 4 寸）、銃眼 5 所、屋根本瓦葺 はノ門東方土堀 延長 24.21m（79 尺 9 寸）、銃眼 4 所、屋根本瓦葺 同 門西方土堀 延長 8.43m（27 尺 8 寸）、銃眼 3 所、屋根本瓦葺 同 門南方土堀 延長 34.73m（114 尺 6 寸）、銃眼 12 所、屋根本瓦葺 ろノ門東方土堀 延長 14.20m（46 尺 9 寸）、銃眼 8 所、屋根本瓦葺 同 門西南方土堀 延長 140.00m（462 尺）、銃眼 28 所、屋根本瓦葺 化粧櫓南方土堀 延長 14.24m（47 尺）、銃眼 3 所、屋根本瓦葺 ワノ櫓東方土堀 延長 54.48m（179 尺 8 寸）、銃眼 27 所、屋根本瓦葺 カノ櫓北方土堀 延長 70.94m（234 尺 1 寸）、銃眼 31 所、屋根本瓦葺 菱ノ門西方土堀 延長 9.75m（32 尺 2 寸）、銃眼 4 所、屋根本瓦葺 同 門南方土堀 延長 26.18m（86 尺 3 寸）、銃眼 10 所、屋根本瓦葺 同 門東方土堀 延長 88.6m（292 尺 6 寸）、銃眼 47 所、屋根本瓦葺 いノ門東方土堀 延長 106.69m（350 尺 4 寸）、控壁 6 所、銃眼 33 所、屋根本瓦葺、るノ門附属 太鼓櫓南方土堀 延長 92.33m（304 尺 7 寸）、銃眼 13 所、屋根本瓦葺 同 櫓北方土堀 延長 35.00m（115 尺 5 寸）、銃眼 16 所、屋根本瓦葺 帶郭櫓北方土堀 長 16.55m（54 尺 6 寸）、控壁 2 所、銃眼 5 所、屋根本瓦葺 井郭櫓北方土堀 延長 18.39m（60 尺 7 寸）、銃眼 6 所、屋根本瓦葺 トノ櫓南方土堀 長 8.57m（28 尺 3 寸）、銃眼 3 所、屋根本瓦葺		

2. 文化財保護法による指定

文化財保護法第27条の規定により、有形文化財のうち、重要なものを「重要文化財」として、重要文化財のうち、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを「国宝」として文部科学大臣が指定する。

なお、文化財保護法の施行に伴い、国宝保存法は廃止され、いわゆる「旧国宝」指定であったものは、重要文化財指定とみなされることとなった。

(1) 昭和27年1月12日（文化財保護委員会告示第1号）

文化財保護法第29条第1項の規定により、昭和26年6月9日付をもつて、左表上覧に掲げる重要文化財の指定を解除し、同法第27条第1項の規定により、同日付をもつて、同表下欄に掲げる文化財を重要文化財に指定した。

昭和27年1月12日 文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

名称	指定告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
姫路城天守	昭和6年文部省告示第8号	姫路城大天守	1棟	五重六階、地下一階附、本瓦葺	国(文部省所管)		兵庫県姫路市本町
		姫路城西小天守	1棟	三重三階、地下二階附、本瓦葺	国(文部省所管)		兵庫県姫路市本町
		姫路城乾小天守	1棟	三重四階、地下一階附、本瓦葺	国(文部省所管)		兵庫県姫路市本町
		姫路城東小天守	1棟	三重三階、地下一階附、本瓦葺	国(文部省所管)		兵庫県姫路市本町
		姫路城イ、ロ、ハ、ニの渡櫓	4棟	イ、ロ、ハの渡櫓各二重二階、地下一階附、本瓦葺 附 台所 1棟 ニの渡櫓 二重櫓門、本瓦葺	国(文部省所管)		兵庫県姫路市本町

(2) 昭和27年1月12日（文化財保護委員会告示第2号）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第29条第1項の規定により、昭和26年6月9日付をもつて、第1号表上覧に掲げる重要文化財を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定し、及び同表第2号表上覧に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定した。

昭和27年1月12日 文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

第1号表

名称	指定告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
姫路城大天守	昭和27年文化財保護委員会告示第1号	姫路城大天守	1棟	五重六階、地下一階附、本瓦葺	国(文部省所管)		兵庫県姫路市本町
姫路城西小天守	昭和27年文化財保護委員会告示第1号	姫路城西小天守	1棟	三重三階、地下二階附、本瓦葺	国(文部省所管)		兵庫県姫路市本町
姫路城乾小天守	昭和27年文化財保護委員会告示第1号	姫路城乾小天守	1棟	三重四階、地下一階附、本瓦葺	国(文部省所管)		兵庫県姫路市本町
姫路城東小天守	昭和27年文化財保護委員会告示第1号	姫路城東小天守	1棟	三重三階、地下一階附、本瓦葺	国(文部省所管)		兵庫県姫路市本町
姫路城イ、ロ、ハ、ニの渡櫓	昭和27年文化財保護委員会告示第1号	姫路城イ、ロ、ハ、ニの渡櫓	4棟	イ、ロ、ハの渡櫓各二重二階、地下一階附、本瓦葺 附 台所 1棟 ニの渡櫓 二重櫓門、本瓦葺	国(文部省所管)		兵庫県姫路市本町

(3) 昭和 36 年 (1961) 3 月 23 日 (文化財保護委員会告示第 19 号)

左表上覧に掲げる重要文化財の名称並びに構造及び形式についての記載事項を同表下欄のように改める。

昭和 36 年 3 月 23 日 文化財保護委員会委員長 河原 春作

名称	指定告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
姫路城	昭和 6 年 文 部 省 告 示 第 331 号	姫路城 イの渡櫓 ロの渡櫓 ハの渡櫓 ニの渡櫓 ホの櫓 ヘの渡櫓 トの櫓 チの櫓 リの一渡櫓 リの二渡櫓 折廻り櫓 井郭櫓 帯の櫓 帯郭櫓 太鼓櫓 ニの櫓 ロの櫓 化粧櫓 カの渡櫓 ヌの櫓 ヨの渡櫓 ルの櫓 タの渡櫓 フの櫓 レの渡櫓 ワの櫓 カの櫓 菱の門 いの門 ろの門 はの門 にの門 への門 との一門 との二門 との四門 ちの門 りの門 ぬの門	74 棟	一重渡櫓、本瓦葺 一重渡櫓、本瓦葺 一重渡櫓、本瓦葺 一重渡櫓、本瓦葺 二重二階櫓、本瓦葺 折曲り一重渡櫓、本瓦葺 一重櫓、本瓦葺 二重二階隅櫓、本瓦葺 二重二階渡櫓、本瓦葺 二重二階渡櫓、西北端折曲り、本瓦葺 二重二階櫓、本瓦葺 一重櫓、本瓦葺 附 旧番所 一棟 桁行二間、梁間一間、一重、入母屋造、 本瓦葺 折曲り一重櫓、本瓦葺 二重二階櫓、本瓦葺 折曲り一重櫓、本瓦葺 折曲り一重櫓、本瓦葺 折曲り一重櫓、本瓦葺 一部一重櫓、一部二重二階櫓、本瓦葺 一重渡櫓、本瓦葺 二重二階櫓、本瓦葺 南北二棟より成り一間廊下をもって接続す、 共に一重渡櫓、本瓦葺 二重二階櫓、本瓦葺 一重渡櫓、本瓦葺 二重二階櫓、本瓦葺 一重渡櫓、西北端一部二重二階、本瓦葺 二重二階隅櫓、本瓦葺 二重二階隅櫓、本瓦葺 櫓門、入母屋造、本瓦葺 脇戸附高麗門、本瓦葺 脇戸附高麗門、本瓦葺 櫓門、切妻造、本瓦葺 隅櫓式櫓門、本瓦葺 高麗門、本瓦葺 櫓門、切妻造、本瓦葺 脇戸附高麗門、本瓦葺 脇戸附高麗門、本瓦葺 二間棟門、本瓦葺 脇戸付高麗門、本瓦葺 櫓門、上部二重二階、切妻造、本瓦葺	国(文部 省所管)		兵庫県 姫路市 本町

名称	指定告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
		水の一門 水の二門 備前門		一間棟門、本瓦葺 一間棟門、本瓦葺 脇戸附門、切妻造、本瓦葺(櫓門の上部を失う)(現:櫓門、南端切妻造、北側折曲り櫓に接続、本瓦葺)			
		との四門東方土堀 との四門西方土堀 との二門東方土堀 との一門東方土堀 への門東方土堀		延長 4.6m(現 13.6m)、銃眼 2 所、本瓦葺 長さ 7.6m、銃眼 5 所、本瓦葺 延長 6.5m、銃眼 2 所、本瓦葺 延長 20.1m、銃眼 9 所、本瓦葺 延長 18.2m(現 13.6m)、銃眼 7 所(現: 2 所)、本瓦葺			
		への門西方土堀 水の一門北方築地堀 水の一門西方土堀 ニの櫓南方土堀		延長 4.0m、銃眼 1 所、本瓦葺 延長 5.2m、本瓦葺 延長 11.5m、銃眼四所、本瓦葺 延長 29.3m、銃眼四所(現:12 所)、本瓦葺、水の三門附属			
		水の五門南方土堀		延長 36.0m、銃眼 13 所、本瓦葺、水の四門附属			
		イの渡櫓南方土堀 にの門東方上土堀 にの門東方下土堀 ロの櫓東方土堀 ロの櫓西方土堀 はの門東方土堀 はの門西方土堀 はの門南方土堀 ろの門東方土堀 ろの門西南方土堀 化粧櫓南方土堀 ワの櫓東方土堀 カの櫓北方土堀 菱の門西方土堀 菱の門南方土堀 菱の門東方土堀 いの門東方土堀		延長 12.3m、銃眼 9 所、本瓦葺、ほの門附属 延長 25.7m、銃眼 10 所、本瓦葺 延長 26.1m、銃眼 6 所、本瓦葺 延長 7.6m、銃眼 2 所、本瓦葺 延長 11.3m、銃眼 5 所、本瓦葺 延長 24.2m、銃眼 4 所、本瓦葺 延長 8.4m、銃眼 3 所、本瓦葺 延長 34.7m、銃眼 12 所、本瓦葺 延長 14.2m、銃眼 8 所、本瓦葺 延長 140.0m、銃眼 28 所、本瓦葺 延長 14.2m、銃眼 3 所、本瓦葺 延長 54.5m、銃眼 27 所、本瓦葺 延長 70.9m、銃眼 32 所、本瓦葺 延長 9.8m(現:10.8m)、銃眼 4 所、本瓦葺 延長 26.2m、銃眼 10 所、本瓦葺 延長 88.7m、銃眼 47 所、本瓦葺 延長 106.2m、控壁 5 所、銃眼 33 所、本瓦葺、ろの門附属			
		太鼓櫓南方土堀 太鼓櫓北方土堀 帯郭櫓北方土堀 井郭櫓南方土堀 トの櫓南方土堀		延長 92.3m、銃眼 13 所、本瓦葺 延長 35.0m、銃眼 16 所、本瓦葺 長さ 16.6m、控壁 2 所、銃眼 5 所、本瓦葺 延長 18.4m、銃眼 6 所、本瓦葺 長さ 8.6m、銃眼 3 所、本瓦葺			

第2項 指定説明文とその配置

1. 天守群（姫路城大天守ほか7棟）の指定説明

（1） 旧国宝「姫路城天守」の指定説明

姫路城ハ天正年間、豊臣秀吉ノ築キシモノニシテ、慶長十三、四年ノ頃、池田輝政更ニ大ニ城池ヲ修築シタ、今ノ天守ハ此時ノ經營ニ属シ、五重ノ大天守及ヒ三重ノ小天守ヲ渡櫓ヲ以テ連結シ、高キ石臺ノ上ニ立ツテキル、形勢雄大ニシテ結構亦壯麗、實ニ現存天守中最モ完備シ、最モ傑出セルモノノ一デアル

（2） 国宝「姫路城大天守ほか7棟」の指定説明

姫路城は姫山鷲山の二丘を利用して経営された所謂平山城で、その創始は建武中興の頃にさかのぼると伝えられている。天正年間羽柴秀吉西国征伐の本據となし、三重の天守以下諸建物を興し、大いに城地を修めるところがあったという。慶長13年（1608）池田輝政姫路に入城して大規模な築城の工を起し、翌14年完成した。更に元和3年（1617）本多忠政桑名より入城して西丸に櫓、多門を築き、三之丸に武蔵野御殿を営む等更に整備に努めた。これが現存の姫路城である。

姫路城は徳川幕府の重要政策の一つである西國鎮定の據点として、幕府が特に意を用いたものであり、その時期は本邦築城術の黄金時代に当たっているため、規模設備とも間然するところがないのはいうまでもない。しかし当時の造営にかかる城郭の多くは、明治初年に破壊退転し、なお最近まで残っていたものも戦災によって殆ど失ってしまった。ひとりこの姫路城は無事なるを得て最も完全に遺存しているのであるから、本邦城郭中他に比肩するものがなく、特に大小天守の一郭は後補の痕も少なく、現存城郭建築中の至宝である。

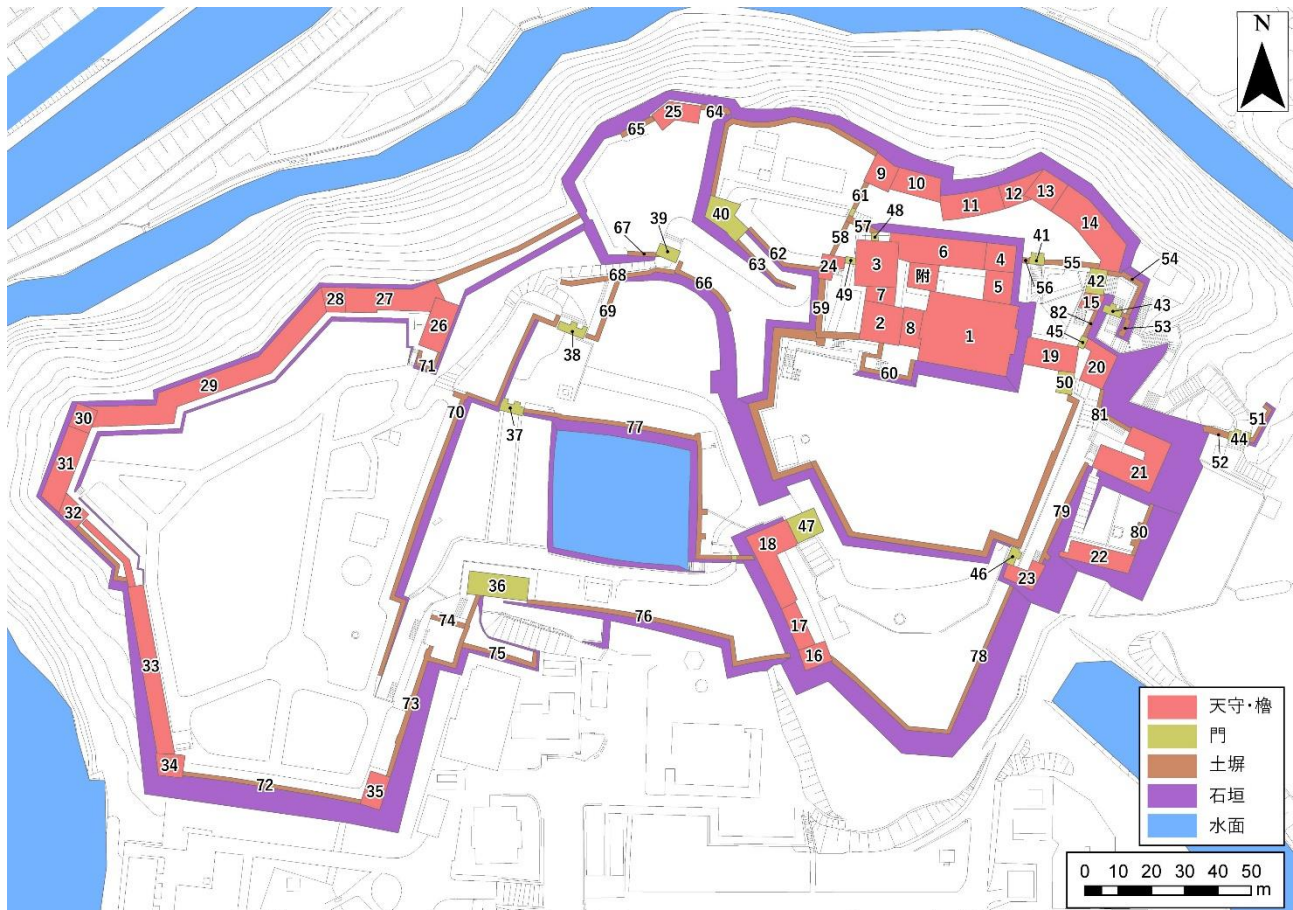
2. 姫路城（天守群以外の74棟）の指定説明

姫路城ハ天正年間、豊臣秀吉ノ築キシモノニシテ、慶長十三、四年ノ頃、池田輝政更ニ大ニ城池ヲ修築シタ、其ノ内郭ハ大體ニ於テ本城、二ノ丸、三ノ丸、西ノ丸ヨリ成ツテキタガ、明治廢藩後、陸軍第十師團ノ設置セラルルニ及ビ、三ノ丸建造物ハ悉ク撤却サレシモ、幸ニ本城、二ノ丸、西ノ丸天守ヲ始メ、大小ノ櫓、渡櫓、門ヨリ土堀ニ至ルマデ、割合ニ能ク保存サレ、我國ニ於ケル城郭建築ノ制度ヲ徴スベキ現存唯一ノ代表的實例トナツテキル、天守ハ既ニ昨年度ニ於テ國寶ニ指定セラレタカラ、今回ハ其他ノ重要ナル建造物ヲ悉ク指定セントスルノデアル

3. 国指定建造物の配置

表：国指定建造物一覧

国	図番号	名 称	図番号	名 称	図番号	名 称
宝	1	大天守	4	東小天守	7	ハの渡櫓
	2	西小天守	5	イの渡櫓	8	ニの渡櫓
	3	乾小天守	6	ロの渡櫓	附	台所
重要文化財	図番号	名 称	図番号	名 称	図番号	名 称
	9	イの渡櫓	28	ヌの櫓	47	ぬの門
	10	ロの渡櫓	29	ヨの渡櫓	48	水の一門
	11	ハの渡櫓	30	ルの櫓	49	水の二門
	12	ニの渡櫓	31	タの渡櫓	50	備前門
	13	ホの櫓	32	ヲの櫓	51	水の一門北方築地塀
	14	ヘの渡櫓	33	レの渡櫓	52	との四門東方土塀
	15	トの櫓	34	ワの櫓	53	との四門西方土塀
	16	チの櫓	35	カの櫓	54	との二門東方土塀
	17	リの一渡櫓	36	菱の門	55	との一門東方土塀
	18	リの一渡櫓	37	いの門	56	への門東方土塀
	19	折廻り櫓	38	ろの門	57	への門西方土塀
	20	井郭櫓附旧番所	39	はの門	58	水の一門西方土塀
	21	帯の櫓	40	にの門	59	ニの櫓南方土塀
	22	帯郭櫓	41	への門	60	水の五門南方土塀
	23	太鼓櫓	42	との一門	61	イの渡櫓南方土塀
	24	ニの櫓	43	との二門	62	にの門東方上土塀
	25	ロの櫓	44	との四門	63	にの門東方下土塀
	26	化粧櫓	45	ちの門	64	ロの櫓東方土塀
	27	カの渡櫓	46	りの門	65	ロの櫓西方土塀
					66	はの門東方土塀
					67	はの門西方土塀
					68	はの門南方土塀
					69	ろの門東方土塀
					70	ろの門西南方土塀
					71	化粧櫓南方土塀
					72	ワの櫓東方土塀
					73	カの櫓北方土塀
					74	菱の門西方土塀
					75	菱の門南方土塀
					76	菱の門東方土塀
					77	いの門東方土塀
					78	太鼓櫓南方土塀
					79	太鼓櫓北方土塀
					80	帯郭櫓北方土塀
					81	井郭櫓南方土塀
					82	トの櫓南方土塀



図：国指定建造物の配置図

第5節 管理団体の指定状況

本市は、文化財保護法第113条及び第172条に基づき、姫路城の保存のために必要な管理を行う管理団体に指定されている。

特別史跡については、昭和5年10月6日付けで史蹟名勝天然紀念物保存法第5条に基づき、姫路市が史蹟の「管理者」に指定された。昭和25年施行の文化財保護法に引き継がれ、昭和28年（1953）9月17日の史蹟名勝天然紀念物を管理すべき団体の指定等に関する政令（政令第289号、昭和29年5月29日廃止）、昭和29年（1954）5月29日の文化財保護法の改正の際に附則第6項の規定により現行法の管理団体に指定されている。

国宝、重要文化財については、昭和29年の文化財保護法の改正により新たに「管理団体」の規定が創設され、本市は、国指定建造物についても、昭和39年に「管理団体」として指定された。

以下に、管理団体指定の通知及び告示は以下のとおり。（原文はタテ書き）

なお、管理団体姫路市の所在地は、兵庫県姫路市安田四丁目1番地である。

1. 昭和5年10月6日（通知文）

兵宗17號 兵庫縣姫路市

史蹟名勝天然紀念物保存法第五條第1項ニ依リ、史蹟姫路城ノ管理者ニ指定ス

昭和5年10月6日 文部大臣 田中隆三

2. 昭和39年4月1日（文化財保護委員会告示第11号）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第95条第1項の規定により、次に掲げる国宝及び重要文化財を管理すべき地方公共団体として兵庫県姫路市を指定する。

昭和39年4月1日 文化財保護委員会委員長 川原 春作

国宝の部

名称	員数	指定告示	所有者	所在の場所
姫路城大天守	1棟	昭和6年文部省告示第8号及び昭和27年文化財保護委員会告示第一号	国（文部省）	兵庫県姫路市本町
姫路城西小天守	1棟	同	同	同
姫路城乾小天守	1棟	同	同	同
姫路城東小天守	1棟	同	同	同
姫路城イ、ロ、ハ、ニの渡櫓	4棟	同	同	同

重要文化財の部

名称	員数	指定告示	所有者	所在の場所
姫路城 イの渡櫓、ロの渡櫓、ハの渡櫓、ニの渡櫓、ホの櫓、ヘの渡櫓、トの櫓、チの櫓、リの一渡櫓、リの二渡櫓、折廻り櫓、井郭櫓、帯の櫓、帯郭櫓、太鼓櫓、ニの櫓、ロの櫓、化粧櫓、カの渡櫓、ヌの櫓、ヨの渡櫓、ルの櫓、タの渡櫓、ヲの櫓、レの渡櫓、ワの櫓、カの櫓、菱の門、いの門、ろの門、はの門、にの門、への門、との一門、との二門、との四門、ちの門、りの門、ぬの門、水の一門、水の二門、備前門、との四門東方土堀、との四門西方土堀、との二門東方土堀、との一門東方土堀、への門東方土堀、への門西方土堀、水の一門北方築地堀、水の一門西方土堀、ニの櫓南方土堀、	74棟	昭和6年文部省告示第331号及び昭和36年文化財保護委員会告示第19号	国（文部省）	兵庫県姫路市本町

名称	員数	指定告示	所有者	所在の場所
水の五門南方土堀、イの渡櫓南方土堀、にの門東方上土堀、にの門東方下土堀、ロの櫓東方土堀、ロの櫓西方土堀、はの門東方土堀、はの門西方土堀、はの門南方土堀、ろの門東方土堀、ろの門西南方土堀、化粧櫓南方土堀、ワの櫓東方土堀、カの櫓北方土堀、菱の門西方土堀、菱の門南方土堀、菱の門東方土堀、いの門東方土堀、太鼓櫓南方土堀、太鼓櫓北方土堀、帯郭櫓北方土堀、井郭櫓南方土堀、トの櫓南方土堀				

第6節 法令等による保護の状況

第1項 文化財保護法

姫路城の内曲輪、中曲輪のうち、特別史跡の指定区域については文化財保護法による保護措置が取られている。なお、世界遺産のプロパティの範囲は平成5年の登録時から変更されていない。

1. 史跡の現状変更等の許可

特別史跡姫路城跡は、文化財保護法に保護の規定が設けられている。同法第125条第1項に、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と規定され、その形状や景観を変化させる行為や史跡の保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う際には、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならない。同条第3項には、文化庁長官が現状変更等の許可を与える場合、必要な指示や停止を命令することができる」と規定されている。また、同法第168条には、関係各省各庁の長が現状変更等を行う場合の規定が設けられている。

また、国宝・重要文化財についても、文化財保護法に保護の規定が設けられている。同法第43条第1項に、「重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と規定され、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合を除き、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならない。

現状変更等に関する具体的な規定は、第7章第2節「特別史跡等の保存管理」に明示する。

2. 地方自治体における現状変更等の許可権限の執行

文化財保護法第184条第1項においては「文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。」と規定されており、同項第2号において当該事務のひとつとして、同法第125条の規定による史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む。）事務が規定されている。

また、同法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第4項第1号において、この現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む。）事務のうち、市の教育委員会が行うこととされている事務の区分が規定されており、現在、本市の教育委員会がこれらに該当する事務を行っている。

なお、前述の市の教育委員会が行うこととされている事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条に規定する「第1号法定受託事務」に該当する。

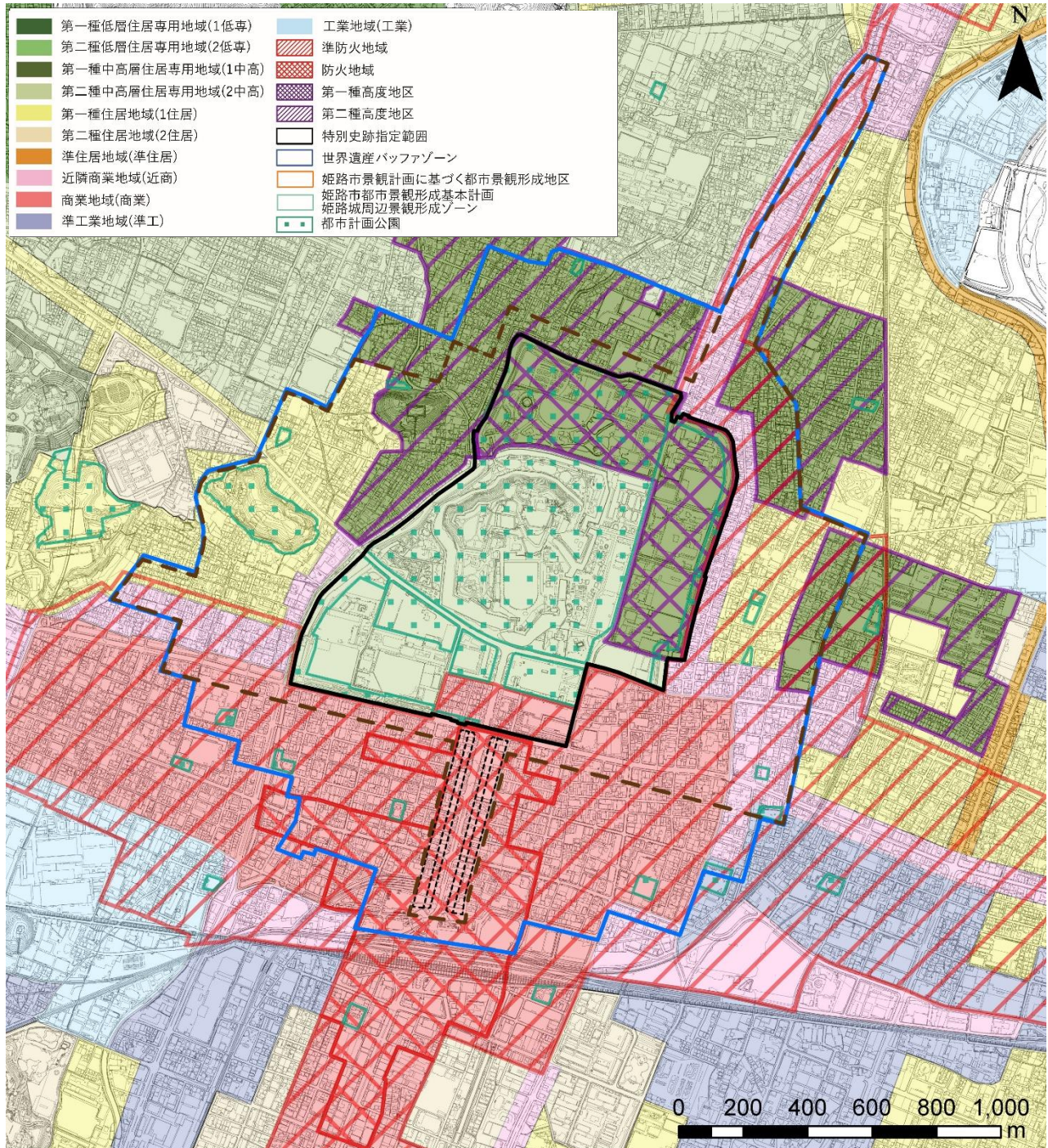
3. 埋蔵文化財包蔵地における届出、発掘調査等

文化財保護法では、土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」と規定し、埋蔵文化財を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」として周知するなどにより、保護を図っている。姫路城では、外堀内のうち、特別史跡を除く範囲が「姫路城城下町跡」として埋蔵文化財包蔵地とされている。その他、本計画区域には「本町遺跡」、「八代深田遺跡」、「男山東山焼窯跡」、「御茶屋町遺跡」、「野里門下層遺跡」、「豆腐町遺跡」、「朝日町遺跡」、「神屋町遺跡」などが所在する。

これらの土地で、工事などにより掘削等を行う際には、着手の60日前までに届出が必要であるほか、工事内容により市の教育委員会の工事立ち会いや発掘調査が必要となる。

第2項 都市計画法、都市公園法

本計画区域は、都市計画法に基づき市街化区域として用途地域が定められ、土地利用の制約を受けている。都市計画法による規制は、世界遺産のプロパティ及びバッファゾーンにかかる具体的な保護措置の1つである。令和6年（2024）5月末時点での都市計画等の状況を、下図に示す。



図：本計画の計画区域における法令等の保護の状況

本計画の計画区域の用途地域の指定状況を概説すると、内曲輪及びその南側にあたる中曲輪南部の一部は「第二種中高層住居専用地域」、内曲輪の西、北、東側は「第一種中高層住居専用地域」、さらに西方及び東方は「第一種住居地域」と、主に住居系に指定されている。南部中堀を通過する東行の国道2号の沿道やそれ以南の外曲輪は「商業地域」に、中曲輪西方の西国街道沿道や船場川西沿い及び中曲輪

東方の国道 2 号や野里街道沿道は「近隣商業地域」に指定されているほか、これら商業系地域及び隣接する一部住居系地域には、「防火地域」または「準防火地域」が指定されている。

なお、「第一種中高層住居専用地域」には、第一種高度地区（最高高さ 12 メートル）または第二種高度地区（最高高さ 15 メートル）が指定されているが、令和 3 年（2021）には、新たに「大手前通り」沿道に第三種高度地区（最高高さ 35 メートル）、その後背地に第四種高度地区（最高高さ 50 メートル）が定められた。

また、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づき、特別史跡の指定区域のうち 62.6 ヘクタールは、都市公園「姫路公園」（総合公園）として施設利用や建築に関する規制を受けている。

第 3 項 景観法、景観条例、屋外広告物条例

本市では、姫路市都市景観条例に基づき「姫路市都市景観形成基本計画」を策定し、各種景観施策を展開している。同計画では、本市の景観を 4 つの景観構造に類型化し、各景観構造の景観類型ごとに方針を定めている。このうち、姫路城周辺景観形成ゾーンにおいては、総合的かつ重点的な景観形成の推進を図る重点地区が定められ、その対象区域が示されている。

また、同計画と景観法に基づき「姫路市景観計画」を策定し、重点的に景観形成を図る「都市景観形成地区」、「歴史的町並み景観形成地区」、「風景形成地域」を設けている。姫路城周辺においては、「都市景観形成地区」として「大手前通り地区」、「中濠通り地区」、「姫路駅北駅前広場地区」が、「歴史的町並み景観形成地区」として「野里街道地区」が、「風景形成地域」として「姫路城周辺風景形成地域」が定められ、それぞれの方針に基づき、その実現に努めている。

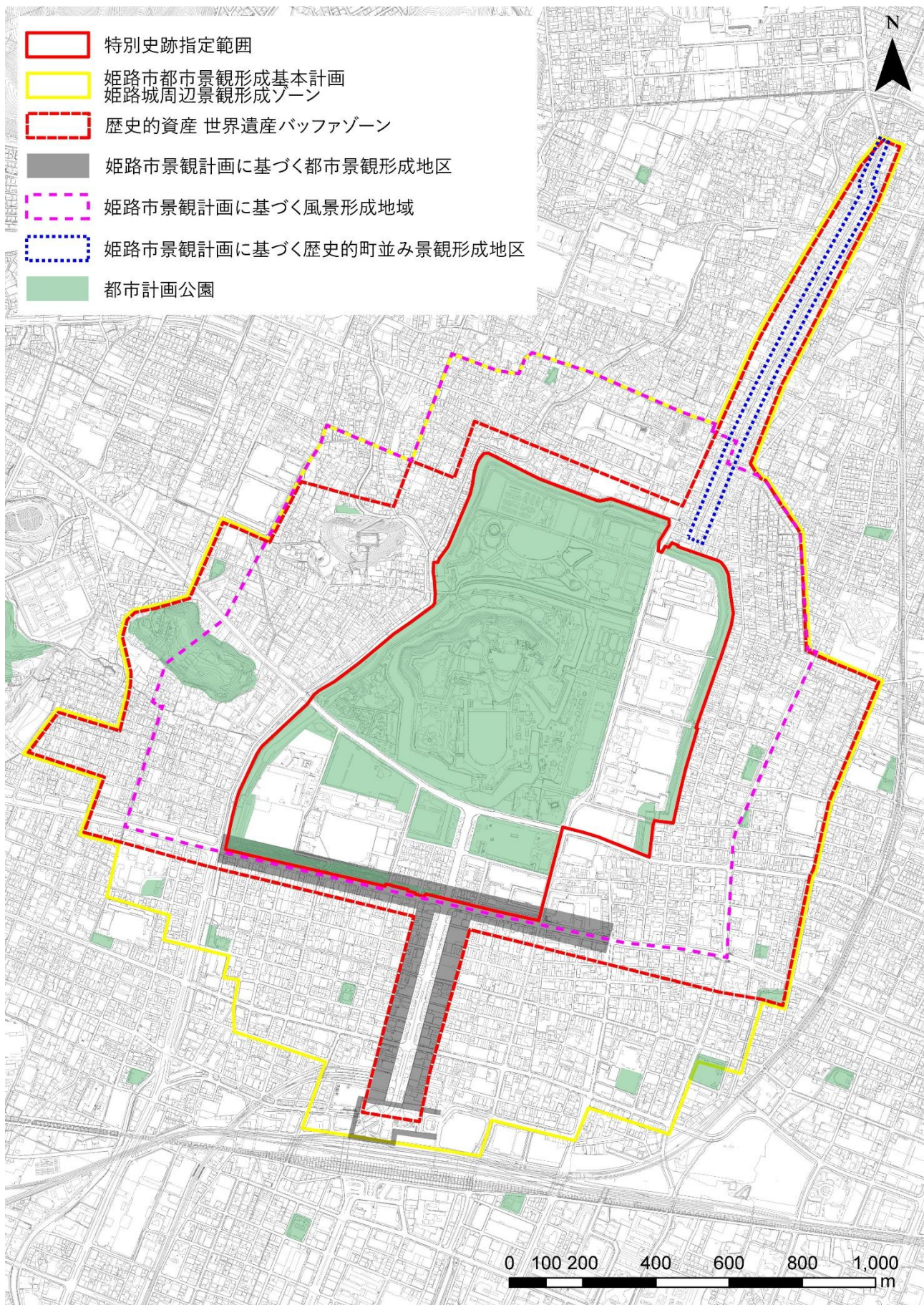
また、姫路市屋外広告物条例（平成 8 年姫路市条例第 5 号）に基づき、屋外広告物とそれを掲出する物件についての必要な規制を設けている。良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とし、広告物等と地域環境との調和を図るための施策を推進している。

第 4 項 その他の法令

本市では、「姫路城管理条例（昭和 39 年姫路市条例第 40 号）」を制定し、姫路城の管理を行っている。本条例では維持管理や公開に関する事項のほか、姫路城の毀損を防止するため、火災予防上の禁止行為や、無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行禁止等について定めている。

さらに、「姫路城管理条例施行規則（昭和 39 年姫路市教育委員会規則第 13 号）」や「姫路城防火管理規則（昭和 39 年姫路市教育委員会規則第 15 号）」において、防災施設の保守点検、防火・防犯にかかる自衛組織の設置や訓練の実施などについて規定しており、姫路城の防災体制を整えている。

また、空き缶等の投げ捨て、自動車等の放棄及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙の防止に取り組み、世界文化遺産を有する姫路にふさわしい美しく安全で快適なまちづくりを推進するため、本市は「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例（平成 8 年姫路市条例第 1 号）」を制定している。条例に基づき、美観の保持が必要と認められる 28 か所が重点環境美化推進区域に指定されており、その中でも姫路城周辺は、姫路の美しいまちづくりのために必要な区域として美化強化区域に指定されている。

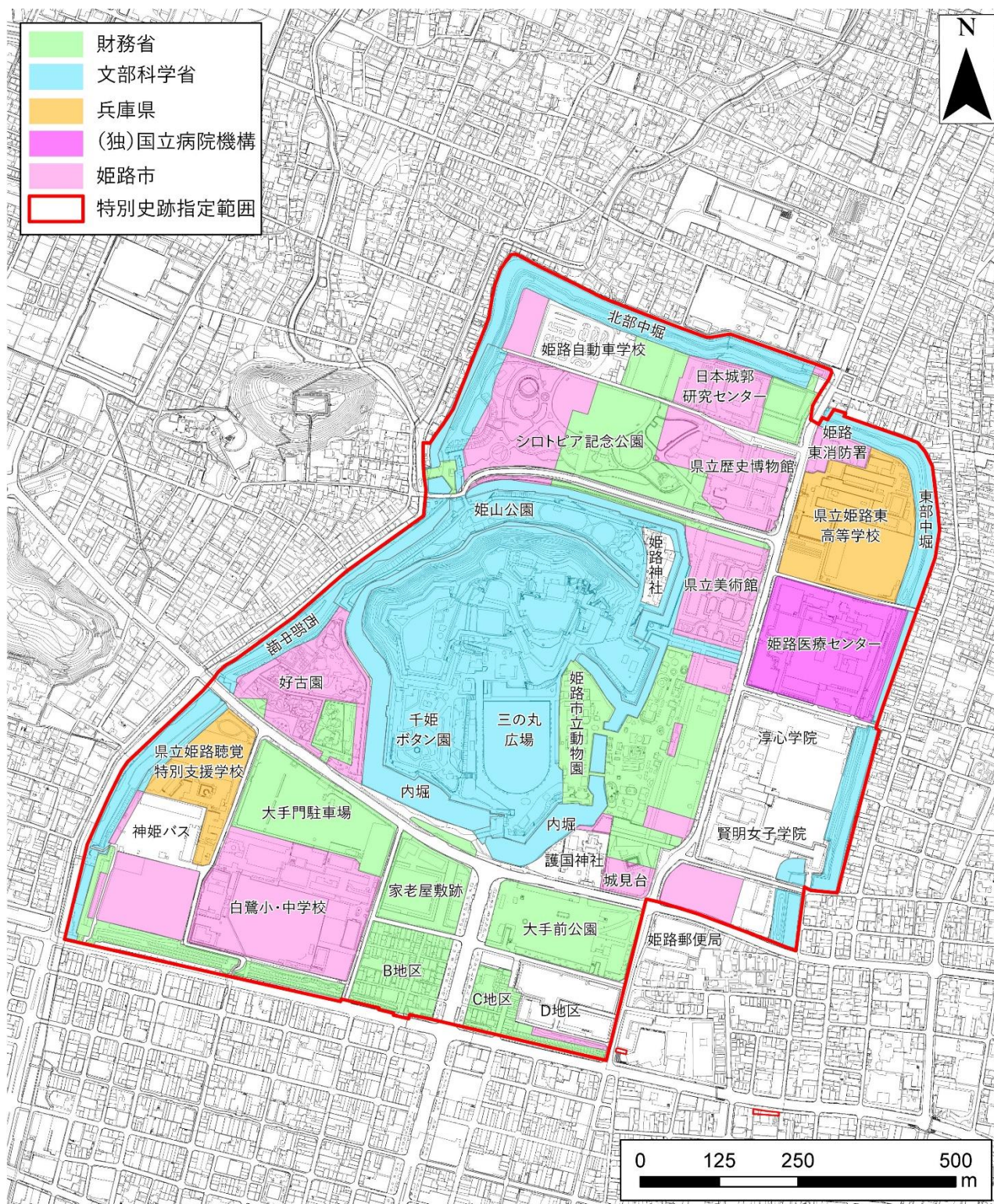


図：姫路城周辺における都市景観形成地区の指定状況

第7節 特別史跡指定地の状況

第1項 土地所有の状況

特別史跡姫路城跡は、明治期から市の中心部として、様々な利用がされており、土地の境界等が明確でないが、参考として土地所有の概要を示す。なお、本図は概要を示した参考図である。

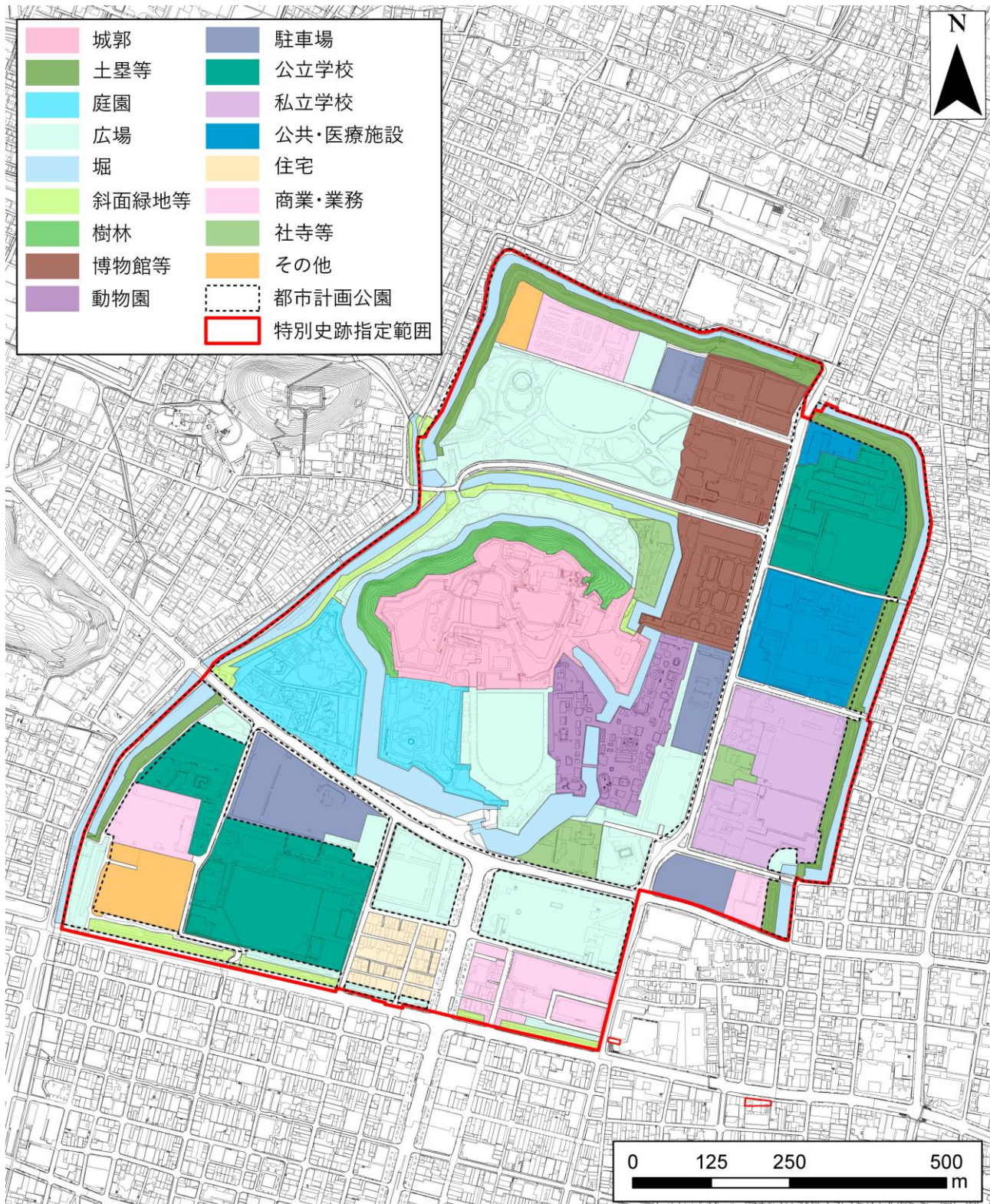


第2項 土地利用の状況

1. 概況

特別史跡の指定区域約 107 ヘクタールのうち 68.1 ヘクタールは、都市計画公園「姫路公園」（総合公園）として都市計画決定（昭和 21 年（1946）8 月当初決定）されている。

特別史跡の指定区域は、姫路公園の他、公立及び私立学校、商業・業務施設などとして土地利用がなされている。



図：特別史跡姫路城跡の土地利用の状況

2. 現況

内曲輪からバッファゾーンまでの範囲内で、国指定建造物が残されている区域を除いた区域の土地利用の現況は次のとおりである。

(1) 内曲輪

姫山の北東部から西の丸西南端までの内堀に面した斜面は、カクレミノ、タラヨウ、シュロ等、常緑樹の多い樹林地となっている。一方、向御屋敷跡である三の丸は広場として利用されている。また、三の丸東部には、「市立動物園」が位置しており約3ヘクタールの敷地の一部は中曲輪まで及んでいる。

(2) 中曲輪

好古園 市道幹第5号線（城南線）北側の西御屋敷跡には、姫路城西御屋敷跡庭園「好古園」を整備している。

北部 「シロトピア記念公園」の東側に隣接して「県立歴史博物館」が、公園北側には「日本城郭研究センター」、「城の北駐車場」、「広場」、「認定こども園」、「自動車学校」などが所在する。

中部 内曲輪東方を南北に走る県道砥堀本町線（城東線）の西側にあたり、「市立美術館」、「姫山駐車場」、「東御屋敷跡公園」、「城見台公園」、「兵庫縣姫路護國神社」が所在する。

東部 県道砥堀本町線（城東線）の東側にあたり、「県立姫路東（北）高等学校」、「姫路医療センター」、「淳心学院中学校・高等学校」、「賢明女子学院中学校・高等学校」などが所在する。

南部 内曲輪の南に隣接して市道幹第5号線（城南線）が東西に走り、大手門正面から南に向かって「大手前通り」がシンボルロードとして整備されている。特別史跡の南辺にあたる国道2号の北側には、土塁や門の石垣が現存している。

大手前通りの東側には「大手前公園」が整備されており、その南側は商業地として、本町商店街及びお城本町地区市街地再開発ビル「イーグレひめじ」が所在している。

大手前通りの西側には「家老屋敷跡公園」を整備し、園内には史跡見学者等の利便に供するための便益施設を設置している。その西側には、「大手門駐車場」、「県立姫路聴覚特別支援学校」が、「大手門駐車場」の南側には「市立白鷺小中学校」、「神姫バス本町車庫」が所在している。また、「家老屋敷跡公園」の南側は、商業・業務施設と住宅が混在する土地利用となっている。

南東部（特別史跡指定区域外） NTTの中層建築物や郵便局などの商業・業務施設が立地する。また、「総社」と周辺には住宅街が広がっている。

(3) 外曲輪及びバッファゾーン

南部 国道2号より南側は、本市最大の商業・業務施設の集積地であり、JR姫路駅を中心とした交通結節機能が充実している。

東部及び西部 町屋等から発展した住宅地が広がっており、寺町であった東部には、現在も寺院が点在している。また、国道2号沿道は商業・業務施設も数多く立地している。

北部（野里街道周辺部） 小規模な商業・業務施設が住宅とともに立地する土地利用となっており、姫路城の鬼門にあたる位置であることから、寺院も多い。

第3項 公有化・施設移転等の経緯

特別史跡姫路城跡にふさわしい管理等を行うため、「四者協定」（昭和44年）を定め、公有化や施設の移転等を図ってきた。経緯は以下のとおりである。

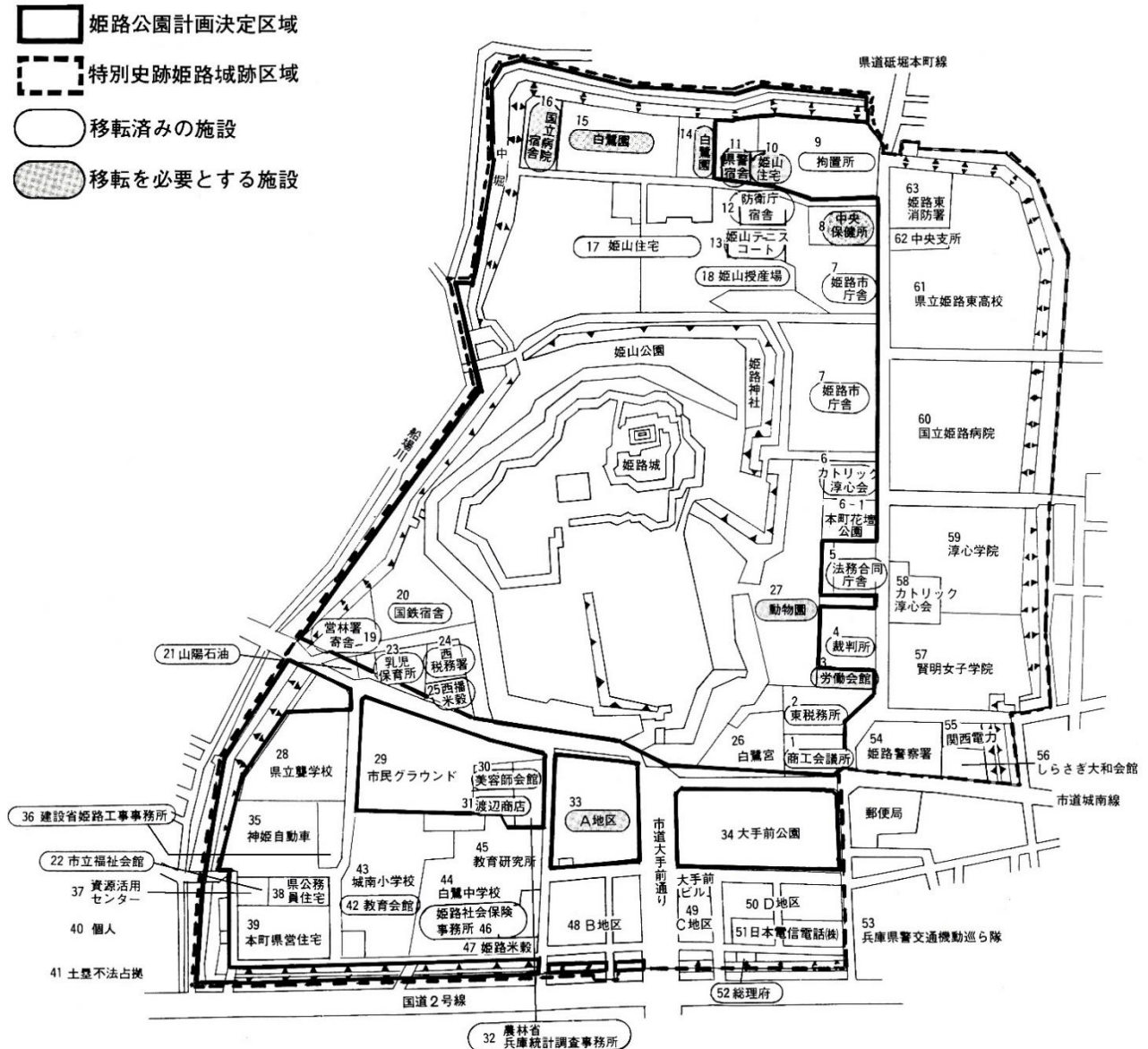
表：公有化及び施設移転等の経緯

番号	施設等名称	時期	備考
1	商工会議所	昭和52年	昭和53年度公園整備（城見台公園）
2	東税務署	昭和47年	昭和48年度公園整備（城見台公園）
3	労働会館	昭和61年	芝生広場として暫定利用（東御屋敷跡公園）
4	裁判所	昭和58年	芝生広場として暫定利用（東御屋敷跡公園）
5	法務合同庁舎	昭和58年	臨時駐車場として暫定利用（城山駐車場）
6	カトリック淳心会	—	昭和44年度姫路市が用地買収。駐車場として暫定利用（城山駐車場）
6-1	本町花壇公園	—	駐車場として暫定利用（城山駐車場）
7	姫路市庁舎	昭和55年	レンガ造部分を市立美術館に転用（昭和58年）。北部は県立歴史博物館・公園整備（昭和58年）
8	中央保健所	平成8年	平成8年度公園整備
9	拘置支所	昭和59年	平成元年度日本城郭研究センター整備
10	姫山北住宅	昭和63年	平成元年度日本城郭研究センター整備
11	兵庫県警宿舍	平成元年	平成7年度駐車場整備（城の北駐車場）
12	防衛庁宿舍	昭和55年	平成2年度公園整備（シロトピア記念公園）
13	姫山テニスコート	昭和59年	平成2年度公園整備（シロトピア記念公園）
14	白鷺園	平成14年	養護老人ホーム及び母子生活支援施設移転。保育所残存
15	中央自動車学院	—	
16	国立病院宿舍	平成15年	
17	姫山住宅	昭和63年	平成2年度公園整備（シロトピア記念公園）
18	姫山授産場	昭和57年	昭和57年度道路整備（市道城西12号線）
19	営林署宿舍	昭和57年	好古園整備（平成4年）
20	国鉄宿舍	昭和57年	好古園整備（平成4年）
21	山陽石油	昭和60年	好古園整備（平成4年）
22	市立福祉会館	昭和51年	好古園整備（平成4年）
23	乳児保育所（旧NHK跡）	昭和47年	好古園整備（平成4年）
24	西税務署	昭和47年	好古園整備（平成4年）
25	西播米穀	昭和47年	好古園整備（平成4年）
26	白鷺宮	—	
27	動物園	—	昭和44年度兵庫県西部パン移転
28	県立姫路聾学校	—	昭和57年度現地改築。現県立姫路聴覚特別支援学校。北部は公園整備（三九公園）
29	市民グラウンド	—	大手門駐車場として利用
30	美容師会館	昭和60年	大手門駐車場として利用
31	渡辺商店	昭和60年	大手門駐車場として利用
32	農林省兵庫統計調査事務所	昭和48年	昭和48年度公園整備
33	A地区（白鷺町）	平成18年	169件移転完了（平成18年）。平成18年度公園整備（家老屋敷跡公園）
34	大手前公園	—	平成20年度再整備
35	神姫自動車（車庫）	—	
36	建設省姫路工事事務所	昭和50年	昭和50年度移転。県へ移管、県立姫路聴覚特別支援学校
37	資源活用センター	—	移転済。臨時駐車場として暫定利用
38	県公務員宿舍	—	移転済。臨時駐車場として暫定利用
39	本町県営住宅	平成21年	県営住宅撤去（平成21年）。臨時駐車場として暫定利用

番号	施設等名称	時期	備考
40	個人	昭和 61 年	昭和 61 年度買収
41	土塁不法占拠地区	平成 4 年	143 件移転完了
42	教育会館	昭和 60 年	移転、建物撤去。プール建設。現白鷺小中学校
43	城南幼稚園・小学校	—	現白鷺小中学校
44	白鷺中学校	—	現白鷺小中学校
45	教育研究所・視聴覚センター	—	平成 21 年度廃止。現白鷺小中学校
46	社会保険事務所	昭和 57 年	昭和 57 年度移転・建物撤去。現白鷺小中学校
47	姫路米穀	昭和 61 年	昭和 61 年度移転。現白鷺小中学校
48	B 地区（白鷺町）	—	
49	C 地区（白鷺町・大手前町）	—	
50	D 地区（お城本町）	平成 13 年	平成 13 年イーグレひめじ整備
51	日本電信電話株式会社・姫路電報電話局・兵庫支社姫路健康管理所	—	現 N T T 西日本兵庫支店
52	総理府・無線通信施設待機所	昭和 57 年	昭和 57 年度撤去。平成 24 年度緑道整備
53	兵庫県警・交通機動隊西播分駐隊・機動操作隊西播方面隊	—	移転済
54	姫路警察署	平成 21 年	平成 21 年度移転。臨時駐車場として利用
55	関西電力株式会社総社変電所	—	
56	しらさぎ大和会館	—	平成 14 年度建物更新
57	賢明女子学院	—	
58	カトリック淳心会	—	
59	淳心学院	—	平成 18 年度建物更新
60	国立姫路病院	—	平成 15 年度建物更新。現姫路医療センター
61	県立姫路東高校	—	
62	中央支所・中央市民センター	—	
63	姫路東消防署	—	
追加指定			
	野里門跡西部	平成 19 年	平成 13 年追加指定。平成 19 年物件撤去
	総社門跡		昭和 16 年追加指定、昭和 54 年指定解除、平成 24 年追加指定

※ 名称等は旧構想（昭和 61 年）の記載に基づく

施設配置図(昭和47年頃)



図：昭和47年（1972）頃 地区区分及び施設配置図（番号は、79～80 頁に対応）

第8節 姫路城以外の歴史文化遺産

第1項 歴史的建造物等

特別史跡やバツファゾーン及びその周辺の地域（姫路城及び周辺地域）には、数多くの歴史文化遺産（建造物）が存在する。県・市指定文化財、国登録有形文化財のほか、都市景観重要建築物等や「姫路市史」で調査が行われた建造物など、姫路城及び周辺地域の歴史的建造物を明示する。なお、表中の図番号は、P82 の図番号と対応し、重複指定や同一敷地近傍に所在する建造物については、その前出の図番号を引用している。また、各名称は、指定等名称もしくは資料に掲載された名称としている。

1. 兵庫県指定文化財

兵庫県指定文化財は、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）に基づき、県の区域内に存する文化財のうち、重要なものを兵庫県教育委員会が指定したもので、文化財建造物は、「兵庫県指定重要有形文化財」に指定される。

表：姫路城及び周辺地域に所在する兵庫県指定文化財

図番号	種類	名称	員数	指定年月日	所有者	所在地	時代
101	建造物	石造鳥居	1基	S59. 3. 28	射楯兵主神社	総社本町	江戸

2. 姫路市指定文化財

姫路市指定文化財は、姫路市文化財保護条例（昭和52年姫路市条例第11号）に基づき、市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを姫路市教育委員会が指定したもので、文化財建造物は、「姫路市指定重要有形文化財」に指定される。

表：姫路城及び周辺地域に所在する姫路市指定文化財

図番号	種類	名称	員数	指定年月日	所有者	所在地	時代
201	建造物	船場本徳寺境内建造物	4棟	H18. 3. 24	真宗大谷派姫路船場別院本徳寺	地内町1	江戸
202	歴史資料	固寧倉	1棟	H7. 9. 25	姫路市	野里慶雲寺前町708	江戸

3. 国登録有形文化財

国登録有形文化財とは、文化財保護法に基づき、国指定以外の有形文化財（地方公共団体の指定文化財も除く）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものとして、文部科学大臣により文化財登録原簿に登録されたものをいう。

表：姫路城及び周辺地域に所在する国登録有形文化財

図番号	種類	名称	数量	指定年月日	所有者	所在地	時代
301	建造物	姫路工業大学ゆりの木会館(旧姫路高等学校本館)	1棟	H11. 10. 14	兵庫県	新在家本町1-1-12	大正
302	〃	姫路工業大学講堂(旧姫路高等学校講堂)	1棟	H11. 10. 14	兵庫県	新在家本町1-1-12	大正
303	〃	姫路市立美術館(旧第十師団兵器庫)	1棟	H15. 1. 31	姫路市	本町68	明治
304	〃	姫路文学館望景亭(旧濱本家住宅)和室ほか4棟	5棟	H21. 8. 7	姫路市	山野井町86ほか	大正、昭和
305	〃	上月家住宅主屋ほか6棟	7棟	H23. 7. 25	個人	坊主町	昭和
306	〃	魚橋家住宅主屋ほか3棟	4棟	H26. 4. 25	個人	威徳寺町	明治、大正
307	〃	魚橋呉服店店舗兼主屋ほか3棟	4棟	H26. 4. 25	個人	威徳寺町	明治、大正

図番号	種類	名称	数量	指定年月日	所有者	所在地	時代
308	建造物	芥田家住宅主屋ほか2棟	3棟	H26. 4. 25	個人	野里寺町	江戸、大正
※201	〃	真宗大谷派姫路船場別院本徳寺行在所	1棟	H30. 11. 2	真宗大谷派姫路船場別院本徳寺	地内町1	江戸
309	〃	旧姫路郵便局電話事務室	1棟	R3. 6. 24	西日本電信電話	総社本町115	昭和
310	〃	旧藤森家住宅主屋ほか7棟	8棟	R4. 6. 29	姫路市	船橋町三丁目2	昭和
311	〃	雲松寺本堂ほか3棟	4棟	(申請中)	雲松寺	河間町19	江戸

4. 都市景観重要建築物等

都市景観重要建築物等とは、姫路市都市景観条例第22条に基づき、都市景観形成上重要な価値があると認める建築物若しくは工作物又は樹木若しくは樹林(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を受けたものを除く。)を指定したものをいう。なお、同条例には、景観法に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度もあるが、同制度の指定実績はない。

表：姫路城及び周辺地域に所在する都市景観重要建築物等

図番号	種類	名称	員数	指定年月日	所有者	所在地	時代
401	建築物	森家住宅	1棟	H2. 8. 30	個人	材木町	明治
※301	〃	旧姫路高等学校講堂(兵庫県立大学)	1棟	H2. 8. 30	兵庫県	新在家本町1-1-12	大正
※302	〃	旧姫路高等学校本館(兵庫県立大学)	1棟	H2. 8. 30	兵庫県	新在家本町1-1-12	大正
※309	〃	NTT兵庫支店姫路2号館(309と同一)	1棟	H14. 11. 28	西日本電信電話	総社本町115	昭和
※307	〃	魚橋呉服店		H17. 10. 24	個人	威徳寺町	明治
402	〃	初井家住宅		H17. 10. 24	個人	龍野町	江戸
403	〃	大野家住宅		H18. 10. 17	個人		明治

5. 姫路市史において調査が行われた歴史的建造物

「姫路市史第15巻下別編文化財編2」において調査が行われた歴史的建造物のうち、現存が確認されたものは次のとおり。

表：姫路城及び周辺地域に所在する姫路市史第15巻下記載の歴史的建造物

図番号	分類	名称	図番号	分類	名称
501	寺院	正法寺 ※本堂は建替え済	※306	〃	魚橋正稔家住宅
502	〃	善導寺	※307	〃	魚橋呉服店
※201	〃	船場本徳寺	515	〃	石崎重次家住宅
503	〃	慶雲寺	516	〃	市村よし家住宅
※111	〃	雲松寺	※401	〃	森昌彦家住宅
504	神社	射盾兵主神社	※402	〃	初井知也家住宅
505	〃	十二所神社	517	〃	久保恒夫家住宅
506	武家屋敷	山中一克家住宅	518	〃	小林信男家住宅
507	町屋	尾上市平家住宅	※303	近代建造物	旧第十師団兵器庫(市立美術館)
508	〃	上村欣三家住宅	519	〃	旧第十師団長官舎(淳心会本部)
509	〃	八尾利弘家住宅	※309	〃	旧通信省姫路電信局(309と同一)
510	〃	森岡園次家住宅	520	〃	白鷺橋
511	〃	大田文三郎家住宅	521	〃	旧第三十四銀行姫路支店
512	町屋	佐野俊明家住宅	522	近代建造物	勝原薬局
513	〃	大田充家住宅	※304	〃	旧濱本家別邸
514	〃	加古昭二家住宅	※301	〃	元旧制姫路高等学校講堂
※202	〃	野里固寧倉	※302	〃	元旧制姫路高等学校校舎
※403	〃	大野伊雄家住宅			

6. 近代化遺産（近代建造物）

「兵庫県の近代化遺産-兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書-（平成18年、兵庫県）」において、個別解説及び注目すべき近代化遺産一覧に掲載された近代化遺産（近代建造物）は、次のとおり。

表：姫路城及び周辺地域に所在する近代化遺産（近代建造物）

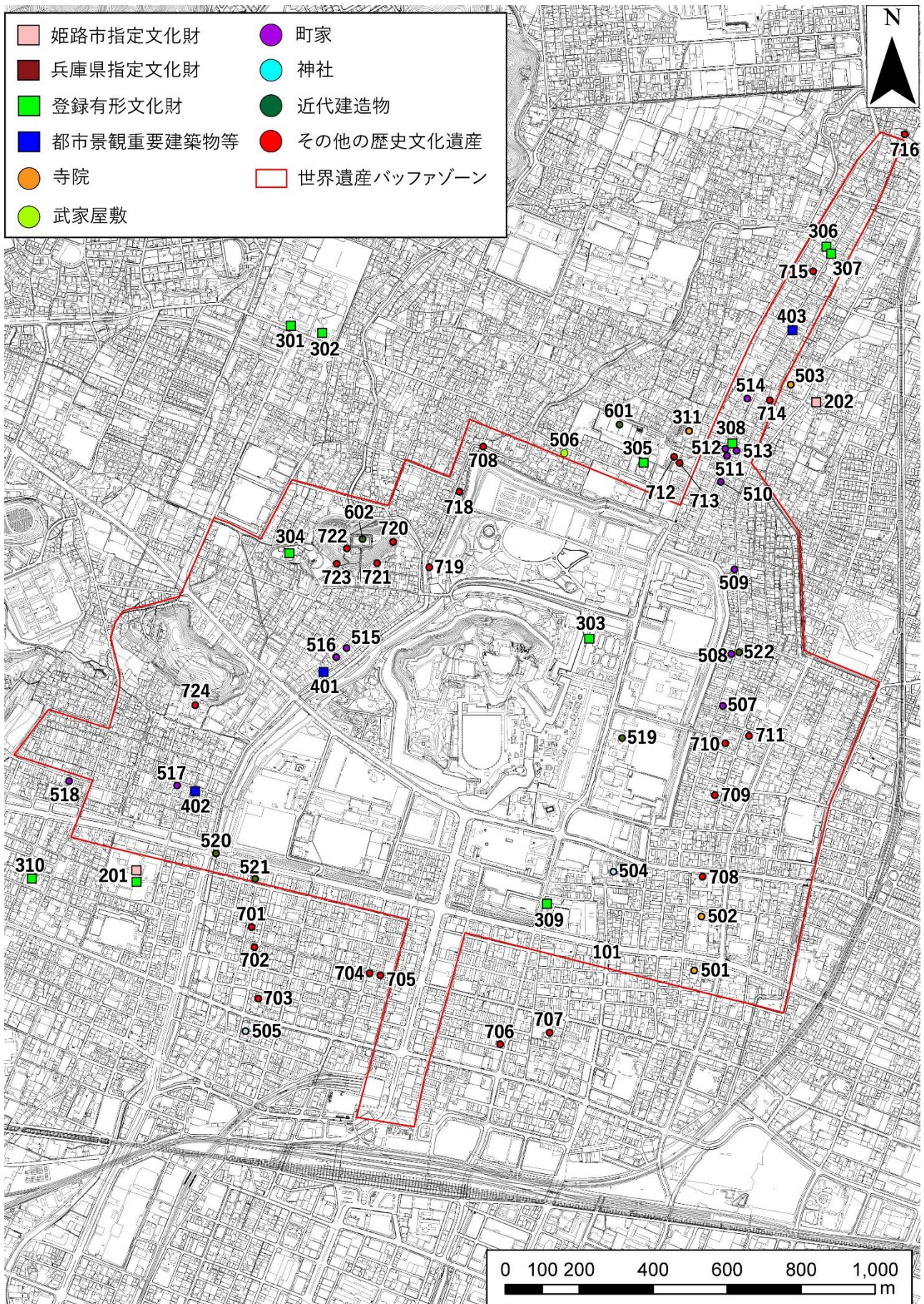
図番号	分野	名称	図番号	分野	名称
601	上下水道施設	町裏浄水場関連施設	※520	軍事施設	旧第十師団長官舎（淳心会本部）
602	上下水道施設	男山配水池	※309	官公庁	旧逓信省姫路電信局（309と同一）
※303	軍事施設	姫路市立美術館（旧第十師団兵器庫）			

7. その他の歴史文化遺産（社寺等）

「文化財見学シリーズ（姫路市教育委員会文化財課発行）」に記載のある歴史文化遺産（社寺等）は次のとおり。

表：姫路城及び周辺地域に所在する文化財見学シリーズ記載の歴史文化遺産（社寺等）

図番号	分類	名称	図番号	分類	名称	図番号	分類	名称
701	寺院	西福寺	709	寺院	法華寺	717	その他	船場川 船着場
702	〃	光明寺	710	〃	妙立寺	718	神社	白川神社
703	〃	光源寺	711	〃	正明寺	719	その他	吉水地蔵
704	神社	長壁神社	712	〃	誓光寺・願入寺	720	神社	愛宕神社
705	寺院	長源寺	713	〃	庚申堂	721	寺院	慈恩寺
706	神社	神明神社	714	〃	光正寺	722	神社	男山八幡神社
707	寺院	幡念寺	715	〃	正願寺	723	〃	天満神社
708	〃	妙行寺	716	神社	日吉神社	724	寺院	景福寺



図：姫路城及び周辺地域の歴史的建造物等の現況図

第2項 周知の埋蔵文化財包蔵地

姫路城及び姫路城周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地として以下がある。

表：周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

番号	県遺跡番号	遺跡の名称	遺跡の時代	遺跡の種類
1	—	特別史跡姫路城跡	近世	城館跡
2	020169	姫路城城下町跡	近世	集落跡
3	020465	本町遺跡	奈良	官衙跡
4	020172	野里門下層遺跡	縄文・弥生	散布地
5	020170	御茶屋町遺跡	弥生	散布地
6	020171	富士才遺跡	弥生	散布地
7	020180	伊伝居遺跡	弥生	散布地
8	020904	元江尻病院裏山窯跡	古墳	生産遺跡
9	020173	八代山古墳群 1 号墳	古墳	古墳
10	020174	八代山古墳群 2 号墳	古墳	古墳
11	020175	八代山古墳群 3 号墳	古墳	古墳
12	020176	八代山古墳群 4 号墳	古墳	古墳
13	020177	八代山古墳群 5 号墳	古墳	古墳
14	020178	八代山古墳群 6 号墳	古墳	古墳
15	020179	東光寺山古墳	古墳	古墳
16	020866	大歳神社前遺跡	古墳	散布地
17	020166	八代深田遺跡	弥生	散布地
18	020167	男山東山焼窯跡	近世	生産遺跡
19	020572	岩端町遺跡	弥生	集落跡
20	020453	千代田遺跡	縄文・弥生	散布地
21	020454	村淵遺跡	弥生	散布地
22	020455	君田遺跡	弥生	集落跡
23	020456	南畝町遺跡	弥生	集落跡
24	020441	橋詰遺跡	縄文～古墳	集落跡
25	020440	黒表遺跡	弥生・古墳	散布地
26	020457	豊沢遺跡	弥生	散布地
27	020458	北条遺跡	弥生・古墳	集落跡
28	020459	豆腐町遺跡	弥生～平安	集落跡
29	020460	朝日町遺跡	弥生～奈良	集落跡
30	020461	神屋町遺跡	弥生～平安	集落跡
31	020462	市之郷遺跡	弥生～平安	集落跡
32	020463	市之郷廃寺	奈良	寺院跡
33	020464	駅前町遺跡	弥生～近世	集落跡
34	020573	阿保遺跡第 2 地点	弥生・奈良～中世	集落跡



図：特別史跡姫路城跡と周辺の遺跡

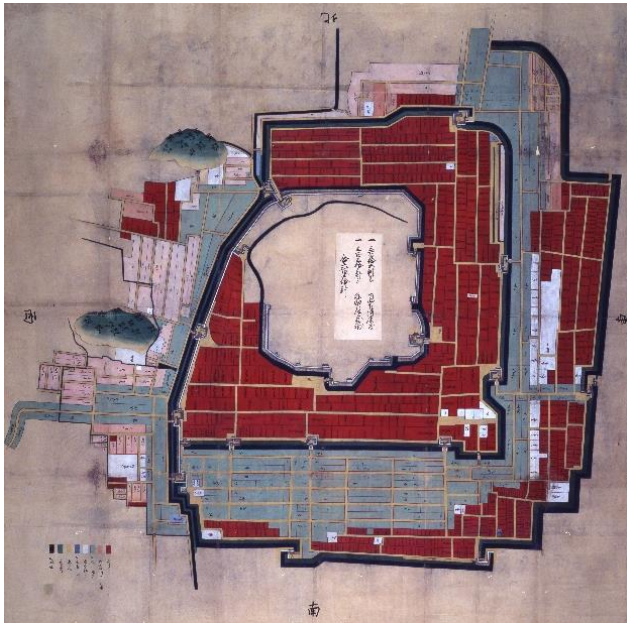
第3項 史料

姫路城に関わる主な史料は以下のとおりである。

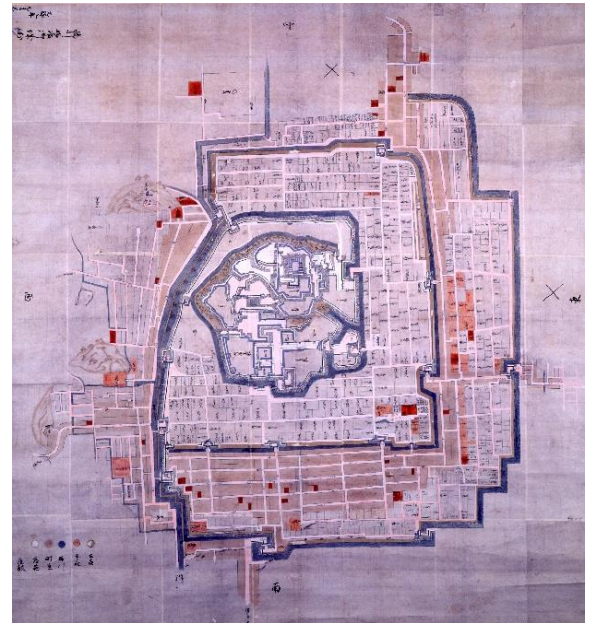
1. 絵図

表：主要絵図一覧

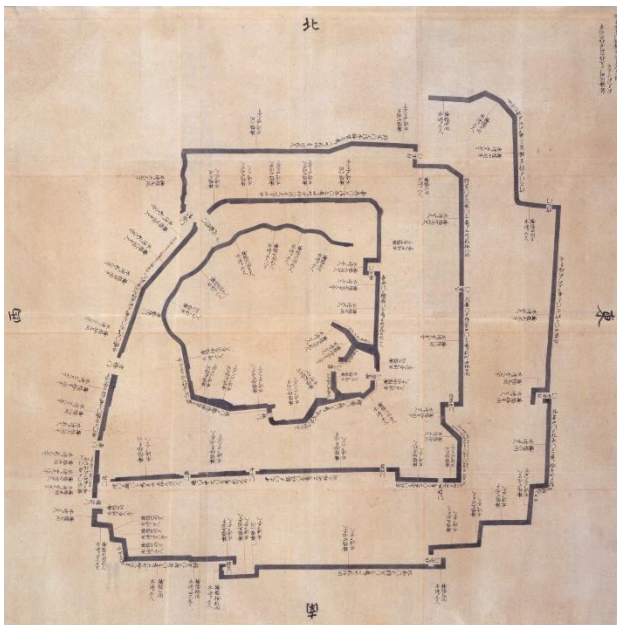
番号	名称	時期	所蔵
1	姫路城内家臣用屋敷割図	慶長 18 年(1613)～元和 3 年(1617)頃	岡山大学附属図書館
2	姫路御城廻侍屋敷新絵図	慶安 2 年(1649)～寛文 7 年(1667)	姫路市立城郭研究室
3	姫路城之図	慶安 2 年(1649)～寛文 7 年(1667)力	国立公文書館内閣文庫
4	姫路城之図	寛文 7 年(1667)以降力	個人
5	姫路城下町絵図	寛文 7 年(1667)～天和 2 年(1682)	姫路市立城郭研究室
6	播州姫路城図	寛文 7 年(1667)～天和 2 年(1682)	大阪城天守閣
7	播州姫路城図	寛文 7 年(1667)～天和 2 年(1682)	肥前島原松平文庫
8	姫路城下町絵図	天和 3 年(1683)以降、宝永元年頃修正力	個人
9	姫路城下町絵図	天和 3 年(1683)頃	個人
10	播州姫路御城図	元禄 8 年(1695)	姫路市立城郭研究室
11	播州姫路城図(大絵図)	元禄 12 年(1699)～宝永元年(1704)	個人
12	姫路城下町絵図	元禄 11 年(1698)	兵庫県立歴史博物館
13	本多藤原政武公御時代播州飾東郡国衙庄姫路図	元禄 15 年(1702)以降	静嘉堂文庫
14	姫路城修復願図	宝永 5 年(1708)	東近江市・浜野総自治会
15	姫路城内并城(姫路城防備布陣図)	宝永 2 年(1705)～寛保元年(1741)	姫路市立城郭研究室
16	諸番所色分之内図	宝永 2 年(1705)～寛保元年(1741)	姫路市立城郭研究室
17	諸番所色分之内図(姫路城内図)	宝永 2 年(1705)～寛保元年(1741)	姫路市立城郭研究室
18	播磨国姫路御城内絵図	宝永 8 年(1711)	上越市立高田図書館
19	播磨姫路之城図	享保年間(1716～1736)	国立公文書館内閣文庫
20	播磨姫路城図	享保年間(1716～1736)以降力	白杵市教育委員会
21	姫路城総堀管尺大間数図	享保 15 年(1730)頃力	姫路市立城郭研究室
22	播磨国姫路城所々石垣崩孕堀浚等修復之絵図	享保 17 年(1732)	兵庫県立歴史博物館
23	播磨国姫路城所々石垣崩孕堀浚等修復之絵図	享保 19 年(1734)	姫路市立城郭研究室
24	姫路城図屏風	寛保元年(1741)以降力	個人
25	姫路城下図	寛保 2 年(1742)～寛延 2 年(1749)	個人
26	姫路屋敷総絵図	寛保 2 年(1742)～寛延 2 年(1749)	茨城県立歴史館
27	白鷺旧図	寛延 2 年(1749)頃	個人
28	姫路城下浸水被害図	寛延 2 年(1749)頃	姫路市立城郭研究室
29	姫路侍屋敷図	寛延 4 年(1752)～宝暦 4 年(1754)	姫路市立城郭研究室
30	姫路城修復願図	宝暦 6 年(1756)	兵庫県立姫路西高等学校
31	播磨州飾磨郡姫路之図	宝暦 11 年(1761)	姫路市立琴丘高校
32	姫路城下絵図	安永 7 年(1778)～文化 7 年(1810)	兵庫県立歴史博物館
33	姫路城下絵図	文化 3 年(1806)記	兵庫県立歴史博物館
34	石垣修理絵図	文化 13 年(1816)以降	個人
35	大工幾藏姫路城図	文政 6 年(1823)	姫路市立城内図書館
36	播州姫路城図	嘉永 6 年(1853)	姫路市立城郭研究室
37	播陽姫路図	貞享 3 年(1686)頃	個人
38	姫路城之図	明治 9 年(1876)～明治 15 年(1882)	姫路市立城内図書館
39	播州姫路白鷺城之図	明治時代	兵庫県立歴史博物館
40	姫路城天守閣其他配置図(喜斎門～西ノ丸)	明治以降	兵庫県立歴史博物館
41	城内長壁神社配置図	天保 13 年の原図の写し力	兵庫県立歴史博物館
42	白鷺公園平面図	明治後期	兵庫県立歴史博物館
43	播陽姫路御城図	近代力	姫路市立城郭研究室
44	姫路城附近之古地図	昭和 12 年(1937)復刻	兵庫県立歴史博物館
45	本多中務大輔忠國公御時代御城内外惣家中侍之家名惣町中共之絵図	昭和 16 年(1941)	兵庫県立姫路東高等学校
46	池田家姫路城内侍屋敷図	昭和 18 年(1943)	姫路市立城郭研究室
47	御本城御居間等儀礼見取図	—	兵庫県立歴史博物館



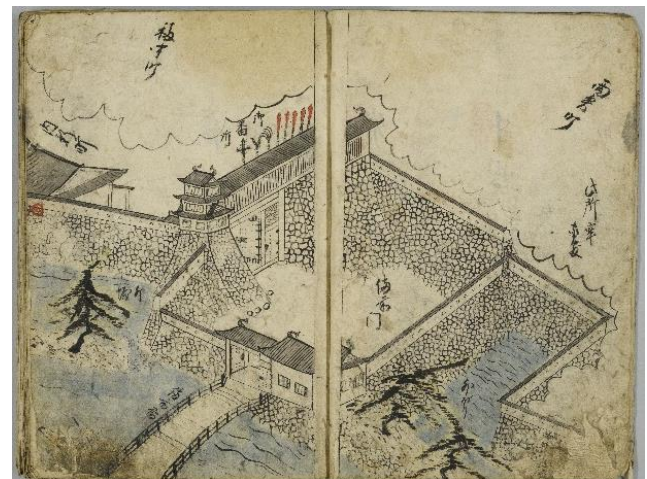
図：2 姫路御城廻侍屋敷新絵図



図：10 播州姫路御城図



図：21 姫路城総堀管尺大間数図



図：35 大工幾蔵姫路城図（備前門（福中門））

2. 文書

酒井家文書：酒井雅楽頭家は、上野前橋から寛延2年（1749）に姫路に入部し、その後明治に至るまで10代にわたって姫路藩を治めた。「酒井家文書」は、この酒井家に代々伝えられた史料で、約7000点におよぶ史料群である。江戸時代の初頭から明治にいたる酒井家の家政や各種日記、絵図など、その内容は多岐にわたっている。

3. 古写真

明治時代の姫路城を撮影した写真や絵はがきが10枚程度確認されている。その他、兵庫県立歴史博物館において、郷土史家である高橋秀吉氏が撮影した近現代の写真を保管するとともに、デジタル化している。



図：明治初期（明治7年（1874）以前）の姫路城（長崎大学附属図書館蔵）



図：明治7年（1874）～15年頃（1882）の姫路城（高橋秀吉コレクション）